

衆議院 第百六十六回国会

教育再生に関する特別委員会議録 第十三号

平成十九年五月十七日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 大島 理森君

理事 小坂 憲次君

理事 中山 成彬君

理事 牧 義夫君

理事 安次富 修君

井澤 京子君

伊藤 忠彦君

稲葉 大和君

浮島 敏男君

木原 誠二君

木村 勉君

鈴木 俊一君

中森 ふくよ君

西本 勝子君

馳 浩君

平田 耕一君

福田 良彦君

松本 洋平君

安井潤一郎君

山本ともひろ君

渡部 篤君

北神 圭朗君

田嶋 要君

西村智奈美君

横山 北斗君

伊藤 涉君

石井 郁子君

保坂 展人君

河村 建夫君

鈴木 恒夫君

野田 佳彦君

西 博義君

赤池 誠章君

井脇ノブ子君

稲田 朋美君

猪口 邦子君

亀岡 偉民君

木原 稔君

清水清一朗君

とかしきなおみ君

西村 明宏君

萩原 誠司君

原田 憲治君

福岡 資麿君

二田 孝治君

やまきわ大志郎君

山内 康一君

若宮 健嗣君

川内 博史君

田嶋 一成君

高井 美穂君

松本 大輔君

笠 浩史君

大口 善徳君

阿部 知子君

糸川 正晃君

高井 美穂君

田嶋 一成君

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

牧 義夫君

藤村 修君

松本 大輔君

笠 浩史君

安倍 晋三君

菅 義偉君

尾身 幸次君

伊吹 文明君

塩崎 恭久君

下村 博文君

池坊 保子君

遠藤 利明君

土屋 正忠君

小淵 優子君

山中 伸一君

玉井日出夫君

加茂川幸夫君

銭谷 眞美君

清水 潔君

清野 裕三君

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

松本 洋平君

安井潤一郎君

山内 康一君

保坂 展人君

福岡 資麿君

木原 稔君

中森ふくよ君

阿部 知子君

安次富 修君

木原 稔君

清水清一朗君

中森ふくよ君

萩原 誠司君

福岡 資麿君

福田 良彦君

阿部 知子君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

案(牧義夫君外二名提出、衆法第一七号)

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興

に関する法律案(笠浩史君外二名提出、衆法第一八号)

○保利委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律

案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教

育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに鳩

山由紀夫君外五名提出、日本国教育基本法案、藤

村修君外二名提出、教育職員の資質及び能力の向

上のための教育職員免許の改革に関する法律案、

牧義夫君外二名提出、地方教育行政の適正な運営

の確保に関する法律案及び笠浩史君外二名提出、

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に

関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣

官房内閣審議官山中伸一君、文部科学省大臣官房

長玉井日出夫君、生涯学習政策局長加茂川幸夫

君、初等中等教育局長銭谷眞美君、高等教育局長

清水潔君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと

存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○保利委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。田嶋一成君。

○田嶋(一)委員 民主党の田嶋一成でございます。

きょう一時間という時間をちょうだいし、大臣

第二類第八号

教育再生に関する特別委員会議録第十三号 平成十九年五月十七日

以下関係の皆さんにお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

質問に入ります前に、きょうの朝刊にも載っておった国民健康・栄養調査の結果、大臣も新聞をごらんになられたかと思いますが、一人で朝食をとっている中学生が四人に一人だというような厚生労働省が発表した結果が載ってりました。早寝早起き朝御飯、もう最近、随分地元のPTAなんかでも唱えている人たちが多くて、定着したかのように思われますけれども、データ的には、どうも一人で朝食をとるケース、朝食をしっかりとつてくる数はふえてきている、一定の成果は上がってきているのかなというふうには思ふんですけれども、残念なことに、一人で朝食をとっている子供の数は四人に一人、そんな数字が出てきています。

できれば家族そろって食卓を囲んで、朝、一日気持ちよくスタートを切れることが何よりだというふうに思ひますし、私なども、こうして単身赴任をしておりますと、子供が食事をしている様子を思い出しても、多分一人ではたばた食事をしながら、その用意とお弁当の準備を私の連れ合いが台所でやっているのかな、そんなふうには思ひ出したりしているわけでありまして。

今こうして、福島あの事件も含めて考えますと、やはり家族の中での対話が非常に少なくなってきた。その貴重な場が食事の団らんのひとつであることは言うまでもないと思ひますが、この朝食を一人でとっている子供たちの数が依然減っていない傾向、これをとらえて大臣としてどのようにお考えか、まず冒頭、お聞かせをいただけないでしょうか。

○伊吹国務大臣 けさは先生の想定問答を読んでおいて、私は朝食をとる時間がなかつたんです。再生会議で親学ということいろいろ取り上げられて、それが話題になりましたね。私は、あそこで言うておられることはほとんど間違っていないと思ふんです。ただ、そうできない人たちが大勢いる中で、おれたちはこうやった、私たちが

はこうやったからあなたたちもこうしなさいというのはちょっといかなが私には思ひませんでした。

朝、家族すべてで食事をとるのが理想で、できるのにそうしない親はやはり困つたものだと私は思ひます。ただ、夜勤の御家族もあるし、お母さんがいない御家庭もあると思ひますから、できる状態にある親は、やはりできるだけ、自分がこの世に生み出した命について責任を持つて育てていただく。これはもう先生のおっしゃるとおりだなと思ひますし、我々政治家がやるべきことは、人にお説教を垂れるのではなくて、やはりそのような状況をつくり出していく努力をするということだと思ひます。

○田島(一)委員 ぜび、国民の範たるお立場でもいらつしやいますので、朝食はしっかりとつていただきたい。私も、この質問をするためにかき込んで食事はとつてまいりました。

その一方で、中高年男性の肥満傾向がさらに強まっているという補足的なデータもございました。見渡しますと、メタボリック傾向の方もどうもいらつしやうであります。食育基本法というものもしっかり成立をした中であります。食事さえとればよいというものではない。さらには、その食事を通してコミュニケーションを深めていければ、最近にぎわしている、子供が親を殺すといったような悲惨なニュースもきつとなくなっていくのではないかと、そんな気持ちがあります。

しかし、国としてそれを強要する立場にあるかどうかは、これはいささか問題があると私も感じております。大臣と全く一緒であります。ですから、範としての大員としての日ごろの食生活の充実、ぜび私の方からお願ひをしておき、質問に移らせていただきたいと思います。

前回に引き続き、中途半端で終わつてしまった質問の続きから入りたいと思ひます。教育実習の現状の問題点であります。

うな実態であることは、前回の質問のときに指摘をさせていただいたところでもあります。わずか四週間という時間的な問題はあるものの、この期間中はやはり教科指導が中心となつていくことは大臣も認識をいただいていると思ひます。

ただ、その問題点として、私自身の経験談を申し上げたとおり、必ずしも目指そうとしている教科の指導をこの教科指導で受けられていない、そんな問題もあるんだというところはぜひ調査を進めていただきたいと思います。それであつたとするならば、悲劇は学が学生たちだけではありませんから、そういったことが今は絶対になんかというように示していただけるような調査をぜひ一方ですていただきたい、このことをぜひお願いしておきたいと思ひます。

教科指導中心の教育実習ですから、その四週間の中で、学校の中で教育職員としてやらなければならぬ仕事の全体を実習として掌握できるかといへば、甚だ無理があるうかというふうに思ひます。

ただでさえ教科指導以外の事務処理に追われる現場の先生方、そのことから、子供たちと向き合う時間が少ないという叫びすら届いている現状からすると、校務というものの、学校のありとあらゆる仕事を四週間という短い期間を使つてできる限り見て、聞いて、そして自分の体で体験していかなければならぬ、そんな貴重な時間だというふうには思ひます。けれども、残念ながら、実習校の判断で、教科指導以外の校務にかかわれるケースとかかわれないケース、そんなのがやはり混在しているように感じております。

実際に採用されて教壇に立つまで、教育実習から随分プランクがあいていくことも考えます。と、教育実習自体を見直すことこそやはり今の教育現場の改革につながるのではないかと、うに実は私は考えました。この五月末から六月にかけて、そしてまた秋、年に大体二回教育実習が行われているようでありまして。この春の五月、六月に教育実習を受けると、せっかく現場の雰囲気

気を体で感じ取つた学生たちが、うまくいつて来年の四月に教壇に立つとしても、半年間は教壇からごさたをしようという現状があるわけでありまして。

果たして、研修期間として、研修時期としての意味が十分果たしているのかどうかという問題点を私は感じるわけですが、大臣、その点についてのお考えをお聞かせいただけますか。

○伊吹国務大臣 何事もそうでしょうけれども、もちろん、その職につくまで、ある程度の研修をして、心構えを持つてその職につくわけですが、同時に、職についてから日々先輩の教えを受けて研さんをし、そして、教員でいへば、十年をめどにして十年目の研修を受けるということですから、今のやり方の中で、あと、具体的な例について先生と政府参考人の間でいろいろ具体的なやりとりをしていただいて、委員の先生方にもそれを聞いていただながら、直すべきところがあれば正していけばいいと思ひます。

何事も完璧ということはありませんので、ある部分を直そうとすると、必ず、その部分は直るんだけれども他の欠陥が出てきますね。だから、教育実習をどの程度時間をとるのか、そうすると、あと教科をどのように扱うのか、あるいは将来的には四年で本場にいいのか、修士を教師の資格にするべきなのかということまで含んだ広範なやり取り議論に移つてくるという大切な御指摘であると思つて何と申していただいております。

○田島(一)委員 ありがとうございます。結論として現在のこの四週間の実習期間というのは十分足りていないとお考えだというふうな受けとめてよろしいでしょうか。

○伊吹国務大臣 それは人それぞれじゃないでしょうか。何か、一年生で、突然当選してこれた人でも、もう五回、六回みたいな顔をして堂々たる発言をされる人もおりますし、何度当選しても私のおどおどしている者もおりますから。ただ、四週間というのはちよつとやはり短いか

なという気はしますね。

それから、研修の内容、これはやはりよく考えないといけないと思います。国会の議論は、私は答弁をしているだけじゃないんですよ。大切なことはきつと事務局にメモをさせて、そして行政で対応できることは、いいことは、直していきいたいと思いますから。

今すぐどうこうするというのをここで申し上げるわけにもいきませんが、貴重な御意見として承らせていただきます。

○田島(一)委員 現在の教育実習というのは、実習校次第、実習校任せとなつていてところがやはり大きいんですね。例えば、一般校に教育実習に出向く学生たちにしてみれば、ほとんどが自分の出身校に行つています。附属の学校に行かれるケースももちろんありますが、一般校へ行くと、いわゆる学校現場としてみれば日常業務に大きな負担となる。この現実も、やはり先生方から何度も聞かせていただきました。しかしながら、母校の出身者だから仕方がないというふうな思いで、温かくのか嫌々なのかは別にして、受け入れていただいている現実があります。

実習校任せだ、実習校次第だというふうなこの教育実習が教員免許状のカリキュラムの一つとして組み入れられているとするならば、これはやはりひとしくその内容についての厳しいチェックが入るべきだと私は思います。

検討に値すると大臣もおっしゃっていただきました。そのことについては大変前向きな答えと私も考えておりますので、どうかひとつその中身について、各校それぞれ違いがある、カラーがあることは大変いいと思いますけれども、その内容に差があることについてはいささか問題だというふうに私も感じておりますので、どうかその点、よろしく御検討いただきますようお願いしたいと思います。

さて、今回の教員免許状の関係ですけれども、政府案では、十年単位での免許更新制を導入するというお話でありました。例えば教育現場に立つ

ていただいている先生方にしてみれば、日ごろの授業状況、また研究している中身、研修を重ねていらつしやる中身を、十年ごとで免許を更新するんだということだから何の心配もないだろうというふうにお考えの向きの方もいらつしやるかもしれません。

しかし、教育職員は、必ずしも教育現場に立つ人ばかりではありません。その一例が、教育委員会の事務局に出向をいただいている教育職員であります。今、教育委員会の事務局の職員、自治体によつてもその比率はさまざまというふうに思いますが、その大方が、学校教員が二年間ないし三年間といったスパンで、教育現場から離れて事務局の職員として教育委員会事務局に出向しているというケースがあります。

まず、具体的な数字として、ぜひ事務方にお尋ねしたいんですが教育委員会事務局に出向しているのか。もちろん、外部団体の法人等に出向しているケースがあるかもしれませんが、おおよそで結構です、教壇以外で仕事をしている教育職員は何人ぐらいいるのか、その数字を示していただけますか。

○錢谷政府参考人 ただいまお尋ねのございました、教員が教育委員会の事務局において勤務するケースというのはあるわけでございます。例えば、教育委員会の課長等の管理職になるような場合とか、指導主事それから社会教育主事などの専門的な職員として配置をされる場合などがございます。

その数でございますけれども、都道府県、市町村の教育委員会を通じて教育委員会事務局に勤務をしている教員全体の人数ということとはちよつと把握はしていないわけでございますが、教員が教育委員会に勤務している典型的なケースとしての指導主事について申し上げますと、指導主事は、都道府県教育委員会には現在約四千六百人おります。それから、市町村の教育委員会には約四千九百人おります。合わせまして九千五百人

ぐらいの指導主事がいるわけでございますので、その多くは教員から教育委員会の方に来ている、こう思われるわけでございます。

それから、社会教育主事でございますけれども、これは、国立教育政策研究所の調査によりまして、平成十七年の十二月現在でございますけれども、社会教育主事として最初に発令をされたその直前に教員として学校に勤務をしていた方、つまり教員として勤務をしていて社会教育主事に発令されたという方が約千五百人という数字は把握をしているところでございます。

これらを合わせますと一万人を超えるわけでございまして、教員の数自体が、どこからどこまでをとるかにもよりますが、百万とか、国庫負担の対象なら七十万とか、そういう数でございしますので、全体から見るとそういう状況になつていくというところでございます。

○田島(一)委員 今挙げた主事の数だけでも、全体の約一割ぐらいが教育委員会事務局に出向している。主事だけです。それから、それ以外にも当然、課長職それからそれ以上の職で出向している方もいらつしやいますし、中には、前の文部科学委員会でも指摘をしたとおり、教育長の学校教員出身者が非常に多く占めている、ほとんどだというふうなことも示したとおり、事務局に出向している教育職員の数というのはやはり相当に上つてきているというのを今お示しいただいたところでありました。わずかに一割と見るのか、それでも一割いるというふうに見るのか、これはやはり大きいところがあります。

実は、この教育委員会の事務局に出向している教員が、今回の免許更新制で心配をしている点が一かあります。十年目という節目にもし教育委員会事務局に出向していたとするならば、いわゆる更新の三十時間の講習で絶対的な不利が生じる、そんな声が上がっているんですね。教壇に立てない、立つことが物理的に不可能でありますから、一年や二年教壇に立たないということの不安が先立つ、そういうことを私は地元で聞いてまいりま

した。

実際に教壇に立つことの間にブランクがあいてしまふと大変やりにくいということは、多分、経験値からしても、おつしやる意味は私は理解をできますし、例えば、教育委員会事務局に出向が解けて教育現場に戻る際にも、きちんと現場復帰ができるかどうか不安だという声も私も聞きました。

そう考えると、十年目の節目にこういう事務局に出向しているということがもし起こつたとするならば、すごく不平等が生じてしまうのではないかと、この点については実は危惧するわけでございども、その点についてはどのような手を打たれるつもりなのか、お聞かせいただけますか。

○錢谷政府参考人 まず、免許更新講習は、日々職務を支援なくこなして努力をされている多くの教員の方であれば、通常は、三十時間講習をしっかりと受けていただければ修了できる、そういうものを予定しているわけでございます。

ただ、十年目の更新の時期に、やむを得ない事由によりまして有効期間の満了の日までに更新講習の課程を修了することが困難であると認められるときは、免許管理者は、その者の免許状の有効期間を延長することが、改正免許法の九条の二の第五項におきまして可能になっております。

そういうものに通常該当するのは、出産とか病気とか、あるいは海外勤務などによりまして教育現場を離れている人についてはこの規定が適用できるのではないかと、こういうふうにも思ふわけでございます。ですから、現場に復帰する直前に講習を受けていただければいよいよ更新ができるというふうなこともなるわけでございます。その辺の法の運用につきましては、今後、基準等をお示しいていくということにならうと思ひます。

なお、教育委員会に出向している職員につきましては、先ほど指導主事の例をお示しいたしました。数としては、やはり指導主事で教育委員会に出向する方が、先ほど申し上げましたように多いわけでございます。ですから、指導主事につきましては、法の九条の二の第三項の規定によりまし

て、例えば他の教員を指導する立場にある職員というところで講習受講の免除の対象とするということも今検討しているところでございます。

いわば、指導主事というのは先生方をむしろ指導する立場、あるいはいろいろな研修などでも講師を務める立場でございますので、指導主事については、常に最新の知識、技能というものを身につけた方がその任に当たっているということや、ほかの教員を指導する立場にあるということで、免除の方で今検討しているということでございます。

○田島(一)委員 今の答弁ですと、指導主事は免除する。では、それ以外の社会教育主事とか、それ以外、主事でない立場の方についてはどうなのか。

例えば、現場復帰していただく前に免許の更新をしていただくとおっしゃいましたけれども、しばらくは現場に立っていないから更新ですよ。プランクがあったわけですから、そこで免許更新の手続きをとるとおっしゃって、これは絶対的に、現場に立ち続けている人との差が生じてしまうじゃないですか。それをどう埋めるんですかと私は聞いています。どうですか。

○鎌谷政府参考人 先生、まさに免許の更新講習は、自信と誇りを持って教壇に立っていただけるようにするために、教育に関する最新の知識、あるいは教育内容とか、あるいは教育方法とか、そういうものについての技能というのを、講習を受けていただけて、そしてその講習によってそういうものを身につけていただけて、そしてまた十年間の免許の更新ができる、こういうものでございますから、ペーパーティーチャーの方も実は内定をしたら講習を受けていただくわけでございますから、教育委員会でも働いている方とペーパーティーチャーはもともと全然状況は違うと思いますけれども、まさに講習を受けていただけて、そして修了の認定をしていただくということによってよろしいのではないかと考えております。

○田島(一)委員 現場に立つ先生方でも、いわ

ゆるストレスや肉体的な疲労から疾病になるというケースは何度もこの委員会の中でも出てまいりましたが、実は、教育委員会事務局に出向したことがきっかけでそういういわゆるゆるゆるの疾患になられるケースというのもあるんですね。私の地元でも実はありました。

こういう現状は何か起こるのかなと考えたとき、教育職員を目指して採用された先生方は、教壇に立つことしか考えていなかった、ところが、地元の校長先生や教育委員会、教育長から、教育委員会の事務局に来てくれと説得をされて入られる、自分は本当は嫌だけれども、頼まれたから仕方がない、そんな思いで出向されているケースがほとんどだというふうには実は聞きました。

自分から手を挙げて教育委員会事務局に進んで出向を申し出る人、これは本当にまれだという状況らしいです。学校教員として採用されたのにどうして机に向き合っている仕事をしななければならぬんだらうかというように考える先生方もいるようですね。これは、現実問題としてぜひ受けとめていただきたいと思うんです。私は、その点についてどうこうまず言うつもりはありません。

しかし、教育委員会事務局に出向してアメリカントばかりかといえ、私は決してそうでもないと思うんです。いわゆる学校という閉鎖社会で子供たちと向き合うだけではなく、社会人として、また、大人といえますか一般の方々と接する機会、何よりも教育現場よりもずっと多いわけですから、人間の幅を広げるにはちょうどいい機会だというふうに私は思っているんですが、残念ながら、それを受け入れることができない教育職員もいるという現実があります。そういう方々が、またこの十年の免許更新制とあわせて余計におかしな方向に行かないかな、そんなことを実は危惧するわけでもあります。

この点については運用の部分で相当配慮をされるだろうというふうにも思いますけれども、どうか、いろいろな現実問題が起こっているんだということだけはしっかり御理解と認識をしておいて

いただきたい、そのことをぜひお願いしておきたいと思えます。

次の質問に入りたいと思いますが、国立大学附属学校の実態についてであります。

先ほど申し上げました教育実習の問題とも重複するところがあるわけですが、教員養成課程の大学にはすべてこの附属学校が設置されています。養成課程以外にも設置されているケースがあるわけですが、現在の国立大学の附属学校はまず何のために設置をされているのか、概念として整理をしたいので、冒頭御説明をしていたきたいと思います。

○清水政府参考人 附属学校設置の目的というお尋ねでございますけれども、附属学校は、教員養成大学・学部等に附属して、まずは、大学学部の教育に関する研究に協力するということが一点目、そして学生の教育実習の実施に当たるということを目的として設置されております。

そのほか、各附属学校それ自体として、それぞれの学校の研究課題を設定して、教材研究あるいは授業研究を中心とする研究活動を進め、そしてその成果を他の公立学校等に、地域の学校等に提供、こういう役割を担っております。

○田島(一)委員 授業研究、それからまた学生たちの教育実習の場という位置づけであるということとを今御答弁の中でおっしゃっていただきました。

附属学校における教育実習生に対する対応の状況について、前回の委員会でも私例示をさせていただきまして、文部科学省からいただいた資料をもとにして御紹介をした、例えば北海道教育大学では、三人に二人はこの附属学校以外で教育実習を受けているという実態であります。今どうとうとお述べをいただいた目的は十分に達成できているという実態には今ないと私は考えます。

附属学校における教育実習の意義は一体どこにあるのか、改めて御説明いたしますか。

○清水政府参考人 お尋ねのことに關しては、在学する学生の教員養成という全体の位置づけの中

で、まさに教員としての資質、心構え、あるいは授業その他にわたる学校教育活動全体の課題にどう実際に取り組んでいくかということがその目的であらうかというふうには思っております。

ちよつと補足させていただきますけれども、附属学校における教育実習は、例えば長いところでは十週間、平均で六週間から七週間という形で行われております。つまり、在学中の全学年を通じてどう体系的に行っていくかという中で、例えば、長いところ、十週間の例でありますと、まず大学一年次で、児童生徒の様子を観察する、そういうセミナーのものを二日やり、二年次において、これは公立学校でお願いしているわけでありまして、これも、教科学習、生活指導のサポートを通して理解を深めるのを一週間、そして三年次で、免許法において必修として定められている教育実習を附属学校で実施し、四年次では、その成果を踏まえてみずからの問題意識に基づく調査研究を行う発展的なもの、これは附属、公立、それぞれを選択して行うというような形で、附属学校だけですべてを行うというのではなくて附属学校あるいは協力校等とあわせて、全体として体系的に教育実習を教員養成課程の中に位置づけよう、こういう形で活用されているというふうに認識しております。

○田島(一)委員 生徒の様子を観察することから始まって、自分自身の課題を研究する、その舞台が附属学校だという御回答を今いただきました。もちろん、その状況の中で設置をされていることは目的の中にも盛り込まれている話であります。しかし、本当に学生たちが生徒たちの様子を観察したり自分たちの研究テーマを深掘りするステージとしてふさわしい舞台かどうかを、もう一度これは考えなければならぬと私は感じております。

前回の委員会での質問の折に、私は、参考資料として、進学教室が発行している私立、国公立の中学校の入試の偏差値の一覧表をお配りしたと思

しなべて高い、一、二の偏差値を示す学校として位置づけられておりました。レベルが高い、いわゆる頭がよくなければ入れないという位置づけで今日の国立大学附属学校は一般国民にも認識をされているところであります。

教員養成課程ではない大学の附属であります筑波大学附属駒場中学校に至っては、首都圏に限ってですけれども、私立の御三家と言われている開成、麻布等に並ぶ、もしくはそれ以上の難易度を示しているという学校になりました。ふたをあけてみると、いわゆる首都圏内の一番優秀な児童が集まってきたという学校として今もおあり続けています。

それだけ優秀な子供たちが集まっている学校で、それ以外の教員養成課程でもそれに準じたような傾向が見られますが、優秀な子供たちばかりが集まっているところが、果たして子供たちの様子を観察したり教育の研究をしたりするステージとして本当にふさわしいのかどうか、この点をも一度私は考えなければならぬだろう、教育改革と言ふ前に、前提として、私は直さなきゃならないんじゃないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○清水政府参考人 御指摘の事例は、必ずしも、附属学校全体を通じての傾向であるのかどうか、いささか、若干疑問もないわけではございませんが、まず一般的に、いろいろ事例を挙げられたわけでございますけれども、学校で、いわゆる御指摘にありました偏差値というのは、ある意味ではどういう生徒が志望しているかという実態をあらわしているものだろうと思っております。

附属学校は、先ほど申し上げましたように、筑波大学附属駒場高校でございますと例えばスーパーサイエンスハイスクールとか、そういう形で、いろいろな形で、実習生を受け入れるだけではなくて、スーパーサイエンスハイスクールの指定を受けて、先駆的科学技术者を育成するための中高一貫のカリキュラム研究、教材開発、そういう実験研究の性格を担っておりましております。

それぞれの学校はそれぞれの地域において、歴史と申しますか伝統と申しますか、そういう形で、ある意味での評価、人気というのも非常にございます。そして、先ほど申し上げましたような実験研究校、教育実習校としての性格という部分で、その役割を恒常的に果たしていくために一定の学力が求められるという現実もございます。

そういう意味で、一般的には必ずしも思いませんが、それぞれの地域内において比較的そういう学力が高いと言われる児童生徒が集まってくる可能性というのは否定できないわけでありまして、いふように、それは結果としてということであろうというふうに思っております。

○田島(一)委員 局長、その答えはちよつと無責任です。現実にはその実態をつくっているのは学校側の責任じゃないですか。高等教育局としてそういう実態は仕方がないとおっしゃっているけれども、では、どうして入学試験というのを実施されるんですか、中学校で。抽せんだけにすればいいじゃないですか。

試験科目をごらんになりましたか。算数の科目、確かに難問奇問はありません。しかし、あの制限時間の中ですべて解ける子供が本当にいるのかと思うくらい、すごいポリウムですよ。一度ぜひ、いらっしゃる方々も入学試験の問題をひもといてみてください。中学校の入学試験ですけれども、本当にびっくりしますよ。しかし、それがほとんど解けないと入れない、九割以上解けないと入れないとすら評価をする進学教室なんかもあるぐらいであります。

頭がよい子でないと入れないというのが国立大学の附属学校だとするならば、今スーパーサイエンスハイスクール指定校とおっしゃいましたけれども、スーパーサイエンスハイスクールは何も筑波大学附属駒場高校だけじゃありませんよ。ほかにも全国にいっぱい公立高校があります。どうして国立の附属校でしなきゃならないというような問題では何もないんじゃないでしょうか。

これだけ優秀な子供たちを集めて、エリート育

成の研究実験だと堂々とおっしゃるならば、それも一つのあり方かもしれません、実験ですから。しかし、今、現実に附属校のある現状というのは、エリートを養成して東大に何人入れるかみたいな、そういう現状が結果としてやはり出てきている。それがあから、多くの受験生たちは、私立へ行ける家庭の環境の人たちがどつと押し寄せてきてしまっている。こういう問題が起こってきているわけですよ。

今に始まった議論ではありません。附属校のあり方については、中教審等でもずっと議論を続けてこられましたけれども、結論が出ぬまま、ずつと先送りで今日まで来ました。教育改革とおっしゃるならば、こういう現実の問題を解決せずして、私はこれは教育改革と本当に言えるのかな、そう思うわけでありまして。

もつと端的な例を申し上げます。今例に挙げました筑波大学附属駒場高校、中学校、ここは共学校ですか。

○清水政府参考人 男子校であると承知しております。

○田島(一)委員 国立の附属が男子校である必要性というのは一体何があるんでしょう。私、ひよつとして思つて調べましたら、お茶の水女子大学附属学校、あそこですら共学なんです。(発言する者あり)共学です。駒場については男子校ですね。

なぜ、教育に関する実験研究のステージが男子校でなければならぬのか、お答えください。

○清水政府参考人 今お尋ねの学校については、男子校として、その経緯については今つまびらかにしていませんけれども、基本的には、それぞれの附属学校の設置の経緯あるいは目的、大学とかかわり方という中で、どういう学生をどういうふうな形で受け入れるかということ、それぞれ、大学のあり方として決定されるべきあれだと思っております。

○田島(一)委員 おっしゃっていることが矛盾していませんか。附属学校は何のためにあるのかと

私一番最初に聞きましたよね。その学校の建学の精神だとかなんとかというのは私学の話で、国立大学の附属学校についてはそれは通用するんですか。

一番スタートはどういう経緯だったか、それぐらいやはり調べておいていただきたいと思ひますし、なぜ男子校でなければならぬのかというふうな聞いています。客観的に答えようと思ひます。男子校でなければならぬ必要性はあるのかないのか。

○清水政府参考人 申しわけございませんが、今、筑波大学のその経緯について、私、手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

○伊吹国務大臣 附属中学校、小学校のあり方については、いろいろ過去の経緯があると思ひますので、よく調べて御答弁をさせていただきますが、あるいは先生のところへお伺いさせます。

今は、先生、これも、いいこと悪いことがいふも必ず起こるということを私が申し上げておるのは、こういうことだと思ひますが、親方日の丸的な感覚でやつてもらつちや困るので、国立大学の精神にいたしたまはたね。ですから、今は、建学の精神の私立と同じように、彼らは国家公務員じゃなくなつちやつたわけですよ。どういふ形で学校を運営するかというのは、少なくとも現時点では彼らの判断にゆだねられているということですよ。

ただ、文部科学省として、教員養成の学校に附属を設けている小中高等学校のあり方について、エリート養成校であつていいということ、先生がおっしゃっているのとおり、そういう答弁というのは私は適切じゃないと思ひます。

ただ、私の子供の例ですから必ずしも一般論に当てはまりませんが、ほとんど小学校を持つておるわけですよ。今中学校のことをおっしゃいましたけれども、率直に言つて、小学校のときの子供の偏差値や能力なんてわかりません、幼稚園から小学校へ入るときは。ですから、私の子供のとき

は抽せんだったと思いますよ、小学校へ入るのは。

そして、小学校へ入った連中がほとんどそのまま中学校へ行けるというわけではないんですが、先生がおっしゃったように、中学校で入ってきた連中と下から入ってきた人との間に明らかに学力の差があるんですよ。しかし、小学校から来た者も、そういう人たちに刺激をされて、いろいろ努力をして、そして何とか水準的に追いついていくという人もいます。

だから、必ずしも中学校から始まる進学の附属校であるという感覚だけでは論じられないと思いますから、中学校、高校に在学している人がどの程度下から来たのか、どの程度試験で入ってきたのかということも踏まえて、先生の今の御指摘もよく考えて、余り経緯とか何か実験校だとかというだけでなくて、実態、もう少し一般庶民の感覚で附属校をよく見させたいと思います。

○田島(一)委員 国立学校設置法の施行規則第二十七条、冒頭、何のために設置しているかというところをひもといいたいたと思います。やはり目的は、児童、生徒、幼児の教育、保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学または学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たることを目的としているんですね。ですから、その教育研究について、男子校でなければならぬという理由は示されなければおかしいわけなんですよ。優秀な子供たちを集めなければ研究にならないということを示せなかったらおかしいわけですよ。

おもしろい例が一つあります。東京大学の教育学部附属学校というのがあります。ここは実は実験校として双子の研究に随分熱心に取り組まれています。双子の児童生徒を優先的にとる。といつても、実は不合格になる、抽せん漏れするケースもあるんですね。そういうふうにはわかりやすい研究をされているのであるならば、附属学校としてのレゾナードールはしっかりと証明されると思うんです。

しかしながら、偏差値だけはやたら高くする。

先ほど大臣は、抽せんでお子さんは入られたとおっしゃいましたけれども、筑波大学附属駒場でも、中学校については競争率八倍を超えれば抽せんになりますとやっていますが、八倍を超えることはありません。受けてもつけないからみんな受けません。ですから、抽せんが行われたのはここ近年一度もないんですよ。ですから、国語、算数、理科、社会の四教科の試験一発勝負になるんですね。

要は、優秀な子しか集めていないという現実を、先ほど申し上げた国立学校設置法の規則の第二十七条に違反しているんだということをしっかりと文科省も認識をいただきたいんですよ。それをして、今申し上げたように、教育実習の実施もそうです、子供たちの様子の観察や研究についても何一つ、実態と乖離した研究しかできないということをお私に認識をいただきたいんですよ。

一般の、それこそ公立の小学校や中学校で起っているさまざまな問題が、同じように国立大学の附属学校で起っているかどうか。以前、文科省で、大臣にお願いをして学校給食費の未納状況というのを調査していただきました。現場の先生には多くの負担をかけたのかもしれない。しかし、公立の学校では相当数が出てきて、結果、国立ではそういう問題はなかったですよ。それくらい家庭的にも安定をした人たちがばかりが子供を送り込んでいらっしゃる。

そして、受験となれば、東大に、それこそ六十八人、七十人、八十人と現役で入っている。優秀だということ、それはそれで結論としていいことかもしれない。しかし、やはり入るための能力を持った人しか集めていないわけですから、これでは教育実習校として大学の研究に資することではないんだという現実をぜひ照らし合わせていただきたいし、この世の中は半分は男性、半分は女性です。それである中にもかわらず今や男子校だということ自体が私はどう考えても腑に落ちない点でありますので、ぜひ、先ほど答弁いただいたように、もう一度この問題点をきちんと整理し

ていただかなければならない。もつと言うならば、この問題を整理せずして、今の教育改革というのには本当に論ぜられるのかとさえ私は思っておりますので、その点、ぜひ酌み取っていただきたい。お願いをしておきたいと思えます。

今回のこの附属学校の問題でも今明らかにさせていただきましたが、なぜ国立大学の附属学校がこれだけ進学校化してしまったのか。これはもちろん、社会全体が受験に対して非常に過熱感みであることがその根底にあるのだというふうに思っています。

この過熱する受験競争の緩和という問題については、今始まった問題ではありません。平成八年の中教審の当時から議論を重ねられてきた課題であります。残念ながら、今なおこの過熱した受験競争が緩和されるということはいままだ進んでいません。本当ならば、国立大学附属学校などが先頭を切つてこの過熱する受験競争を緩和させる手だてをとらなければならぬ、そういう立場にあると私は思うのですが、逆にそれをあおっているような状況があるから、今、この附属学校の問題も取り上げさせていただきました。

今回のこの教育基本法改正に端を発し、三法の改正、私よくよく考えますと、今の社会がいろいろと生み出してきた課題、例えば格差の是正とかも含めてなんですか課題、そういう問題の根底にあるものを解決せずして、教育三法の改正、教育基本法の改正だけで本当にこの世の中が住みよく、また豊かになれるのか、そんな気持ちを改めてこの質問を考えながらとらえてきました。いいです、聞いてください。

もちろん、教育に関するさまざまな問題は、大臣も御承知のとおり、私たちも、いじめによる自殺や家庭内におけるいろいろな問題、殺人事件等々、教育の果たす役割の大きさを感ぜながら今日まで議論を重ねてきたところであります。

例えば、与党の方からも、教育改革全体を論じるときに、愛国心を盛り込むべきだ、そして、大学の九月入学制、また、社会奉仕活動を制度とし

て導入しろ、そして義務教育年限の前倒しなどが議論をされているというふうな聞いておりますけれども、どれもこれも、実は法律で義務づけるような中身なのかとさえ思えるものばかりだと私は思っています。

例えば九月の入学問題などは、これは、第二次中曽根内閣時代に既に臨教審で議論をされていた、二十年前の話であります。社会奉仕活動の制度としての導入も、諸外国でも既に先駆的に取り入れられていますし、義務教育年限の前倒しについても、それこそ、幼保二化という五十年来の課題が具体的に解決の方向を見出せないまま、前にも進んでいない状況があります。

やはり、こうした課題を何とかすれば今の教育は立て直せるんだと短絡的に考える前に、私は、それこそ、小泉さんが残した財政改革や地方分権、規制緩和の後始末として、生じてきた格差是正が何より大切なのではないかなというふうに実は思っているところでもあります。青少年健全育成、この課題についても、それこそ、教育以前の社会全体の課題としてメスを入れていかなければならない課題だと思えます。もちろん教育も、その担わなければならない重要な分野の一つだというふうには認識をしています。

しかし、今前段に申し上げたように、受験に対して過剰な意識を持っているこの日本人の感覚、ここにメスを入れない限り、私は、この教育改革が完遂できることは不可能なのではないかなとさえ思っています。学校で成功すれば人間として将来も成功が約束されている、そんな意識を持って、日本の社会では学校が支配をしてきたと言つてもおかしくないような現状があります。受験競争はよくないといふ方は語りますが、いざ自分の子供を見たときには、いい学校へ入ってほしいという自我がどうしても働いてしまします。

このような葛藤の中で、私たちも、親としてまた政治家として、教育とはいかにあるべきか、そして、今日の、学ぶということはどうあるべきかと議論を重ね続けてきたところでありますが、い

まだに結論には私は至っていないように思います。学歴社会がどうあるべきなのか、また、この社会を構築している有能な人材そしてまた能力が別の分野でもしっかりと自分の持ち味を発揮できる、バランスのとれた社会を構築したい、そう考える中ではあります、残念なことに、今の教育は学歴社会を補強するばかりではないか、そんなふうには思えてならないのであります。

まだまだこの議論が途中の段階で、私は、繰り返し繰り返し教育改革については大臣とまた与野党を超えて議論をしていかなければならないというふうに考えますが、先ほど引用した国立大学の附属学校の受験校化の問題も含めて、この学歴社会にメスを入れていかないと、私は教育改革は完成しないのではないかとこのように思います。

学歴社会の現状、平成八年から中教審等でもずっと議論をされてきましたけれども、今なお明確な方向には至っていない。一たんはゆとり教育という答えに導かれたところもありましたが、それがまた引き戻されるということで、結果的にいえば、子供たちが右往左往しているような、そんな現状にも私は見えてなりません。全体として教育が揺れ動いていると言われていると思いますけれども、果たして、この学歴社会という観点からとらえたときには何をやらなければならぬとお考えなのか、大臣の御見解をぜひ聞かせてください。

○伊吹国務大臣 今先生がお話しになったことは、私は、半分は現状認識として賛成です。しかし、小泉首相がやってきたことの後始末をしなればというお話がありました、まさにここで、多分先生の持つておられる政治的な理念と安倍さんや私が持つていいる政治的な理念が大きく違うんだと思います。

それは、民主党という政党も、市場経済と民主主義というものを前提にして物を考えておられる政党だと私は思っておりますが、そうじゃない方も一部おられるのかもわからないけれども、しかし、その前提に立てば、市場原理と自由競争主義というのは、国家国民を幸せにしていくな主義主張

としてはやはりこれしかないというのが人間の歴史の証明なんです。今、それでは社会主義や共産主義で、発展をして、国民所得が上がって、一人一人の可処分所得が上がって、豊かになった国というのは一つもないんですよ。

ですから、市場経済、競争原理というのは、やはり人間の本性に一番合った仕組みで、これしかない制度なんだけれども、多大な欠点があるんです。どうしようもない副作用があるんです。しかし、これを使わねばならない制度なんです。どうしても避け得ない副作用があるからといって、社会主義、共産主義、計画経済をとった国で発展した国はやはりないんです。

これを正していくためにどういう方法があるかというのは、常に、政治の理論の中で二つの対立する考えがあります。

一つは、市場はやはり一番効率的に資源を配分する制度なんだけれども、しかし、効率とか利潤以上の価値を配分できないから、政府がそこへ積極的に入って行って、その欠陥を正していこうというやり方が一つあります。これは、ケインズとか、いわゆるリベラルという思想です。

しかし、もう一つは、市場経済、自由競争というのは、これしかない仕組みなんだけれども、そこから出てくる嫌な欠点というものを人間の力によつてこれを抑制していく。これがハイエクとか、いわゆる保守主義的な政治思想なんです。小泉さんがとつたのは、私は、あのときとしてはやむを得ない、バブルの後の効率的な金と物の配分としてはやむを得ない対処療法的劇薬を投与されたわけですよ。そこで今欠点がたくさん出てきている。その欠点を正すのは、やはり、負けたからといってもうこれで終わりだと思わない人間をつくる、勝つためには何をしてもいい、勝つたからといって偉いんだと思わない人間をつくる。そのために教育改革をやっているわけですから。

教育改革というのは、まさに格差だとか何か嫌な形で出てこないために、長い将来を展望しながら今この作業に取りかかっているということなの

です。

私は、リベラル的思想はとりません。リベラル的思想というのは、残念だけれども、大衆民主主義と一緒にこの制度をとった場合には、必ず票を入れたあがるからといって、一部の人が努力をした人の税金を暴奪していく制度ですから、私は、やはりその制度はとりたくないと思う。

やはり、よき人間をつくって、そして市場経済と自由主義のやむを得ざる副作用を抑えていく。その結果が出てくるのは随分長くかかるかも知れませんが、だから、ここは、あるいは政府が介入して格差をどうしろとかあしろとかと、小沢さんの「日本改造計画」には、前には全く逆のことが書いてあったんです。ですから、このところは、お互いの主義主張ですから、これは幾ら議論し合っても私は接点が出てこないと思いますよ。(田島一)委員、学歴偏重について(と呼ぶ)

学歴偏重をしないような人間から成る社会をつくらなければいけません。冷静に議論をしたいなと思っております。

○田島(一)委員 冷静に議論をしたいなと思っております。

やはり、価値観が多様化してきた、人生観も多様化してきたということを私たちは前提にしていかなければならない。そのために、もちろん職業観についても多様性を受け入れられるような、そういう人々をつくっていくことが大切だ。だからこそ、この学歴偏重に対して、受験競争に対しては危機感を覚える必要はないというふうには私は思うわけでありまして、模範解答のつもりで言ったわけではないんですけれども、ぜひ大臣、現実から目をそらさない、そういう改革に私は着手をしていただきたいと思うわけでありまして、対処療法として劇薬をとおりしやいました。確かに私もそんな印象を持っておりますが、その責任だけはやはりきちんとつていただくの政府の責任だと僕は思います。その点はこれからいろいろな分野でまた議論をさせていただきたいと思っておりますので、時間が終わりましたから、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○保利委員長 次に、横山北斗君。

○横山委員 民主党、横山北斗です。

民主党は、教育再生に関して、教育の最終責任は国である、これを日本国教育基本法に明記しました。

それで、教育に限らず最終責任を負うところが必要ならば問題は改善されていかなければならないということ、政府は、自民党は、あくまで教育委員会に教育の責任をというお考えのようです。しかし、その教育委員会が今しつかりと機能しているのかといえ、そうではない状況がある。そのために改正をするんだという運びになっているのだと思います。政府の改正案の中で、教育委員会について、果たしてそれがいい方向に行けるものなのかどうか、法案に問題があるのかないのかということ、問題が改善されていくのか、再生が進むのかということが大きく左右されてくると思います。

きょうは、その点で、教育委員会ということについて、地教行法について、そもそもということから質問をしていきたいと思います。

まず、今回、改正案において、保護者の選任を義務化しようとしております。現行法においても、保護者の選任については努力義務の規定があります。平成十二年の教育改革国民会議の報告による提言を受けて、平成十三年の改正によつてそれは定められました。

この保護者選任の義務化ということをこれから質問していきますが、その前に、教育委員会とはどういうものなのか、教育委員会にはどのような役割を期待されているのか、どういう人材が求められているのか、まずそこから答えたいと思います。

○銭谷政府参考人 教育委員は、地教行法の第四条第一項によりまして、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから任命されることとなっております。教育行政に深い関心と熱意を有し、大局的な立場に立つて教育行政

の方針や重要事項を決定し得る識見と能力を有することが必要であると考えております。

今回の地教行法の改正案第十一條の第六項におきまして、教育委員の職務として、教育委員としてみずからが地域の教育行政運営について負う重要な責任を自覚すること、新設をする第一條の二の地方教育行政の基本理念に則して教育行政全般の運営が行われるよう配慮すること、こういったことを規定いたしました。こういう任命をされた教育委員の方が合議制の教育委員会の事務執行にしっかりと当たっていただけるようにしたところでございます。

○横山委員 それでは次に、教育委員の選任についてお尋ねします。

教育委員は、旧教育委員会法ときは公選制という時期がありました。その後、現在は首長の任命制になっていきますけれども、この教育委員選任のこれまでの歴史的な変遷についてお尋ねいたします。

○鎌谷政府参考人 教育委員の選任の方法については、ただいまお話があったとおりの変遷でございます。

昭和二十三年に制定をされました旧教育委員会法におきましては公選制が採用されておりましたが、教育委員の選任に直接民意を反映することができない選任方法でございました。反面、教育委員会の場に党派的な対立が持ち込まれたり、投票率が非常に低い場合に十分に民意を反映した選任がなされていないといったような批判もあつたわけでございます。

このため、昭和三十一年に、現在の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定をされたわけでございますけれども、その際、教育の政治的な中立と教育行政の安定性の確保の観点から、この地教行法の四條によりまして、地方公共団体の長の議会の同意を得て任命をするということになったわけでございます。その選任方法が現在に至っているわけでございます。

○横山委員 それでは、その教育委員の現在の実

態についてお聞かせください。

今、二千弱程度の自治体がある中で、教育委員の数がどれくらいいるのか、その平均年齢など、お尋ねいたします。

○鎌谷政府参考人 文部科学省では、二年に一度、地方教育行政調査を行っております。直近のデータが平成十七年の五月一日現在のデータでございます。

この平成十七年五月一日現在の状況でございますが、全国の、教育長を除きます教育委員の総数は、都道府県教育委員会が二百三十三人、市町村教育委員会が九千八百八十人、合わせて一万余百十三人という数でございます。また、これらの教育委員の平均年齢でございますけれども、都道府県教育委員会では六十・七歳、市町村教育委員会では六十一・七歳という状況でございます。

○横山委員 この教育委員というのは非常勤の地方公務員という位置づけがなされておりますが、教育委員はほかにもさまざまな職を持った人たちが構成されていると思うんですけれども、どういう職業を持った人が多いのでしょうか。

○鎌谷政府参考人 教育委員の職業でございますけれども、まず都道府県教育委員会について申し上げます。職業が医師、弁護士、大学教授、こういった職業の方が都道府県教育委員会の委員のうちの四一・二%でございます。それから会社役員等という範疇に入る方が四二・九%でございます。それから無職の方が一四・六%でございます。

一方、市町村の教育委員会の教育委員について申し上げますと、実は無職の方が割合としては一番多うございまして、三七・一%でございます。もちろん、それまでの間いろいろなお仕事をしていた方だと存じますけれども、次いで、先ほど申し上げました医師、弁護士、大学教授等の方が二〇・四%でございます。それから、会社役員等の方が一八・七%、それから農林漁業等を営んでいる方が一三・八%。大体こういった職業についている方が教育委員になっているというこ

とでございます。

○横山委員 それで、今回の改正案で、教育委員に保護者を含むことを義務化する規定を盛り込みました。それは、保護者を含んだ方が教育委員会の運営にとってより効果的であるということだからだと思っておりますが、これを規定した趣旨について少しお聞かせ願えないでしょうか。

〔委員長退席、小坂委員長代理着席〕

○鎌谷政府参考人 先ほど先生からお話ございましたように、平成十三年の地教行法の改正によりまして、現在、第四條第四項におきまして、委員の任命に当たりましては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮をするのと同時に、実際に教育を受けておられる子供を持つておられる保護者の意向の把握に資するため、委員のうちに保護者が含まれるよう努めることとする旨の規定を設けたところでございます。

今回の地教行法の改正案におきましては、さきの中央教育審議会の答申等も踏まえまして、この第四條第四項を改正して、特に、子供を今現に教育を受け、また学校で、あるいはいろいろな場で教育を受けている子供をお持ちの保護者の意向というものがきちんと反映されるように、そういう趣旨から、委員の任命に際しましては、保護者が含まれるようにしなければならぬということとしたものでございます。

○横山委員 似たような質問になるかもしれませんが、その平成十三年度の法改正でも、既に保護者を含む努力義務が課されているわけですね。その努力義務の効果については、はどうであつたとお考えでしょうか。御意見をお聞かせください。

○鎌谷政府参考人 先ほど申し上げましたように、保護者を教育委員に含めることが努力義務化されましたのは平成十三年でございます。その平成十三年の改正以降、都道府県、市町村の教育委員会における委員のうちに占める保護者の割合は増加傾向にございまして、努力義務の規定の効果があつたというふうに考えております。

ちよつとデータにわたつて恐縮でございますけれども、数字をお話しさせていただきますと、都道府県教育委員会の教育委員のうち保護者の占める割合でございますけれども、平成十三年は一〇・三%でございました。委員十人に一人は保護者であつたということになるのかと思ひます。これが、平成十五年は一四・七%、そして平成十七年は一六・三%、六人に一人ぐらいになったというところでございます。

市町村の方は、平成十三年が二・一%、八人に一人ぐらいの割合で委員の中に保護者の方がいらつしたわけですが、平成十五年が一三・八%、平成十七年が一四・五%、七人に一人ぐらいの割合になっているということで、保護者の方が教育委員に占める割合というのは増加傾向にございます。

○横山委員 ということは、義務化しなくても、努力義務でも効果があつたということなんですか。それから、この保護者の委員に占める割合、今お聞きしましたけれども、今回の改正案でどれぐらい、では数字を上げていこうとお考えなのか、お聞かせください。

○鎌谷政府参考人 今回の改正は、各教育委員会におきまして、その教育委員に必ず保護者の方が含まれるようにするというものでございます。それから、今後、現在教育委員会の中に保護者の方がいらつしやらない教育委員会については、委員の改選の時期に当たつて保護者の方を選任するというふうにしていただく必要があるわけでございます。まだ保護者の方が委員にいない都道府県、市町村もあるわけでございます。今後、そういう市町村におきましては、あるいは都道府県におきましては、保護者の方を教育委員に選任をしていただくようになります。

ただ、教育委員というのは、各教育委員会ごとに見ますと、大体五人あるいは六人という数でございます。その五人ないし六人の中に一人以上保護者の方が含まれているということを、私ども、今回の法律改正で実現していこうとするも

のでございます。

○横山委員 市町村や県で保護者がまだ入っていないところのパーセンテージというのはわかるのでしょうか。お聞かせください。

○銭谷政府参考人 これも平成十七年のデータでございますけれども、都道府県の教育委員会では、約三分の二の教育委員会が保護者の方が教育委員になっております。それから、市町村の教育委員会では、五割弱といいたしうか、四十数%だったと思います。保護者の方が教育委員になっている市町村は四十数%という状況でございますので、都道府県につきましては残りの三分の一、それから市町村につきましては、五割強の市町村におきまして、今後、教育委員の選任に当たりまして、保護者の方が任命されるようにしたいだくというところになるわけでございます。

○横山委員 ということは、現段階で半分以下という状況の中で、平成二十年四月には一〇〇%にするということでしょうか。

その場合の、文部科学省として、こういうふうな法律が変わったと申すだけなのか、何かそれを下支えするような策があるのか、その点について、もしお考えがありましたらお聞かせください。

○銭谷政府参考人 先ほど来申し上げておりますが、教育委員会は原則五人の委員で構成をされ、今回の改正案は、そのうち少なくとも一人は保護者の方が委員とならなければならないという趣旨でございます。ですから、教育委員に占める保護者の割合というのは、おおむね二〇%程度ということにまずなるわけでございます。

問題は、まだ保護者の方が委員になっていない都道府県、市町村についてでございます。

今回の地教行法の改正案では、地方公共団体の長が教育委員を任命するに当たりましては、「保護者である者が含まれるようにしなければならぬ」という規定が盛り込まれています。任命するに当たっては、「保護者である者が含まれるようにしなければならぬ」というふうに規定を

いたしております。

したがって、改正後の施行時に保護者が委員に含まれていないことをもって違法というものではございません。保護者を任命していない教育委員会におきましては、改正法の施行後、初めて委員が選任される際に保護者を任命することにする必要がある、こういう規定でございます。

先ほど来御説明をいたしておりますように、平成十三年以降、保護者である委員の数は増加傾向にございまして、文部科学省としては、この地教行法の改正法案を国会においてお認めをいただいた場合には、保護者である委員の任命が適切に行われますように、各都道府県、市町村に対しまして、こういう改正が行われましたということの周知に努めてまいりたい、こう思っているところでございます。

○横山委員 教育委員というのは相当な責務を課せられるわけですが、保護者ということが一つの要件になって、それをただ、一人は加えなければいけないということ、教育委員に、教育の責任があるという、それにふさわしい人材を確保できるかどうかということに関して、やはり人口の多いところとかそうでないところともありますけれども、そういうことも含めて、改正の際にもししっかりとした人が確保できなければ、それは違法だということになっていくのでしょうか。そういうことに対しての対策とか配慮とかはあるのでしょうか。

○銭谷政府参考人 先ほど来申し上げております教育委員の数についてのデータ等は、平成十七年の五月一日現在の地方教育行政調査のデータを申し上げているわけでございます。その後、御案内の市町村合併ということが急速に進んでおりまして、教育委員会の数も、実は随分今減りつつあるわけでございます。県は別ですけれども、市町村の教育委員会の数は、

また、今回の地教行法の改正案におきましても、いわゆる市町村段階における教育行政の体制の強化ということで、一部事務組合等、その広域

化、教育委員会の広域化等も規定を設けてお願いをしているところがございます。それぞれの市町村の教育委員会の地力をつけていきたい、つけていただきたい、こう私も思っているところでございます。

なお、教育委員につきましては、先ほど冒頭に、委員にどういった方が任命されるかということも、申し上げたわけでございますけれども、必ずしも教育行政の実際の運用について専門的知識や経験を有する必要があるわけではございまして、教育、学術、文化について識見を有する方、こういう方に教育委員になっていただくわけでございます。レマンコントロールというふうな思想というののもその背景にございまして、

したがって、各市町村の教育委員会におきまして、規模の大小はまだあるかと思いますが、適材というのを見出すことができるのではないかと、こう思っております。各地方公共団体に對しまして、適任者を見つけて教育委員に任命していただくように、先ほど申し上げましたように、今回の改正後の法の趣旨というのについて周知をし、しっかりと行っていくたい、こういうふうに思っているところでございます。

○横山委員 保護者というときに、常識として保護者というのはどういうものかというところはあると思うんですけども、人材確保のために保護者の定義を変えたら変わってしまうかもしれませんけれども、こういう人も保護者みたいなものか、あるいは学校に子供を行かせている人が保護者であるということ、その点は、改めてお聞きしますけれども、よろしいわけでしょうか。

○銭谷政府参考人 今回の改正案におきましても、保護者の定義を変えているというところはございません。四条の四項に書いてございまして、保護者というのには「親権を行う者及び未成年後見人をいう」ということでございますので、子供さんが教育を受けている、そういう方の保護者

ということになるわけでございます。

○横山委員 それでは、次の質問に行きます。改正案において、市町村教育委員会の事務局に指導主事を置くように努めなければならないとの規定が設けられております。

まず、指導主事について、地教行法によりまして、「教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」ことになっておりますけれども、指導主事が具体的にどのようなことをやっているのかについてお聞かせください。

○銭谷政府参考人 指導主事につきましては、地教行法の十九条三項に規定がございまして、「指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」というのがその職務となっております。

お尋ねの、具体的な仕事の内容でございますけれども、まず、一番典型的な仕事としては、教育委員会の計画に基づきまして、あるいは学校からの要請に応じまして、直接学校を訪問いたしまして、当該学校の教育課程の編成や学習指導、生徒指導などにつきまして、校長あるいは教職員に對しまして指導を行うというものが典型でございます。

これは、今申し上げましたように、教育委員会の計画に基づいて訪問するのを、これを計画訪問というふうに称しております。毎年、年度の初めに域内の各学校をこういう計画で訪問して、今申し上げたようなことを指導するといったようなことでございます。

それからもう一つは、学校からの要請に応じて学校を訪問するというような場合、これは学校の方から、研修会をやるから指導に来てほしいとか、あるいは学校で今ちょっと問題が起きているのでアドバイスに来てほしいとか、いろいろなケースがあると思いますが、これを要請訪問というふうに称しております。これも、指導主事さんとしては大変大きな仕事でございます。

それから、以上申し上げましたような学校訪問以外に、教育委員会の専門的な職員でございまして、各種の教員研修会の開催に従事したり、あるいは学習指導とか生徒指導に関する手引書等の作成に關与したりする、そういう仕事をしております。

この指導主事は、ちよつと長くなって恐縮でございすけれども、戦後できた制度でございまして、いわば指導助言という立場から職務を行うわけでございす。当時は、教育の世界に、いわば学校に、そういう専門職としての、感激を供与するといったようなことが、当時設けられたときの一つのキャッチフレーズであつたというふうに記憶をいたしております。

○横山委員 それでは、中教審の報告では、ずっと、指導主事の配置は教育委員会事務局の強化に必要であると提言されてきたわけですが、各都道府県の教育委員会、各市町村教育委員会への配置状況についてはどうなっているでしょうか。

○錢谷政府参考人 指導主事の配置の状況でございすけれども、都道府県の教育委員会につきましては、地教行法の第十九条の規定によりまして、必ず指導主事を配置することとなっております。したがって、現在、すべての都道府県の教育委員会に指導主事が配置されております。平成十七年の五月一日現在の数でございますが、都道府県教育委員会の指導主事の数は、合わせて四十六百二十八人でございす。

それから、市町村の教育委員会につきましては、大変残念ながら、すべての市町村に配置をされておらず、数として、市町村の教育委員会の指導主事は四千九百三十三人おりますが、今申し上げましたように、配置をされていない市町村があるのも事実でございす。

したがって、都道府県の教育委員会に配置をされている指導主事と市町村の教育委員会に配置をされている指導主事を合わせますと、現在、

九千五百六十一人の指導主事が配置をされているということになります。

○横山委員 小さいところは配置されていないということですが、先ほど言った市町村合併とかいろいろな過程を経て、人口別の配置率とかそういうようなことというのは今後決めていくのか、あるいは今でもあるのか、その点についてはお聞かせ願えないでしょうか。

○錢谷政府参考人 指導主事の配置につきましては、都道府県、市町村の人口に応じて、あるいは子供の数に応じて、さらには教員の数に応じて何人、そういう配置基準というのは特段ないわけでございす。

ちよつと実態で御説明を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、都道府県の教育委員会には、すべての都道府県の教育委員会に配置をされている。市町村については申し上げますと、人口三十万以上の市町村につきましては、これは、その教育委員会には、指導主事は一〇〇%の市町村に配置をされているということでございます。人口規模が三十万未満の市町村の教育委員会では、人口が少なくなるほど、指導主事の配置率、それから配置をした場合の一教育委員会当たりの配置の人数、これが減少するという傾向がございす。

ちよつとデータだけ申し上げて恐縮でございすけれども、先ほど、三十万人以上は、すべての教育委員会に配置をされていると申し上げましたが、この三十万人以上の教育委員会の一教委当たりの指導主事の配置人数というのは二十・八人でございす。ですから、このぐらい指導主事がおりますと、各教科それぞれについて、あるいは、各領域と呼んでいただけますが、生徒指導とか進路指導とか、こういう分野にそれぞれ得意とする指導主事が配置できるということになるのかなと思ひます。

それから、人口三十万人以上三十万人未満が、平成十七年五月一日現在で、教育委員会数としては七百十三あるのでございますけれども、配置率

は、指導主事がいる教育委員会は八割でございす。二割のところには指導主事がいないという状況でございす。

そして、人口三十万人未満の市町村になりますと配置率が二八・四%でございす。この教育委員会は、平成十七年五月一日現在で千五百九十七ございす。実は、町村合併等によりまして、この三十万人未満の教育委員会というのは減少傾向にございすので、十九年度、また調査をするわけでございますけれども、町村合併等もあつて、市町村における配置率というのは、これは改善はされる傾向にあるというのは事実かと思ひます。

○横山委員 改善に期待するというところで、中教審が議論の中で出していたような義務化ということとは特別今後とも考えないということでしょうか。

○錢谷政府参考人 今回の法律案の提出に当たりまして御審議をいただきました中央教育審議会におきましては、審議の過程で、市町村教育委員会すべき指導主事を置かなければならないこととすべきの議論がございました。ただ、小規模市町村の教育委員会の体制強化には必要ではあるけれども、やはり地方の自主性ということもあるもので強制はできないんじゃないかと、実態を踏まえ、配置についての条件整備、これをまずやるべきではないかといったような、こういう御議論もございまして、最終的に、答申におきましては、「市町村教育委員会は指導主事の設置に努めるものとす」という旨の内容になったということでございます。

文部科学省といたしましては、この中央教育審議会の答申を踏まえまして、今回の地教行法の改正案の立案に当たりましては、市町村教育委員会がその事務局に指導主事を置くように努めることを明確にするということにはいたしましたわけでございますが、市町村教育委員会に指導主事を置くことを義務化することまではしなかったというものでございす。

○横山委員 それでは、首長部局への指導主事の

配置についてお尋ねします。

昨年のあの必修科目の未履修の問題につきましても、私学を担当する首長部局に専門的な知識を持った職員が配置されていなかったということに問題の原因を求める声もあります。今回の改正案で、首長部局の求めに応じてのみ教育委員会が専門的事項の助言、援助ができるという、非常に回りくどい規定になっているように思うんですが、知事部局への指導主事の配置を義務化すればいいのではないかなと思つたりもするんです。それとも、これは法的に何か問題でもあるのでしょうか。

なぜ義務化しなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○錢谷政府参考人 私立学校も公教育の一端を担うものでございすので、国会が定めた法律を遵守したくは、必修科目については履修をしていただくということは必要なこと、当然のことだと思ひます。法律が遵守をされない場合には、私立学校の所轄庁である知事部局におきまして、指導助言を行うなどきちんと対応していただく必要があると思ひます。

しかしながら、実際には、実態としてはと言つた方がいかもしれませんけれども、知事部局における体制が整っていないということもございまして、ただいま先生お話がございましたように、今回の地教行法の改正案におきましては、第二十七条の二におきまして、私立学校の建学の精神にも配慮をして、知事が、教育委員会が有する学校教育に関する専門的知見を活用することができるよう規定を整備したわけでございす。

それに加えて、総理からも御指示をいただきました。知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど、体制の充実を知事に促すように御指示をいただいております。

この職員の配置を義務化することにつきましては、地方分権の観点等から、あるいは財政上いろいろ難しいこともございすので、私と

も、通知等によりまして、知事部局への学校教育に関する専門的知識を有する者の配置を促しまして、私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるように努力していきたいというふう

に思っているところでございます。

〔小坂委員長代理退席、委員長着席〕

○横山委員 わかりました。

それでは、次の質問に行きます。

広域教育行政体制の推進ということについてお尋ねします。

市町村は、近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制整備、充実に努める、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、必要な助言、情報の提供などの援助を行うよう努めるという規定が改正案に盛り込まれております。

現在、広域の行政を行う手法として、一部事務組合、全部事務組合、広域連合、役場事務組合などがあるとしておりますけれども、それぞれの概略、現在その広域教育事務が行われている数などについてお答えください。

○錢谷政府参考人 ただいまお話のございました地方公共団体の事務の共同処理の方式につきましては、地方自治法に規定をされているわけでございます。

まず、一部事務組合でございますけれども、これは地方自治法の第二百八十四条の二項に規定がございます。この一部事務組合は、地方公共団体が事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体でございます。平成十八年五月一日現在では、教育事務に関しては、この一部事務組合は百五の組合が存在をいたしております。

どういった一部事務組合を行っているかということでございますけれども、内容としては、例えば学校の共同設置管理とか、あるいは教員研修などを事務組合をつくってやるとか、あるいは学校給食などについてこういう一部事務組合でやっている事例が多いわけでございます。

それから、広域連合でございますけれども、こ

れは地方自治法の第二百八十四条の三項に規定がございます。この広域連合は、地方公共団体が事務の広域的な処理のために設ける特別地方公共団体でございますが、これは、平成十八年五月一日現在で、教育事務に関しては、この広域連合というものは存在をしております。

それから三つ目に、機関の共同設置でございますが、これは地方自治法の第二百五十二条の七に規定がございます。これは、複数の市町村が共同して教育委員会などの執行機関を置くというものでございます。これも、教育事務に関しては、機関の共同設置は一つ事例がございます。岐阜県の笠松町と岐南町、この二つの町が羽島郡二町教育委員会というものを共同設置しているという例が、これは平成十八年五月一日現在の話でございますが、あります。

それ以外、先生からお話のございました全部事務組合、これは地方自治法の第二百八十四条の五項、それから役場事務組合、これは地方自治法の第二百八十四条の六項に規定がございますけれども、これらの組合が組織された実際の例はないというふうにお承知をいたしております。

○横山委員 改正案ではこの広域教育行政の推進の規定が盛り込まれておりますけれども、今回、このような規定を新たに設けた理由、趣旨について、もう一度確認をしたいんですけれども。

○錢谷政府参考人 先ほど来お話をさせていただきましたが、例えば教育に関する専門的職員である指導主事一つを取り上げてみても、まだ指導主事が配置されていない市町村があるなど、市町村における教育行政体制、特に小規模な市町村における事務局体制というのが極めて脆弱であるということが課題になっております。一方で、市町村教育委員会の果たす役割は大変大きいものがありますし、今後も強まるわけでございます。

こういったことから、中央教育審議会におきましては、市町村の教育委員会に對しまして、市町村において広域事務を処理できるようにする旨提言をいただいているところでございます。今回の

地教行法の改正案の第五十五条の二におきましては、市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るために、教育委員会の共同設置などの連携を進め、地域における教育行政の体制の整備充実に努めるものとするということことで、市町村における教育行政体制の強化という観点からこのような規定を設けたものでございます。

○横山委員 今回の改正案全体を見た限り、大規模な地方公共団体に対して、この点では有利な事項が数多く盛り込まれているように思われます。例えば教育委員会の数の弾力化については、人口が多く、人材が豊かな自治体が有利だと思われ、指導主事の配置も、財政的に豊かな自治体の方が配置しやすい。教育委員会の評価についての学識経験者の知見の活用についても、そういう人材が多いと思われる大きな自治体の方が有利なのではないか。

そういう点で、小規模市町村が広域教育行政体制というものを受け入れれば教育委員会の弾力化や活性につながるというようなイメージがありますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○錢谷政府参考人 市町村の教育委員会の規模の大小にかかわらず、それぞれやはり特色ある教育行政を展開している教育委員会はあるわけでございますが、概して申し上げると、小規模な市町村におきましては、やはり事務局体制が脆弱であるということが課題であると思っております。

そのため、複数の市町村が共同して教育事務を処理することによりまして、例えば、専門的職員の配置が一層可能となって学校への指導が充実するなど、教育委員会の機能の活性化ということにつながるものと考えたわけでございます。そのため、今回は、市町村が教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備充実に努めるものとする旨の規定を改正案に盛り込んだところでございます。

もちろん、小規模なところで特色ある教育行政をやっているところはありますけれども、概して

やはり事務局体制は脆弱ではないかというところが、私ども課題として持っているわけでございます。

○横山委員 広域行政体制というのは、ごみ集めとか消防とかで今まで成果を上げてきたと思えます。教育については、それと同等にとらえることができるかどうかというのはまた難しい問題だと思いますけれども、今の説明で、納得というか、推進よりはむしろ市町村の任意に任せられた方がいいかなと思うんですけれども、理解はいたしました。

それでは、大臣、ちょっと質問通告していいことなんです、私、今のこの教育委員の話聞いていて、もう以前お答えになったかもしれない。素朴な疑問なんですけれども、首長が教育委員を任命する、そして議会の承認で決める。そうすると、首長が任命して、その首長派が多数派の議会がその教育委員を承認するということであれば、民主党に対して、首長が、そういう特定のイデオロギーを持った人によって教育行政がゆがめられないようにと前言されていましたけれども、結局、同じことなんじゃないですか。

今までの話を聞いていて、むしろ、リーダーを直接選んでいる、民意を受けて選ばれた人のやる方が、そうでない人たちがやるよりもよいといううな気がするんですけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

○伊吹国務大臣 内閣は、国民の負託を得た多数党の連合である、公明党、自民党の連立内閣になっておりますが、国会は、民主党さんをも含めて、やはり民意の縮図という形で、我々も厳しく質問を受けるときもありますし、いや、言っているとおりでだといって野党からも御支援を受けるときもあります。つまり、議会というものはやはり、先生、多数の党の思うとおりすべてなるものじゃないんじゃないでしょうか。

ところが、首長は、直接その人が選ばれるわけですから、やはり議会というものがいかに機能するかということが一番大切なことであって、議会で多数を決めたからすべてそのとおり物事が決ま

るなどということは、国会でも自民党や公明党はやっておられないと思いますけれども。

○横山委員 わかりました。

最後に、この教育委員会のことにつきまして、あと二分ぐらいで、大臣に、これがきちんと責任をとれる体制として整備していくという点についてのお気持ちをお聞かせ願って、私の質問を終わりたいと思います。

○伊吹国務大臣 今、実態に即したいいろいろな御確認だとか御意見をいただきまして、私も、今後のために大変勉強になりました。

改正教育基本法は、教育委員会にすべてを任せているということではなくて、国と教育委員会が協力をして、教育の国家介入にならないように、また地方だけで、国家的なバランスがとれないような事態にならないようにというのが、今の改正教育基本法の本来の趣旨ですから、今の御注意等も拳々服膺して、しっかりとやらせていただきたいと思います。

○横山委員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○保利委員長 しばらく速記をとめてください。

〔速記中止〕

○保利委員長 速記を起してください。

これより内閣総理大臣出席のもと締めくくり質疑を行います。河村建夫君。

○河村（建）委員 自由民主党の河村建夫でございます。

教育関連のこの三法も、いよいよ総括質疑、締めくくり質疑のときを迎えました。

四月十七日に本会議で趣旨説明が行われ、そして議論を行い、そして、この委員会そのものは、総理をお迎えいたしまして四月二十日から始まったわけでございまして、安倍総理、きょうは大変御苦労さまでございます。二度目、総括へお越しをいただきました。

この間、きょうの議論を含めると、五十七時間二十分になるわけでございます。約一カ月。さきの臨時会における教育基本法が五十五時間余り

でございますから、それをはるかに超える、熱心な議論が行われたわけでございます。

また、最大野党であります民主党側からも対案を出しただきまして、この問題を含めても議論を重ねてきたところでございます。極めて紳士的な議論が行われたと思っております。野党側の野田筆頭理事を初め、皆さんの御努力にも私は心から敬意を表したい、このように思っております。

また、伊吹大臣、そして塩崎官房長官、また首脳総務大臣、三大臣におかれましては、粘り強く、辛抱強く、これまでの議論、真摯に対応していただいたこと、ありがたく思っております。さて、極めて限られた時間でございますから、きょうはせっかく総理にお見えをいただきましたから、この教育三法全部について触れるわけにいきませんが、私の感ずる主要な視点について二、三お伺いをしながら議論を進めたい、このように思います。

まず私は、安倍総理が、これからの日本の新しい国づくりを考えるときに、やはりその原点は教育にある、この思いを強くされまして、小泉総理から受け継いだ教育基本法の成立を図っていただいたということ、そして、改めてみずから内閣に教育再生会議を設置された、そしてみずからその議論に参加された、これは非常に大きいことだと思えます。そして、教育再生会議が、やはり社会総がかりで教育再生をやるべきだと、一つの大きな方向に向かって議論を重ねておられるところでございます。

昨年十月にスタートして以来、今日、いよいよ二次報告を出しになるというところまで来ておるわけでございますが、まず、総理がこの再生会議を持って、そして教育再生にかけられたこの思い、同時に、これまでの議論、また、この特命委員会もこれまで議論を重ねてきておりますが、それを横に見ながら、教育再生に向かっての手ごたえといえますか、そういうものをお感じになっておるのではないかと思います、まずそのあたり

から、総理のこれまで取り組んでこられた教育再生にかけの思い、熱意、そのあたりを語っていただくと思えます。

○安倍内閣総理大臣 まず、この特別委員会におきまして、大変御熱心な、そして意義深い御議論を展開してこられましたことに對しまして敬意を表したい、こう思う次第でございます。

私も、政治家になりまして以来、地元で、あるいはいろいろな地域で、とにかく何とか教育を改革あるいは再生してもらいたい、そういう切実な声を耳にしています。

この戦後六十年間、随分、社会、家庭、大きな変化があったわけでありまして、子供たちのモラルや学ぶ意欲の低下、あるいは家庭や地域の教育力が低下してきた、こういう指摘がなされてきたわけでありまして。

そういう中におきまして、やはり私は、すべての子供たちに高い水準の規範意識を身につける機会を、そしてまた、高い水準の学力を身につける機会を私たちは保障する、こういう義務を果たしていかなければならないのではないだろうか。その観点からもう一度教育全般を見直していく。変えるべきことについては勇気を持って大胆に変えていく。もちろん、守るべき点については守っていく、また、守るべき点について守るためにも改革は前進させていかなければならない、このように認識をした次第でございます。

そして、この教育の再生、改革のためには、やはり社会総がかり。学校だけではなくて、地域も親も、そして、例えば企業もそうなんですが、それぞれがみんな当事者意識を持って、責任感を持って取り組んでいくことが大切であろう、こう考えたわけでございます。そして、高い見識を持った方々に参加をしていただいて教育再生会議を立ち上げ、御熱心な議論をいただいたところでございます。そういう中におきまして、この教育三法、提出をさせていただきました。

また、昨年、教育基本法を改正したわけでありましたが、この改正教育基本法にのっとって、道徳

あるいは公共の精神、こうしたものも学校の現場において子供たちに教えていくということも極めて重要であろう。そのためにも、この教育三法、ぜひとも成立をさせていただきたい、このように思う次第でございます。

○河村（建）委員 この議論がここまで進んだということも、やはり総理の強いリーダーシップがあつてのものだ、私も、そのように、総理の思いに對して、この法案を通すことによって教育改革、教育再生を一步でも二歩でも進めていきたい、その思いを強くいたしておるところでございます。

さて、教育再生会議でいろいろな議論がされたこと、我々、新聞紙上で見たり説明を受けたりしながら横で見ているわけでありまして、この中で一つ話題になったことに、親学の話が出ておりました。

実は、教育の原点がやはり家庭にあるということ、これはもう紛れもない真理でありまして、これは、我々の議論の中で、教育基本法の中にもきちっと第十条で、父母その他保護者といいますが、一義的に子供の教育については責任があるんだということを明確にいたしておられますし、子供たちが自立できるように、あるいは生活習慣がちゃんとしていくようにしなければならぬ、努力しなさいということとあわせて、国も地方もこれに對して支援をするということも明確にいたしておるところでございますが、その中で、親学間というお話が出てまいりました。私は、それを聞いていて、ごく自然の皆さんの思いであろうと。

これは、再生会議であろうと、あるいはいろいろな議論をしようとして、ここに行き着く第一義的なものでありまして、私も、文部科学行政、総括政務次官、副大臣、大臣と約三年余りタッチをした中で、地方に行き、全国を回ったときに、最後の結論は、やはり親たるもの、そういう教育の必要性を強く私も感じたところでございまして、こういう一つの方向づけが出たということは、私は、それを国が命令して何とかではなくて、共通の認

識としてそういうことを持つということ、改めて持つということ、これは大事なことでというふう

に思います。
授乳するときは子供の目を見なさいと。余計なお世話だなんて書かれた新聞もありましたけれども。実は私自身、妻の母親が、妻が授乳しているときにテレビを見ていて、すごく怒っていました。ちゃんと子供の目を見なさいだめじゃないのと言ってやっていた。これは自然なんですね。そういうものが三世代交流の中で受け継がれてきた。

そういうものが今は少し欠けている。それに警鐘を乱打するということは非常に私は意義のあることだ、こう思っております。ぜひ、この親学問といえますか、そういうことをこれから奨励する意味で、きちつとたつておかしくはないと思います。私は思っております。あわせて、家庭における教育の習慣、あるいは、悪いことをしてはいけませんよとか、そういう徳育的なこと、これはもう喫緊の課題だ、こういうふうな思っております。

総理、再生会議の議論を通じてこういう議論が出てきたということについて、どういうふうに感じておられるでしょうか。
○安倍内閣総理大臣 この教育については、学校現場にだけ責任がある、あるいは任せてはならないと思います。やはりこれは社会総がかりで取り組んでいく。特に、改正教育基本法の中にも盛り込まれておりますように、保護者、親の責任、占める位置、極めて重要なものがある、このように思っております。親と保護者、そして、それを支える地域社会、やはり親や地域社会が重要な役割を担っているんだということを意識していただいて、そしてその役割を果たしていただくことも大切であろう、このように思うわけでありま

す。そしてまた、損得を超える価値という中において、家族のきずな、愛情というのは、私は大変とうといものだろう、こう思うわけでありま

す。それを子供たちが認識していくにおきましても、やはり家庭がどういう役割を、そして親が

どういう役割を担っているか、また子供たちに接しているかということも大切なだろう、こう思うわけでありま

す。私も、子供のころ、よくおやじやおふくろに怒られたわけですが、おやじなんか政治家でございましてから、ほとんど家にいない中であつて、たまに帰ってきて怒るので、非常に不愉快だなと、頭にきたこともあるわけですが、今から思えば、ああして怒ったのも親の愛情なんだなと、しみじみ思ひ出すわけでありま

す。母親は、おやじの選挙を手伝いながらも、一生懸命私たちを育てていたという中であつて、やはり親子の愛情というか、そういうきずなが生まれてくるのも事実なんだろう、こんなようにも思うわけでありま

す。規範意識や家族、地域教育再生分科会、これは第二分科会ではありますが、ここで中心的に家族や子育ての大切さについて熱心に議論がなされております。保護者、いわゆる親学とも言われておりますが、子育ての大切さを御両親や保護者の方々に訴えていくことも大切であろうと。そうしたことにつきまわしては、第二次報告に向けて今検討が進められている、このように承知しております。
○河村(建)委員 安倍総理、すばらしい家庭教育をお受けになったと私も拝察いたします。昔から子供は親の背中を見て育つといいますが、私も同じ選挙区でもございましてから安倍晋太郎先生もよく存じておりますし、また、おじいさんの岸信介先生もよく存じております。そうした中で今日の総理があるんだということを、私も思いをいたすわけでございます。

今回、教員免許法の改正も行うわけでございますが、やはり家庭が、次に来るのはやはり先生ですが、これが皆さんの気持ちなんです。国民は、教員の質の高いものを求めているわけでございます。教育現場も緊張感を持って教育に当たつても

らう、そういう意味で、教育の質の向上から教員免許法の改正を行うわけでございます。また、安倍総理は、小中高まことに一貫教育をお

受けになつてきておるわけですが、やはり印象に残る教師というものはあると思ひますね。私も、安倍総理と共通の認識は、我が山口県、防長には松下村塾、吉田松陰先生の教育とい

うのがある。私も、吉田松陰先生のような先生がいかにたくさん生まれるかということではないか、こういうことも絶えず言っておるわけでありま

すが、松陰先生のあの感化力といひますか、そしてみずから努力、そういうもの、そしてまた塾生に対する公平感、差別をしない目で、そして子供の特質を見抜く。特に初代総理大臣伊藤博文公に対して、あの十九歳のころの伊藤俊輔に対して、この子は政治家に向いている、あの言葉では周旋屋と書いてありますが、そういうことを既に喝破しておられる。

こうした感化力、教育力、洞察力、こういうものをこれからの教員に求めていかなきゃならぬわけでございますが、安倍総理の教師像というものがあるのではないかと、あつて今日の思いをいたしておられると思ひますが、その辺について、ちよつと簡単にお話をいただけますか。
○安倍内閣総理大臣 ただいま河村委員がお触れになりました吉田松陰先生ですが、これはお互いに長州人として尊敬をしているわけでありま

すが、吉田松陰先生が教育について残された言葉の中で、学は人たるゆえんを学ぶなり、まさにこれは、人格形成をしていくということこそ学問である、このようにおっしゃっております。そして、本当にわすか二年余りの間に数多くの優秀な人物を育てたわけでありま

す。これは、特定の人物のみを教育するというのではなくて、吉田松陰先生のもとに集まつた人たちがすべてに対して、熱意を持って接していったということではないか、このように思ひます。そして、吉田松陰は次のようにも述べています。人々、とうときもののおれに存在するを認めんことを要す。つまり、人々にはすべてとうときものがある、先ほどおっしゃつたように、伊藤俊輔にも周旋の才ありと。

それはまさに将来の政治家としての才能を見抜いていたわけでありま

すが、それだけにそのよさを認めていく。やはり、自分に何かいいところがあるか、これは自尊心にもつながっていくわけでありま

す。克己心にもつながっていくんだらう、このように思うわけでありま

す。やはりいい先生にめぐり会えることができるかどうか、私は極めて重要だと思ひます。
私の小学校のときの担任の先生、野村先生という方でありまして、今九十を迎えられて、今でもお元気ではありますが、卒寿の会には本当に当時の生徒みんな集まつてくるんですね。この先生がいつもおっしゃっていたのは、子供たちはスターですと、こうおっしゃっていたんですが、すべての子供たちを私は信じているよ、このメッセージを常にに出されていたことを私は思ひ出すわけでありま

す。

すばらしい先生にめぐり会うことができるかどうか、その子にとつては、これは将来にわたつて大きな影響を及ぼすことになるわけでありま

す。そういう意味におきましては、教育は人材であり、すばらしい先生をこれから育成していくことは極めて重要であらう、私はこう考えております。

○河村(建)委員 教育現場の教師の皆さんにもすばらしいメッセージをいただいたというふう

に思ひます。
限られた時間、迫つてまいりましたので、もう一つ。
内閣として、今日、教育再生にかけるならば、やはりこれはどうしても、教育予算を目に見える姿で確保するということが、このメッセージが必要ではないかと私はこれまでの議論を通して思つております。そして、今回のこの委員会の議論を通して、参考人質疑、公聴会、ずっとやってまいりましたが、その中で、この指摘に対して最も拍手が大きかったし激励が大きかったのは、これは超党派、皆さんそういう思いを強く抱いておられる

ということが確認できた、まさにこの委員会の結論であろう、こう思っておるわけでございます。

これは、過去に、教育を政権の最重要課題に加えたイギリスやアメリカ、フランス、いずれも教育予算が削減された例はないわけでございまして、我が国の財政再建、二〇一一年までにまでにプライマリバランス、基礎収支を戻す、この考え方、私も今、党の政策責任者の一翼を担っておりますだけに、このことも大事であります。教育予算ということになると、いささかこれを考えていく必要がある。特に、私は、教育再生会議の中にもそういう提言がされることを期待しておりますし、これからされる教育振興基本計画の中にもこのことを織り込まれてしかるべきだ、こう思っておるわけでございます。

行革推進法あるいは骨太の方針というもので一つのかんぬきがかかっている面がありまして、財政当局からも強いブレーキもかかっている、この中ではあります。教育再生が最重要課題ということであれば、総理はこのところは御再考いただく大きな課題であろうと思っております。現時点での総理の御所見をいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 ただいま委員から御指摘をいただきました。大変重要な御指摘である、このように認識をしております。

私も、教育改革、教育の原点にさかのぼって改革を進めていく、あるいは再生を進めていくこと、これは私の内閣の最重要課題であって、そして、それをもって教育新時代を開いていきたい、このように考えております。

そしてまた、教育の中におきましては、先ほど申し上げましたように、人材、優秀な教員を必要数確保していくことが重要であります。

もちろん、一方、これは小泉内閣以来、総人件費の改革あるいは行政改革の推進も必要である、こう思います。その中で、例えば事務処理等の外部委託やボランティアの活用等を考えながら教育力を増していくことも重要である、こう思っております。

来年度の教育予算につきましては、教育再生会議及び経済財政諮問会議等における議論も踏まえながら、効率化を徹底いたしまして、めり張りをつけて、真に必要な教育予算について財源を確保してまいりたい、このように考えております。

○河村(建)委員 時間も来たようでありましたが、あわせて、今の総理の御答弁を受けながら、実際に実行部隊は文科大臣でございます。伊吹大臣の所見もお伺いしておきたいと思っております。

○伊吹国務大臣 総理のおっしゃったとおり、しっかりとやらせていただきます。

○河村(建)委員 どうもありがとうございます。まさに国民の期待がここにかかっております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○保利委員長 次に、鈴木恒夫君。○鈴木(恒)委員 自由民主党の鈴木恒夫でございます。

総理、お疲れさまでございます。また、三大臣も御苦労さまでございます。私は、持ち時間が二十分足らずでございます。四十分ちょっと前には終わらなければなりません。教育三法をめぐる議論を、ちょっと違った視点から質疑をさせていただきたいと思っております。

教育基本法の改正を六十年ぶりになし遂げて、私はこの作業に最初からかわってまいりましたので、それを受けてこの教育三法、第一歩でございますけれども、感無量の感で審議に臨んでおります。非常に真摯な議論を民主党の方々に初め野党の方々もしてくださいます、いい議論が続くなど、私は本当に感謝をしたい気持ちでおります。

まさに、安倍総理が誕生して教育再生をおっしゃられてから百家争鳴の感があります。私は、国民みんなが教育というものをもう一度しっかり見詰めて議論をしていく、一歩でも二歩でも前へ進む、それが大事だと思っております。もちろん

百点満点の教育改革というものはありませんけれども、百里の道もまさに一歩からでございます。その一歩を今踏み出そうとしていることは本当に感謝の一語でございます。

私は、まず総理に伺いたいのは、二、三日前の夕刊の社会面を見て愕然といたしました。例の会津若松の母親の首をかき切ったというあの事件。そして、子供ポストですか、ここに三歳の男の子が届けられたという二つのニュースを初めとして、社会面は本当に殺伐たる報道に埋まっております。日本社会の劣化と言ってもいいかもしれません。戦後六十年たつて、日本の美風はすっかり失われてしまったんじゃないかと、私は嘆かわしい気持ちでおります。決して私は自虐的にとらえているわけではありません。しかし、明らかに日本の文明の質が変わりつつある、こういうふうには私は思っており、これに対応してどう教育で日本を立て直すか、これが我々の一番大きな仕事だと思っております。

例えば、あの母親を殺した少年、わけのわからぬことをまだ言っておるようではありますが、今、環境問題が非常に大きなテーマになってまいりましたけれども、化学物質は子供の頭脳に影響があるとささ言われておりますし、もちろん先ほどから議論のあります家庭の崩壊、地域力の低下、さまざまな文明の変化があります。その中で、どうやって教育を再生するか。

この間、私は学校現場に行きまして、校長先生に、今の小学生に一番欠けているものは何ですかと聞きましたら、タイセイですとおっしゃいました。タイセイ、何ですか、タイセイというのは言ったら、忍耐の耐の字です、耐える力がない、こうおっしゃっております。

さまざまな問題を抱えております日本の社会。例えば、マスメディアの問題もあります、IT化も進みます、外国との競争も進みます。こうした中で、総理が言われる教育再生。

私は、これは本当に問題提起のしづらい問題なんですけれども、家庭のあり方として、離婚の問題

題があります。総理は、「美しい国へ」の中で、この離婚の問題を大胆に触れられております。私は、離婚がいけないとか悪いとかということはない。しかし、総理、御存じと思いますが、二〇〇五年で日本の国内での離婚件数は二十六万二千件であります。二十年前から比べて十万件ふえました。

総理もここに、「美しい国へ」の中で、「家族が崩壊しつつある」、「離婚率が上がって」、「云々と書かれている。実は、「私の父親の安倍晋太郎も」私は晋太郎先生は毎日新聞政治部の先輩記者でございますから尊敬しておりますが、「生まれたときに両親が離婚して、父「云々と書かれています。」「現実問題として、少年院に収容されている少年たちの九割近くが、家庭に問題を抱えている」と言われます、こう書かれています。

重ねて申し上げますが、離婚がいいとか悪いとかじゃありません。しかし、二十六万件的離婚家庭で、うち子供がいた家庭が十六万件あります。そのうち八〇％が子供を母親が引き取っている。この子供たちをどうやって守るか。例えばこれも、教育の、文部科学行政とはちよつと違うんでしようけれども、大きなテーマだ。あえてきょうはこういう発言をさせていただきました。

この間、山谷えり子特別補佐官に、再生会議で家庭の問題にすると、離婚の話をしたことがあるんですかと言ったら、山谷さんは、いや、全然どなたもおっしゃいませんと、こうおっしゃいました。

私はやはり根源的な議論がまだ足りないと思っておりますが、総理、これらも含めて、教育再生へのこれからの総理の取り組みられる大枠、そして進め方、御明示をいただければと思います。

○安倍内閣総理大臣 鈴木委員は大変根源的なお話をされた、このように思います。

子供のモラルの低下あるいは学意欲の低下というのを最初申し上げたわけでありますが、そもそも地域や家庭における教育力が低下をしているのも事実であります。そして、社会において、

いわば離婚率もふえてきた。しかし、その傾向を変えようかということではなくて、その中で、やはり子供たちにとって必要なものをどうやって我々は確保していくかということも重要ではないだろうか、このように思うわけであります。子供たちがそういう中において問題を抱えているのであれば、すぐにそれに対して対応できるという体制をとっていく必要がある、こう思います。

教育再生会議の中で私も話をいたしました。だれも後ろには置いていかない、問題を抱えている子供たち、問題を抱えているから、あるいはなかなか学校の授業についていけないからといって、その人たちを置いていく、捨てていくということ私は絶対にしないということははっきりと申し上げているわけでございます。きめ細かな対応が必要なんだろう。ですからこそ、この六十年間の変化をよく見据えながら、現在、そして未来に向けての新たな仕組みをつくっていく、そういうことを私たちは今やろうとしているわけでございます。

だからこそ、だんだん失われてきた家庭や地域の教育力、失われてきたもの、そこで恐らく培われたであろうもの、いろいろなものがあるんだろうと思います、その中で恐らく道徳観とか公共の精神が教えられていたかもしれない。しかし、これは現在ではやはり学校でも教えていくということも必要でしょうし、あと、それぞれが当事者意識を持っていく。保護者もそうですし、また学校はもちろんそうなんです、例えば情報をどんどん流している、社会の一翼を担っている企業においても、教育について責任感を持っていたかどうかということも大切なんだろう。

まさに社会総がかりでこの教育再生に取り組んでいかねばいけない。そして、それによって教育新時代を開いていきたい。そして、その結果、すべての子供たちに高い水準の規範意識と、そして学力を身につける機会を我々は保障していきたい、このように思っております。

○鈴木(恒)委員 ありがとうございます。

冒頭に、少し違った視点から質問をさせていただくと申しましたが、私は、競争が非常に厳しくなってきた社会の中で、お金の問題というものを少し取り上げてみたいと思います。

総理、御記憶をたどっていただきますと、ライブドアの堀江貴文社長が脚光を浴び始めたときに、朝日新聞でございしますが、二〇〇四年にインタビューを受けて、そのインタビューが載りました。インタビューが「おカネで計れないような価値を広めたいとは思いませんか。」こう問うと、それに対して「おカネで買えないものではない。世の中、おカネで買えないものはないし、おカネの前ではすべて平等なんです。」これは平等なんですよ。しかし、「おカネで買えないものはないし、」こう言っている。

私は、この発言で、あつ、これだと、日本の一番大きなテーマになってくるよと思ひまして、後でこれをエッセーで書きました後に、その事件が発覚したわけであります。

私は、このホリエモン君の、あえて君と言いますが、の主張を目にしたときに、かつて経団連会長であった土光敏夫さんという人のことを思い出しました。私は、政治記者が長かったんですけれども、いつとき経済部の記者をしておりまして、土光さんのお宅に随分伺いました。御存じのように、東芝を再建し、石川島播磨も再建し、見事な経団連会長の職責を全うされた目利しの土光と、うちでは目利ししか食わないというから。お宅に伺うと、東芝の社長さんであるのに冷暖房器具なんか一切ない。古びた蛍光灯が一本あって、そこで一生懸命物を読んだり書いたりされている。自分の給料は、横浜の鶴見でございしますが、自宅の前にある母上がつくられた学校にほとんど寄附されている。お金で買えないものはないんだという今日のホリエモンの発想とこの土光さんのあった姿を私は思い浮かべて、やはり考えなきやいかぬと思つたんです。

そこで、時間がないのであれですが、お金と人間のあり方というものをどうやって教育現場は教えているのかと思ひまして、少し調べてみました。

今出ております学校教育法第二十一条の第一号に、「規範意識」という言葉が出てまいります。「学校内外における社会の活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力」云々に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことと第一号にございします。十号まで教育の目標が掲げられておりますが、お金に関することと読めるのは、この「規範意識」だけなんです。

さらに、私は、文科省を督促いたしました、現実の学習指導要領の中でどういうことをお金に関して教えているんだと調べましたところ、わずかに、小学校一年生の学習指導要領、道徳の中で、「物や金銭を大切に」と書いてあるのが唯一あるだけであります。

伊吹大臣、伊吹大臣が書かれたこの「シナリオ」という本の中に、大臣はこう書かれていますね。

「戦後の経済発展があまりにも早すぎたために、成熟した人間としての抗体をもたぬまま成長したこと、つまり、金儲けのためには法律に反しないかぎりなにをしてもいいのだ、競争に勝てば結果オーライという、精神的未成熟のなかで助長されてきた社会的価値観にあるとわたしはかんがえる。」こう伊吹大臣は見事に看破されております。しかるに、学習指導要領には、お金と人間のあり方に関する記述は一切ありません。

そこで、総理でも大臣でも、二人にでもお答えいただきたいんですが、これで学校教育法が改正されますと、中央教育審議会に議を諮って指導要領の改訂に入つてまいります。お金と人間のあり方というものについて、総理、何か子供に教えていかなければならないと思いますが、いかがでしょう。

○安倍内閣総理大臣 私も常々申し上げてきたわけでありますが、この戦後六十年、振り返つてみ

まして、我々は、敗戦の中から見事に経済大国に発展してきたわけであります。その中においていわば損得という価値に価値の基準がやや偏つてきたのではないかと、そういう気がするわけであります。この損得を超える価値、家族愛とか、あるいは地域や国に対する愛着、愛情であるとか、そしてまた、人のために何かすること、その重要性、そういうことを、私は、ややないがしろにしてきたのではないかと、そんな反省もあるわけであります。だからこそ、教育基本法を改正するに当たりまして、公共の精神、道徳、自律の精神等々を明記してきたわけでございます。

その上に立つて、いわば経済、お金との関係についても、やはり学校の現場において、これは損得を超える価値もあるんだという上において教えていくという必要があるのではないかと、その価値を教えていかなければ、損得だけになれば、やはりお金ですべてが解決できるという結論に至つてしまふのではないかと、こんなふうに思うところでございします。

○鈴木(恒)委員 私は、きょう、一冊、ちょっと珍しい本を持つてまいりまして、総理、これを御存じでしょうか、「日本一短い「母」への手紙」。今、もうこの装丁の本はなくなつております。差し上げます。私しか持つておりません。何冊も持つております。

この中にこういう母親の手紙を、糸川さんがいらつしやいます、糸川さんの生まれた福井県の丸岡町、稲田さんもそうですけれども、それがコンクールをやつて、いい手紙を載つてあるんです。その中にこういうのがあるんです。六十七歳の男の方が、「学問は貯金と同じ」と言つてくれたお母さん。お好きな薔薇を贈ります」と言っているんですね。つまり、金じゃないよ、学問だ、貯金より学問ということをお母は言った。

もつとおもしろい、家庭教育の話で、こういうのがあるんです。今、評価は五、四、三、二、一をやつていところは少のうございしますが、昔は五、四、三、二、一。②ばかりの通知表。「家鴨

が並んで可愛いよ」母よ、あなたの心を忘れな
い。「こういう母親なら絶対に、二をとったって立
ち直っていく子供の家庭がここにあると私は思う
ものですから、きょうは持つてきました。総理、
後で差し上げます。

それで、最後に、大臣に御答弁をいただきます
が、今のお金と人間のあり方を、学習指導要領に
どう取り込まれるか。

もう一点、先ほど河村さんの質問に総理が、財
源を確保しますとおっしゃっていただきました。
これは非常に重たい言葉でございまして、もう来
年度予算の編成が始まる上で、私は、総理、五
〇%アップぐらいのつもりで教育予算を組んでい
ただきたい。そのくらいの決断でいかないと、今
こそ米百俵だと私は思っておりますから、ぜひお
願ひしたい。

そこで、財源を確保すると言ってくださいまし
たから、大臣、四十分までの間に、何を頭に置い
て予算編成に当たられるか、端的にお答えいただ
きたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 まず、予算編成のことについて
は、総理から、必要な財源は確保するという御答
弁が先ほどありましたので、私は、総理の意を体
して努力をさせていただきますとお答えしたわけ
です。

まず考えられるのは、やはり国会での御議論で
何が議論になっていたかということでしょう。そ
れは、生徒に向かい合える先生の時間をとるとい
うこと、それから、社会が尊敬できるだけの、や
はり社会的な評価を得られる、あくせくしなくて
もいい、しかしそのかわり、みずからも大切な子
供を、日本の将来を預かっているという気持ちを持
つてやっていただける先生をつくっていく、そ
の待遇をどうするか。

また、あと高等教育その他のことはありますが
が、私は、やはり高等教育は、幼児からの教育が
あって初めて高等教育というのはあるわけですか
ら、初等中等教育についても少し意を用いるとい
うことではないかと思っております。

○鈴木恒(委員) 前回、総理に質問をさせていた
だきましたときに、私は、教育基本法ができ上
がったので、国民運動的な教育改革を起こそうで
はありませんかと申し上げました。それで、フ
リーズとして、人に優しく自分に強く、これなら
だれにも異論がないだろうと。どんな思想、どん
な団体、企業、個人、だれにも異論がないだろう
と。人に優しく自分に強く、これを私はこれから
いつも胸に抱きながら教育の問題に専心していま
いますので、どうぞ御指導をいただきたいと思ひ
ます。

終ります。

○保利委員長 次に、伊藤渉君。

○伊藤(渉)委員 公明党の伊藤渉です。
今回、初めて私は安倍総理に御質問をさせてい
たきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、教育の目的ということについて、教育再
生会議第一回の席上で、総理は次のようににおっ
しゃっておられます。志ある国民を育て、品格あ
る国家、社会をつくることであると考えている。
また、教育再生の最終的な大目標として、すべて
の子供に高い学力と規範意識を身につける機会を
保障すること、そして、そのために、公教育の再
生や、家庭、地域の教育力の再生が重要であると
考えている、このようにおっしゃっておられます。
そのとおりだと思います。

その上で、教育の目的について、私はその奥底
には子供の幸福という観点が極めて重要であると
考えておりますが、まず初めに、総理にこの点に
ついての御見解をお伺ひいたします。

○安倍内閣総理大臣 教育の目的であります
教育の目的というのは、やはり、一人一人の個性
や能力を可能な限り調和的に発展させることに
よって、子供たちが将来に向けて夢や希望を持っ
て、そして豊かな人生を送っていくことができる
ようにしていくということではないだろうか、常
に子供たちが将来に夢や希望を持つていく、そう
いう人生を歩んでいくことが、私は、これがすな

わち幸福な人生なんだろう、こう思うわけであり
ます。

また、こうしたことを通じて、私は、志ある国
民を育て、ひいては品格ある国家の形成につな
がっていく、このように申し上げているところで
ございます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

また、教育という観点で、子供にとつて最も大
切な教育環境、これは教師であると思ひます。
よい教師の条件について、教育に大変造詣の深
い香港中文大学劉学長という方がいらつしやいま
すが、その方が次のようにおっしゃっておられま
す。学生一人一人に対して教え方を合わせること
ができる人、一つの教え方ですべての学生に合う
とは限りません、また、教師は自分の体験をもと
に教えるべきです、さらには、何よりも長い目で
生徒の将来を考えるべきです、忍耐強さもよい教
師の条件の一つですと話をされております。

この教育再生の中でも核、肝となるのが、教
師、先生方への応援体制をどう整えていくかとい
うふうに考えておりますけれども、では、その目
指すべき姿について、よい教師とは、すばらしい
教師とはどういうものなのか、この点についても
総理の御所見をお伺ひいたします。

○安倍内閣総理大臣 先ほど河村先生との議論の
中で、私の体験についてお話をさせていただきました
した。

私は、例えば小学校のときに三回、担任の先生
がかわったんですが、最初、一年生のときは、明
治生まれの先生で吉田寅彦先生という、今でもよ
く覚えていらっしゃるんですが、大変厳格な、厳しい、ひ
げを生やされた、相当お年を召した方なんです
が、大変厳しい先生ではありましたが、いわば規
範意識を植えつけられたような、そんな気がいた
しました。その後は、大変若い先生、当時は若
い先生で、星野慶二先生という方は大変楽しく授
業をされまして、学校が楽しいな、そんな思いが
今でも心に残っております。その後、野村先生と
いう方に教わったわけですが、とにかく子

供を信頼する、これが先生の信念でございまし
て、この信念によって私たちも先生を信頼したの
ではないかな、こんな気がするわけでありませう。

教育は人なりということですが、教師は
子供たちに極めて大きな影響を与えるわけであり
まして、その後の人生も大きく左右するというふ
うに私は認識をいたしております。そのため、教
師には、まず職務に対する使命感や誇り、そして
また子供たちに対する教育的な愛情を持つていた
だきたい、そしてまた教職に対する強い情熱、責
任感を持つていただく、その上で、子供を教える
という教育の専門的な、専門家としての確かな力
量を持つていくことが求められるのではないかと、
このように思ひますし、また、子供たちを引きつ
ける、そういう人格的な、人間としての魅力も大
切な要素ではないかな、このように思ひます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

今、総理の答弁の中で、子供を信頼するという
ことをおっしゃっていただきました。まさにその
とおりだと思います。

私も、自分の実体験で、私の子供のころはま
だ、平たく言えば殴られることがありましたの
で、いろいろな先生から殴られました。決して優
等生ではありませんでした。そんな中で、殴られ
て本当に涙の出る先生と、殴られてはやりどうし
ても腹が立つてしまう先生と、自分の体験の中
ではそんな記憶があつて、その根底は、やはりそ
の先生が自分のことを信頼してくれていたのかど
うか、そういうことにかかわっているのかな、今答
弁をお聞きして、そう感じた次第でございま
す。

今回の法改正では、現場の先生方の応援の体制
を整えるために、法的に、副校長等の体制の整
備、この門を開き、また先生の新たな研修の場も
十年に一度設けようとしております。また、現
場からは、先ほど来ありますけれども、何はとも
あれ人をふやしてほしいとの声も少なからず聞こ
えてまいります。

私は、この教育再生特別委員会の中で、地方公

聴会の一環として、福岡市立博多小学校、また富山市立桜谷小学校を視察させていただきました。現場の先生方との懇談の機会もいただきました。耳に残ったキーワードは、学校の多忙化ということでした。私もともと民間企業で勤めておりましたので、正直申し上げれば、多忙化しているのは学校だけじゃない、こんなふうな心の中とかで感じておりました。どんな業種でも、少子高齢化の中で、また労働力が減少する中で、従来よりも少ない人数で従来と同等の仕事を行っていくかなければならなくなっている、そう思います。

しかし、現場を見させていただく中で、さらに学校、地域、家庭という関係の中で、学校での生徒に対する教育のみならず、家庭、保護者への配慮、こういうことが大きなウェイトを従来よりも占め始めている、そういうことは再認識せざるを得ませんでした。

例えば、ある先生は、学校での子供たちの様子を毎日写真におさめ、それを保護者の皆さんにお知らせしている、こういう努力をされている先生もおられました。

また、ADHD、多動性障害をお持ちのお子さんが二人いる約四十人弱の授業では、特別支援員、こう呼ばれるもう一人の先生がこの二人の面倒を集中的に見ながら、授業を進めておられました。ちなみに、この二人の子供たちは、幼稚園あるいは保育園のときには、マンツーマン体制で対応をしていたのだというお子さんだと後でお聞きをいたしました。

長々と申し上げましたけれども、児童の減少以上に、先生の数は現行法では減らしていく、少なくともそのような努力をお願いしているわけですが、その上で、さらに学校、地域、家庭という関係の中で、学校、ひいては先生方の役割、これはふえてきているという実態をしつかりと改めて認識する必要があるのではないかと思います。当教育再生特別委員会が質疑を通して、また現場を見させていただいて、私が考えるに至ったことにつ

いて、総理に率直に御報告を申し上げます。

そこで、まずは、基本姿勢として、日々どこまでも一生懸命仕事をしておられる現場の先生方の応援をするという姿勢を堅持しつつ、さまざまな方法で、人員の増加も含めた、教育現場の具体的な応援体制、これを国が先頭に立って表現していくことが必要と考えますけれども、総理並びに伊吹文部科学大臣にお伺いをいたします。

○安倍内閣総理大臣 教育におきましては、社会が複雑化していく中で、また家庭や地域の教育力が低下をしていく中で、学校現場は確かに大変な量というのにも相当ふえてきている、私もそのように認識をしています。

大切なことは、今後、先生が生徒と向き合う時間を確保し、またふやしていくということではないか、中身を充実していくということではないだろうか、このように思います。それによって、教育の質を高めていくことができる。

その観点から、ただいま委員が触れましたように、今回の改正におきまして、いわば組織として教育を支えていく、そういう観点から、副校長及び主幹教諭による組織力を充実していく、あるいはまた学校の事務量の軽減、そうしたことを進めていく必要がある、そうした取り組みを進めていきたい、このように思います。

また、教育再生を实りあるものとするためには、教職員配置のあり方や、また張りつめた教員給与体系などについて検討していかなければならないと考えています。一方、簡素で効率的な政府を実現するために、教員も含めた総人件費改革など行政改革の推進も必要であります。

これらの点も踏まえながら、教育の質を高めていくために、先ほど申し上げましたように、徹底的に効率化を図っていく、そして張りつめて、真に必要な財源につきましても必ず確保していきたい、このように考えております。

○伊吹国務大臣 今御指摘のあったことは、先ほど、河村委員、鈴木委員からも同様の御指摘がご

ざいました。行政改革推進法の五十五条は、今先生がおっしゃったように、少子化ですから子供の数が減っていきます、その子供の数を上回る教員の数を減らせと書いてあるわけですね。これをどう考えるか。

そして、学校現場で何が起きているかというところ、地方の交付税を算定する基準としては四十人学級なんですよ。しかし、小学校の場合では大体二十六人ぐらい、そして中学校は三十人で平均で組まれています。そうすると、四十人一度にばつと一つの学校で学級が減りますと、これは子供の数に応じて先生を減らしていくというのはできるんです。しかし、あるところの学校では八人、こちらの学校では六人、こちらの学校では七人というトータルとしての子供の減り方に合わせて教師を減らしてしまうと、クラスは減らせないわけですから、そこにはいろいろな問題が起きているわけですね。これは社会学で言うところの集合の誤謬というので、全体としてはなるほどと思うんだけど、個々におおしていくとどうもうまくいかない、個人個人にはいいことだけれども、全体としては困るという現象が今起こっているわけですね、教師の数については。

ですから、先ほど総理が御答弁を申し上げましたいろいろなやり方を組み合わせまして、先生の御指摘にこたえられるように工夫をしてみたいと思っております。

○伊藤(渉)委員 ぜひよろしくお願いをしたいと思いますが、家庭、地域の教育力の再生という観点から御質問をいたします。

未来の宝である子供たちをみんなで協力して育てていく、こうした美しい教育の連帯の心を社会全体が共有すれば、子供たちの可能性はますます開けていくと確信をいたします。家庭、学校、地域が一体となって我が子のごとく愛情を注げば、その土地の未来は必ず輝いていく、そのように考えます。子供たちの可能性を開きいくためという目的が社会全体の共通目的となる、教育の連

帯の心が重要であると私は考えます。総理の掲げる、社会総がかりで教育再生をというテーマも、同じ趣旨、同じ意味での目的に立たれたものと私は理解をしておりますが、改めて御所見をお伺いいたします。

○安倍内閣総理大臣 教育再生について、学校や先生たちだけに責任を押しつけてはならない。もちろん、先生また学校は極めて重要であります。しかし、それと同時に、やはり家庭や地域、社会総がかりで教育を再生していく、そして教育においては当事者なんだという意識を持つことが大変重要であろう、私はこのように思うわけであります。その中でも、やはり家庭や地域、家族、ふるさと、これはすばらしいものだ、こういう認識を持つ上におきましても、家族や地域が教育力を発揮していくことも大切であろう、我々はそのための施策を講じていく必要がある、こう考えているところであります。いわば社会総がかりで教育再生に取り組み、教育新時代を開いていきたいと考えております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

ここから少し具体的な質疑に移らせていただきます。ここまでも私はこの委員会の中で再三確認をさせていただいた内容であります、最後に改めて確認をさせていただきたいと思っております。

昨年起こったいじめの問題、こういったものなどの解決に向けて、今回、大きな法改正の一つとして、文部科学大臣の教育委員会に対する指示を可能にするということが盛り込まれております。この点については、当初、国の関与の拡大だというような批判も耳に入っていましたけれども、当委員会の質疑の中でこの点は明らかになってきたと理解をしております。

すなわち、地方自治法において、国が自治事務に対して指示ができる場合を限定しております。具体的には、国民の生命、身体または財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等、国が必要と認める場合に限定的に可能となっている。だからこそ、我々公明党

も、ここまでの議論の中で、あくまでこの範囲に限って指示を認める旨を主張させていただいてまいりました。

さらに、この自治事務についての是正を行う指示については地方自治法上の規定はありませんで、その関与のあり方については、二百四十五条の二、関与の法定主義に基づき、別に法律またはこれに基づく政令にゆだねられております。この考え方に基づき、指示のあり方について地教行法に明定をされたと理解をしております。

すなわち、今回の地教行法の法改正はあくまで地方自治法の範囲内であり、決して国の関与の拡大ではない、この現行法上結論づけられると考えます。これも当委員会再三確認をさせていただきましたが、改めて、この点について総務大臣の明確な御答弁をお願い申し上げます。

○菅国務大臣 伊藤委員の御指摘のとおり、今回の指示につきましては、自治事務に認められる関与の範囲内であり、そして、今具体的な例を申し上げます。個別法で自治事務における指示に係る規定を設けることができるもの、このようにされておりまして、今回の改正案というのは、教育委員会に対する文部科学大臣による指示は、生徒等の生命、身体保護のため緊急の必要がある場合、これに限定をされておりまして、既に現行法の中では、例えば警察法とかあるいは感染症予防法などにおいて、指示ができるもの、このようにされておりまして、地方自治法の定める関与の基本原則を逸脱して、国の関与を強めるものではないと承知しております。

○伊藤委員 明確な御答弁、ありがとうございます。時間が参りましたので、最後に現場から寄せられた声を伊吹大臣にお伝えして、終わりたいと思います。

この委員会、大変に国民の関心も高く、さまざまな質問、要望が私のもとにも寄せられてまいりました。その中でやはり一番心を痛めたのは、いじめの問題でございました。

地元愛知県のある御家庭では、お母さん、この方はパートの勤めだそうでございます。御長男は大学を受験する受験生、そして次男の方が知的な障害をお持ち、そして長女の方がやはり高校受験に向けて勉強している、こういう四人家族でございまして、この長女の方が中学でいじめに遭い、種々努力を重ねましたが、仕方なく今年度より転校をして、毎日このお母様が車で送迎をしながら他校区の学校に通っている、こういうものでございました。

いじめをなくすることは、当然、最重要でございます。その一方で、起こってしまったいじめ、このいじめを受けて困っている人へのケアということも非常に大切な観点ではないかと改めて感じました。

そこで、文部科学大臣にお伺いをいたします。いじめの撲滅とケアという観点から、どうして我が国の制度設計は、ありてい言え、完璧を目指し過ぎる嫌いなと思えます。その結果、学校現場では、いじめの事実をできれば公にしたくないという力が働いてしまっているんじゃないかと思えます。そうではなくて、いじめは必ず起こるもの、こういう認識に立つて、まず、文部科学省として、悪い情報こそ吸い上げるといふ姿勢を持ち、そうした子供たち、または家族に対するケアということにも力を入れていかねばならないと考えますが、伊吹文部科学大臣の御答弁をお願いいたします。

○伊吹国務大臣 私、先生が今御指摘になったような姿勢でいじめという問題に対処するように文部科学省の職員にも指示しておりますし、いじめがあるから悪いのではなく、いじめを隠すのが悪いのであって、むしろ、いじめを発見してうまく処理するのがいい学校だと思います。

○伊藤委員 ありがとうございます。どこまでも現場の力を重視し、現場の力の無限の可能性を信じて頑張る先生方をサポート、育成するという角度からさまざまな制度設計をすべきということをお願い申し上げます、私の質問

を終わります。

ありがとうございます。

○保利委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後二時開議

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松本大輔君。

○松本大輔委員 民主党の松本大輔です。「教育再生は内閣の最重要課題」とあると総理は施政方針演説でおっしゃっていただきました。官房長官をお務めになられた小泉内閣ですけれども、その小泉内閣では、米百俵の精神ということが言われていました。

しかし、実際その小泉政権下で文教予算がどのように推移をしたのかということ、私、教育基本法の特別委員会文科省に尋ねたことがあるんです。そのときの答弁では、「二〇〇二年度、平成十四年度でございますが、五兆五千九百一億、二〇〇三年度、平成十五年度は五兆二千二百三十八億、二〇〇四年度、平成十六年度は四兆八千三百六十五億、二〇〇五年度、平成十七年度は四兆三千九百五十九億、二〇〇六年度は、平成十八年度でございますけれども、三兆九千二百六十一億円でございまして、この五カ年における減額は一兆五千九百七十六億円でございまして」という答弁でありました。

米百俵を掲げた小泉政権で、五年間でおおよそ一・六兆、これは率にすれば三〇％弱の国の教育予算カットということでありましてけれども、教育再生を内閣の最重要課題だとおっしゃっている総理は、この小泉政権下における国の教育予算の大幅カットについてどのように受けとめていらっしゃるのか、まず御見解をお伺いしたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣 ただいま小泉内閣の五年間

の教育予算についてお話がございました。

国の文教予算は、確かに、一兆六千億、約三割、正確に言いますと二八・九％ですかの削減ということになっておりますが、しかし、中身をよく見てまいりますと、三位一体の改革により一兆三千三百五十七億円、これは国から地方に移った人件費ということでありまして、そしてもう一つは、人事院勧告によって、これはデフレ経済下にあった中において、人事院勧告等によって三千百九十二億円減ったということでございます。

そういうことでございまして、こうした影響額を除けば、むしろこれはほとんど同水準を確保している、このように申し上げてもよろしいのではないかと、こう考えるところでございます。

平成十九年度の予算におきましては、問題を抱える子供の自立支援や教育相談体制を充実、そして全国の学力・学習状況調査の実施や放課後子どもプランの創設、公立学校施設の耐震化の推進等、必要な予算額を計上しているところでございます。

今後とも、真に必要な教育予算は確保していかねばならない、このように考えております。○松本大輔委員 まず一点申し上げておきたいことですが、国から地方に移ったんだ、三位一体の部分が一兆三千三百億、こうした影響額を除けばということですが、この影響が甚大である、これを除いて考えることはできないというのが、通常、地方の受けとめ方ではないかというふうには私は思いますし、それこそが、小泉政権下における三位一体改革のまずさだったのではないかと私は思います。

実際、施政方針演説では、「地方公共団体間の財政力の格差の縮小」ということをおっしゃっているんですね。これは、税源は移したけれども、その税源たるや、やはり偏在しているじゃないかと、総額では幾らだけれども、それは地方に一律に割り振られるわけじゃないよということをおそらく指しているんじゃないかというふうには私は思います。

第二類第八号 教育再生に関する特別委員会

そこで、三位一体の改革の議論の経緯については、地方がこの三位一体の改革を進めてもらいたい、この義務教の国庫負担の部分についても、これは地方に任せてもらいたい、こう主張してきた

そして、それと同時に、そのことが日本の財政の健全性を世界に示すことになって、日本の経済また財政に対する信頼をつなぎとめていくことに私はつながった、このようにも思うわけであり

として連帯責任を負っていらつしやる立場からの反省というのは、私は少なくとも感じられません。でした。

そして、もう一点申し上げたいこと。先ほど、

聖域なき構造改革、思い切った歳出カット、大変な借金を背負っていったとお話をされていました。確かに厳しい財政状況にある、そのとおりでしょう。民間平均給与が八年連続下落が続いている中で、皆さんのお支払いになられた大切な税金については一円たりとも無駄遣いしないんだ、この姿勢については私も自民党に劣るものではないかと思つてゐるわけでありませうけれども、ただ、問題は、財務リストラというものはやはり優先順位というものがあるんじゃないかと私は思ふんです。

民間企業で財政状況が厳しくなった会社、まず真つ先にすることは何ですか。これは、社長を初めとした経営陣の待遇の見直しですよ。役員報酬の削減、経営陣の待遇見直し。その上で、今度は遊休不動産、遊休資産、不稼働資産、こういったものを売却していく。本業とは無関係なゴルフ場投資を行つてゐる、社用車という名義でなぜか高級外車がある、社宅というふうな資産計上されてゐるのに、なぜかそれは豪華なおうちで、実は社長一家が住んでゐる、こういったものについては売却をして、有利子負債を圧縮していく。そういったすべての経営努力をやり尽くした後に、最後の最後に切り込んでいくのが私は人材への投資だと思ひます。

翻つて、我が国はどうかということでありませう。まず、議員年金、国庫負担は七割にも達してゐる。その批判は高かった。しかし、与党の賛成多数でこれは事実上温存されました。天下りはどうでしょうか。我が党の……（発言する者あり）今、不規則発言が飛んでゐますが、結局、十年以上経過したベテランについては温存されたじゃないですか。これは事実上温存法案ですよ。

それから、天下りはどうですか、天下りは。民主党の要請で、衆議院が最近調査結果を発表しました。二万八千人もの中央官僚OBが独法や民間企業などに天下つてゐる、四千六百人もの団体に天下つてゐる。そして、その団体に對して四兆

円もの補助金がつぎ込まれてゐる。事業発注を含めれば約六兆円。たしか一兆八千三百億だったと思ひますが、その事業発注のうち、何と一・八兆が随意契約なんですよ。つまりは、調達コストの見直しは全く行われてゐない。

国家の経営陣、待遇の見直しは全く行われてゐないんですよ。にもかかわらず、本来最後の最後に手をつけるべき人材に対する投資、既得権への切り込みが不十分なままに、ここに手をつけてゐた。このことについては、私は、国家経営のあり方として根本的に間違つてゐると思はざるを得ませう。そのツケを負うのは家計であり地域です。そのことについて、私は、反省の弁が聞けないというの、大変国家経営者、宰相として残念だと思ひますが、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 まず、教育予算については、平成元年から見れば、子供一人当たりに対しての公財政支出は五〇％増になつてゐるということと、まず申し上げておきたいと思ひます。

そして、先ほど来申し上げておりますように、総体としては減らしてゐないんですよ。五年間に減らしたというのは、三位一体の改革の中で、責任が国から地方に移つた、それに対しての財源措置もしてゐるということでありませう。そして、デフレ経済の中で、給料が下がつていく中で人事院勧告を正しくやつた。上がつていけば上がつていく、これはそういう自明の理ではないか、こう思ふわけでありませう。その中で、それ以外の政策的経費については、むしろ五百六十億円のプラスになつてゐるということは申し上げていただきたいと思います。

それ以外について、我々は、予算について、やるべきことはやつてゐると思ひます。例えばいわゆる公共事業について、地方も大変だったんだらう、このように思ふわけでありませうが、当初予算と補正予算と合せていけば、これは、この六年間の中で十四兆円が七兆円になつたわけでありまして、我々は大規模な削減を行ったということは申し上げておかなければならない、このように思ふ

わけでありまして、やるべきことはやつてゐる。先ほど、特殊法人等々の例も挙げられたわけでありませうが、特殊法人についても、廃止統合あるいは独法化することによつて、約、一年間にそこにつぎ込んでいた予算、一兆五千億円、我々はカットすることに成功したわけでありませう。この改革をやつていなければ十年間で十五兆円使われていたお金を我々はカットした、こう言つてもいいのではないかと、こう思ふわけでありませう。

公務員制度の改革についても、これは相当の強い抵抗のある中、我々は今の改革法案をまとめたいわけでごさいます、やるべきことをやる中において、とにかくスリムで効率的な筋肉質の政府をつくつて、よつて国民の負担にこたえていかなければならない、このように考へてゐるわけでありませう。

○松本（大）委員 三位一体改革を除けば変わらないんだという、その、まず冒頭のやりとりがすれ違つたまま、やはり全然その溝が埋まらないんですが。

さつき私、いい答弁だったなというふうにご紹介した、伊吹文科大臣の、結局東京に財源を渡したということなんですよ。この御認識をどの程度本心に持つていらつしやるのか。やはり、こういう認識が欠如されてゐるから、国の教育予算のカットに對して思ひが至らないのかなというやうな気がして残念でございませう。

それから、さつき、公務員制度改革も相当な抵抗の中で行われたというふうにおつしやつてゐましたけれども、これは、今週火曜日、本会議で趣旨説明を行われた天下りバンク法ですけれども、国家公務員法改正案、これについては、結局、これまで各省庁が行つてゐた、各省庁ごとに行われていた再就職のあつせんを、今後は天下りバンクが一手に引き受けるというものにすぎないじゃないですか。しかも、今ある二年間の天下り禁止期間すら撤廃をされる。これは、天下りの原則自由化、全面解禁法案です、こんなことでは談合や随契約の温床はいつまでもたつてもなくならない、

既得権への切り込みは非常に甘いという感想を、率直に申し上げて思はざるを得ないわけですね。

総理は、「改革の炎を燃やし続けてまいりませう」と、非常に格好いい言葉だったんですね。なんです、ちよつと今回のこの国家公務員法改正案を見てゐる限り、相当な抵抗があつたとおつしやいます、こういった官庁や抵抗勢力の反対に遭つて、今や改革の旗印はすっかり炎上してしまつたという方が私は近いんじゃないかなというふうに思ひますね。

ちよつといつまでやつてゐても……（発言する者あり）見方の違いじゃと言われましたが、いや、これは大事な法案なんですよ、これは法案関係なんですよ。今回我々は、教育環境整備法案というのをを出してゐるんです。これは法案関連質疑なんですよ。

それで、総理との溝が全然埋まつてゐないのは残念なんです、法案に関連するということ意味で、民主党の提出者にも聞いてみたいと思ひます。

これ、今回……（発言する者あり）いや、文科大臣には質問してゐませんから、文科大臣には質問してゐないですから。文科大臣とは、また文部科学委員会の場で、しっかりと胸をおかりして挑んでいきたいなというふうに思ひます。（発言する者あり）いや、聞いてゐないんですから、私の質疑時間なんですから。

民主党の提出者に伺ひます。国は、小泉政権下においてはとりわけですけれども、国の教育予算というものをカットして地域と家計にツケを回した。今後は、家庭、生まれ育つ家庭の経済格差やあるいは居住地の違いによつて、その子供の受ける教育環境に格差が出てくるかもしれないというおそれが出てゐるわけですね。こういった状況に對してどのように受けとめていらつしやるのか。先ほど来、総理の答弁に對しておつしやりたいことがあれば、それもあわせていただくとしまして、今回提出をされていらつしやる法案の中身と

ねらいについて御答弁をお伺いしたいと思います。

○高井議員 けさほどの質疑からも、自民党の河村委員それから鈴木委員、伊藤委員とも、今回の教育予算の充実に、何といつても財源措置が不可欠だという御答弁がございました。もちろん、私も、私どもは、法案の趣旨として、今回また新たにちゃんとした形で法文化いたしましたのでございます。

教育における国の責任というのは、水準の確保、機会の均等、そのために教育予算の充実に、財政措置が不可欠であるというふうに考えております。我々が提出しております日本国教育基本法案、この中で、十分な教育予算を確保するために、第十九条と第二十条におきまして、教育の振興の基本計画の策定と予算の確保の義務を定めております。

具体的に申し上げますと、少人数学級の充実や習熟度別に応じた教育指導などのために必要な教職員の配置、それから学校施設の耐震化、これは最近国会の中でも大変に問題になっております。それから空調設備等の配備、それに加えてスクールの運行の実現、それから将来の就職の指導などをするスクールカウンセラー等の配置など、こうした環境整備を行うために、何といつても予算の確保が必要でございます。

その趣旨を明確にするために、民主党として、学校教育の環境整備の推進による教育振興に関する法律案を提出しております。立法者の意思として、今申し上げたような内容を法律の条文に具体的に書き込んでおります。

私は、教育というのは、合理化、効率化という言葉が最もなじまない分野だというふうに考えております。総理が持たれております経済財政諮問会議において、これは二〇〇六年の基本方針の中に、「文教予算については、子どもの数の減少及び教員の給与構造改革を反映しつつ、以下の削減方策を実施することにより、これまで以上の削減努力を行う。」というふうに明記されております。

が、先ほどの答弁をお聞きしますと、これも方針を変えていただけないかというふうな期待を申し上げたいところでございます。

そして、先ほどのこの教育特の委員会での質疑を、私もずっと質問に立ったり聞いたりする中で、与党の皆様は、私も出しているこの法案、賛成していただけるのではないかと強く確信をいたしました。ぜひ、否決することなく賛成していただきたい、皆様に御理解を求めたいということをお願いいたします。

○松本(大)委員 政治の意思として、未来への投資については惜しみなくしっかりと確保していくんだという力強い御答弁、明確な御答弁だったというふうに思います。ぜひとも、与党の皆様は、我が党が提出しておりますこの教育環境整備法、御賛成をいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。(発言する者あり)

いや、私はきょう、本当に総理とのやりとりができると思って、楽しみに来たんですよ。大臣、次回文部科学委員会でもたつと胸をおかりしますから、きょうはちよつと、もう私みたいな若造の議員が総理とやりとりさせていただくことななめつたにないんですから、ちよつとこれはぜひ大きな度量を示していただきたいというふうに思います。

時間の関係もありますので、法律に従って議論をしろというお話もありますので、免許の見直しについてお話を進めたいと思っております。

子供にとって教師こそが最高の、最も重要な教育環境であるという点については、私たち、多分与野党間で意見が一致しているんじゃないかと思うんですね。総理も本委員会の答弁でまさにおっしゃっていらっしゃいましたけれども、教育はまさに人材、人でありまふと。おっしゃるとおりだと思ひます。

ただ、そうであるならば、やはり、今のよう二週間から四週間の教育実習、言ってみれば、言葉はちよつと適切ではないかもしれせんが、お客様のような形で、二週間から四週間の教育実習

でよしとするのではなくて、そもそも、しっかりとした教育実習の中で、一体全体自分は教師に向いているんだろかという適性をみずから判断されたら、あるいは、実際にこれから教壇に立つに当たって自分に欠けているところは、何だろうか、しっかりと認識をさせていただいたり、そういう期間を十分に設けていく。入り口の段階、つまりは養成段階にやはり手をつけていくべきではないかという立場に私たちは立っているんですね。

そもそも、教壇に自信と誇りを持って立てないような方はつくりたい、教壇に立たせない、こういった、教員養成、入り口の段階に手をつけていかなければ、政府案のように、十年ごとに三十時間の講習を受けていただく、そして修了しなければ認定をしないというだけの免許更新制では、私は、今求められているような教員の資質の大幅な向上ということは図れないのではないかなというふうに思ひますが、教育はまさに人材、人であるとおっしゃった総理の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 確かに、委員が御指摘になつたように、教員の研修課程を充実させていくということはこれは課題であらう、私もそのように思ひます。

よく例として挙げられるフィンランドにおいても、先生の方々は修士を出ておられるということでありまふ。しかし、他方、日本におきましては、短大、学部、修士、それぞれの課程で教員が現実に養成されているという現状もありまふ。現在の修士課程のいわば定員の数と、必要とされる教員の数、これが大きな乖離がある中において、一足飛びにそちらに行くということはなかなか難しいのが現状であらう、こう思ひます。

その中で、我々政府・与党としては、まず、現実にできる限り、今委員がおっしゃつたように、人材、子供たちを教える大切な教師、この人材を育てるための仕組みをより向上させていきたい、その結果、教育の質を向上させていきたい、こう思ひます。ですから、免許制度の改革だけではな

くて、大学の教員養成課程の改善充実を図っていただければならない、私もそのように認識をしております。

そこで、教員養成の段階で教員に必要とされる基礎的な資質能力を養うことができるように、教員養成カリキュラムの改善や、より高度の専門性を備えた教員を養成する教職大学院制度、これは平成二十年までということなんだろうと思ひますが、その創設を行うこととしております。

今後とも、教員免許更新制だけではなくて、これに加えて、こうした施策を実施することによつて質の高い教員の確保に努めてまいりたいと思ひます。

○松本(大)委員 教員の研修課程を充実していきたいという方向性については賛成されているというふうに、私たちとそんなに方向性においては違ひはないのかなというふうに受けとめました。だとすれば、現状はこうなんだからなかなか変えていくのは無理があるよねという御答弁ではなくて、戦後レジームからの脱却とおっしゃっているんですから、これは思い切つて、抜本的に、もう入り口の段階から、根本から変えていくんだという気概を見せていただければ、内閣の最重要課題、そのとおりだなというふうに、見ていらつしやる国民の皆さんも納得をされると思うんですが、残念ながら、できる限りというところで、一歩踏み込んだ改革にはなかなか及ばないのかなという気がいたしました。

総理は、ことしの施政方針演説で、たしか福沢諭吉翁の言葉を引かれて、「出来難き事を好んで之を勤るの心」というふうにおっしゃつていらっしゃるから、なかなか今のシステムでは難しいかもしれないけれども、ここにあるとおっしゃらないで、ぜひとも、ここにありたい、困難なことをひるまずに前向きに取り組んでいただきたいなということを申し上げておきたいと思ひます。

もちろん、民主党の提出者にもこれから聞きます。

今、総理からはそういう御答弁だったんです。が、私は、やはり入り口の段階、教員養成段階に手をつけない限りは、これは抜本的な教員の資質能力の向上には資さない、余りにも今回の政府案は小粒な微修正にとどまっているのではないかな、腰が引けているのではないかなという気がするんですが、今の総理の御答弁をどのように受けとめられていらっしゃるのか、今回の提出法案の中身、それからそのねらいも含めて、提出者にお伺いします。

○田島(一)議員 お答えをいたします。

松本委員が御指摘いただいたように、教員全体の資質を向上していくためには、入り口、いわゆる教員養成課程での改革が何より重要だという観点から、私も、今回のこの免許法の改正案を取りまとめさせてもらいました。

今し方お尋ねをいただいたとおり、私も、養成段階、今現在は四年間の学士ですけれども、さらにもう二年間ないし三年間、修士課程を加えて、大学院の修士という資格を持った上で教壇に立つていただく、そういうことを盛り込んだ免許制度であります。

ただ二年間学べばいいというだけではなくて、しっかりと一年間は現場で教育実習を積んでいただくということを課程として盛り込みました。その一年間は、今日の教育実習が二週間から四週間と御指摘いただきましたけれども、おっしゃったように、お客様の存在で学校現場に入るのではなく、例えば学級の副担任のような位置づけで、しっかりと子供たちの教科指導も、そしてまた学校運営等もしっかりと見、聞き、そして、自分が本場に教師として向いているのかどうか、自覚と、そして自信を深めてもらうためのそういう課程としてこの修士課程をしっかりと盛り込んでいきたい、そんなふうには実は考えております。

今し方総理は、前向きな御回答をいただいたかのように私も最初は受け取ったんですが、結果的には、政府としてはいろいろな条件が整わないから困難だというふうに、しりすばみのよう

なお答えだったというふうに思います。今回、本に教員の資質向上を図るとお考えであるならば、私は、今松本委員がおっしゃったように、入口の段階、教員養成課程での抜本的な改革をしなればこの国の教育の質の向上にはつながらない、そう考えておりますので、ぜひ御賛同いただきたいと思ひます。

以上です。

○松本(大)委員 私のつたない説明ではなかなか総理に民主党案のメリットというのはあるいは伝わらなかったかも知れませんが、今提出者から御説明をいただいて、お聞きになられていたと思ひますが、これはやはりいい案だなというふうに思われませんか。

○安倍内閣総理大臣 もちろんこうした政策には理想があつて、こういう到達点に行きたい、そういう気持ちはあります。しかし、それは社会保障の世界においてもそうです。しかし、それは財源も必要です、大学の、教職養成のための修士課程を新たに創設していくための財源も必要でしょうし、そしてそれを教えるいく先生の体制もつくっていくかなければならないということもあるわけでありまして。そういうことも総合的に勘案しながら、また、修士を修めた結果等々もよく、それ以外の先生との比較等も十分考慮しながら進めていく。

これはやはり現場が混乱して結果を生み出せないであつてはならない。我々は責任を持つ立場でありますから、責任を持つ立場としては、今私どもが考えている案は最善であり、先ほど一歩踏み出していないというお話でございましたが、我々は十歩ぐらい踏み出している、このようには思っているところでございます。(拍手)

○松本(大)委員 私は、踏み出す方向が全く違っているのではないかとこのように思ひます。我々は正しい方向に向かって百歩も千歩も踏み込んでいこうというふうに申し上げたいと思ひます。財源も必要ですとこのようにお話しもありましたけれども、「出来難き事を好んで之を勤る

の心」、「困難なことをひるまずに前向きに取り組む心」とおっしゃっているんですから、「内閣の最重要課題」というふうにおっしゃっているんですから、ぜひとももう少し前向きな御答弁をいただきたいかつたというふうに思ひます。

どちらの免許制度改革が実際本場に学校現場に資するのかということは、これは今テレビをの国民の皆様が判断をされることだというふうには思ひますけれども、我々は、あくまでも入口段階、養成段階に手をつけていく、大幅な資質向上を図っていくということを改めて申し上げたいと思ひます。

次に、地教行法関連の質問に移ります。

いじめや未履修の問題では、学校現場やそれから教育委員会の隠ぺい体質、不作為ということも大きく取り上げられました。昨年も、教育基本法の審議の際に多くの痛ましい事件もありました。報道がありました。北海道の滝川の事件、岐阜の瑞浪市の事件、それから福岡県の筑前町の事件、本場に痛ましい事件が多発したわけでありまして。学校や教育委員会がなかなか自殺といじめと因果関係を認めようとしないうような事実もありました。それから、北海道の事例に至つては、これは教育委員会ですけれども、遺書のコピーを受け取っておきながら上司に報告をしていなかった、そして、あろうことか、それを紛失していたというふうな信じられない事実もあつたわけでありまして。

これは個別の事例だけではありません。きょうお配りしております資料に、右下にページ数を振つてございますが、七ページ目です。右下、七ページというふうに振つてございます。これは内閣府が行いました、学校制度に関する保護者アンケートというものであります。これを見ますと、今いじめに遭つていると回答した保護者においては、「教員・学校・教育委員会はいずれも対応してくれなかつた」という回答が二五・七%を占めていまして、つまり、今現在いじめに遭つていらつしやると回答した保護者で、教員、学校、教育委

員会がいずれも対応してくれなかつたということろが何と四人に一人もいらつしやつたということあります。

こういった学校や教育委員会の、ある意味では機能不全といひますか不作為について、総理はどのように受けとめていらつしやるのか、御見解をお伺いしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 いじめの問題、あるいはまた未履修の問題がございました。現場でこうした問題に対して適切に対応してこなかつた。現場の問題また教育委員会の問題は、確かに、今委員がおっしゃったように、そういう問題はあつた、私もこのように認識をしております。

子供たちに教えるべき規範意識が教育委員会にも欠けていたのではないかと、このように思ひます。でございまして、そういう意味におきましては、教育委員会を指導する立場にあつた文部科学省についても、問題の兆しや広がりをとらえ切ることができなかったという観点からは反省すべき点もあつた、このように思ひます。

調査等をしたときの、いじめと自殺の因果関係等について、それをなかなか認めなかつた、あるいは、いじめが起つていことすらなかなか認めない。これは、やはり、いじめはどの学校にもどの子にも起り得る、それをむしろ隠すことがこれは恥ずかしいことであつて、問題であつて、問題が起つたら適切に対処していかなければいけない。そういう観点から、政府としても、直ちに、いじめについて、いじめを認めたら対処するように、そして報告するように指示をしたところでございまして。

○松本(大)委員 かなり総理には激しく突っ込ませていただいているんですが、今文科省にも反省すべきところはあつたという御答弁については、私は率直に評価をしたいというふうに思ひます。教育委員会にも問題はあつたけれども、文科省にも反省すべきところはあつたという点については率直に評価したいと思ひます。

その上で、ぜひお尋ねしておきたいことがあり

ます。少なくとも、これは学校現場ということではないかもしれませんが、教育委員会については、今から二十年以上も前にその問題点が指摘をされております。

お手元にお配りしております資料の三ページ目、右下にページ数を振ってございますが、三ページ目、これは中曽根元総理のもとに設置をされました臨教審の答申であります。一枚めくっていただきますと、上の段に「(2)教育委員会の使命の遂行と活性化」とあります。議事録にちよっと残しておきたいものですから、引用させていただきます。

「近年の校内暴力、陰湿ないじめ、いわゆる問題教師など、一連の教育荒廃への各教育委員会の対応を見ると、各地域の教育行政に直接責任をもつ「合議制の執行機関」としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神についての理解、自主性、主体性に欠け、二十一世紀への展望と改革への意欲が不足していると言わざるを得ないような状態の教育委員会が少なくないと思われる。」五行飛ばしていただいて、傍線を打っておりますけれども、「一部の非活性化してしまっている体質を根本的に改善していくことが不可欠である。」

これは既に今から二十一年前ですよ。二十一年も前に臨教審でもって、既に、まさに今皆さんお読みいただいて、ああ、これ今の、昨年も大きく問題になった、いじめ、未履修でクローズアップされた教育委員会の体質そのままじゃないか、変わっていないじゃないかと感じになられたんじゃないかと思うんです。二十一年も前に既に臨教審でこういった答申が出されておきながら、「体質を根本的に改善していくことが不可欠である。」と答申を受けておきながら、それを二十一年間にわたって放置してきた。結果として、今日のような事態を招いてしまった。

先ほども御紹介したように、今現在いじめを受けていると回答された保護者の二五・七%が、教員、学校、教育委員会はいずれも対応してくれなかったというような不満を持っていらっしゃるわけ

けであります。いじめを原因とした自殺も多発をしました。

この二十一年間、このときの答申に対して真摯に受けとめて対策を講じてこなかったことというのは、放置をしてきた不作為の責任というのは、私は極めて重いのではないかと思います。政府や文科省の責任について、総理の御見解をお伺いしたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣　まず、今までの経緯をお話しいたしますと、確かに、ただいま委員が御指摘のあったように、昭和六十一年の臨教審答申の中にはそうした記述があるわけでありまして、この答申を受けまして、教育委員会の活性化を図るために、教育委員、教育長に適材を得ること及び教育委員会の運営、地域住民の意向の反映についての改善充実という努力をしてきたわけでありまして、地方分権の推進や社会の変化に伴って、教育における地方自治の強化のために、平成十一年には教育長の任命承認制度を廃止して、平成十三年には教育委員の構成の多様化や教育委員会会議の原則公開等の制度改革を行ってきたわけでありまして。

しかしながら、そうした中においても、先ほど御指摘があったようないじめの問題に対する対応等々の問題があったのは事実でございます。

このいじめの問題につきましては、我々、直ちに取り組むことができることとして、二十四時間の電話相談体制を全国統一のダイヤルで実施しています。多くの子供たちに相談をしてもらっているわけでありまして、またスクールカウンセラー等の充実も図っています。

こうしたことを行いながら、と同時に、国としても、こうした未履修やいじめの問題等に対する教育委員会が機能不全に陥っている事態にあつて、教育委員会がしっかりと責務を果たせるよう指導助言等を引き続き行っていくわけでありまして、国も責任感を持って行っていくわけでありまして、万一の場合には、やはり国が最終的に教育に対して責任を果たしていく仕組みをつくっていくことも大切であるという観点から、教育委員会に法令違反や事務の管理、執行に怠りがある場合には、文部科学大臣が措置の内容を示して是正の要求を行うことができることとしたわけでありまして。そしてまた、子供の生命に直接危険が及ぶような非常事態に際しては、文部科学大臣が対応を指示できる、指示するというようにしたわけでございます。

今後とも、国や教育委員会による適切な役割分担のもとで、保護者の皆さんが安心して子供たちを学校に送り出せる、そういう体制を築いていかなければならないと思っております。

○松本(大)委員　今御答弁をお伺いしておりますが、これまでさまざまな努力をしてきた、構成の多様化もしてきたんだとおっしゃいますが、やはり臨教審の提言の「体質を根本的に改善していくこと」という対処方針ではなかったのではないかなと思わざるを得ません。

いじめや未履修について、今回これを原因としてというのか、それを立法事実にするような形で文科省の権限強化が図られているわけですが、確かに学校現場や教育委員会の隠い体質、不作為といふものも、機能不全、適切に機能していなかったという問題なのかもしれないんですが、一方で、文部科学委員会や教育基本法特別委員会でも再三指摘をされたとおり、やはり文科省の認識の甘さ、対応の甘さ、態度の悪さ、これについても大いに問題であつたということが明らかになっているわけですね。

未履修については、これは、後で時間があればやりたいと思いますけれども、文科省自身の大学生に対する調査で、世界史の未履修が一六%いるということがわかっていたんですね。過去に四県でもって未履修も発生していた。そのうち一県は、文科省の方が出向して教育長を務めていらつたんですよ。しかも、中には再発した県まであったんですね。これはやはり、文科省の態度の鈍さとい

いうよりも、資質がかなり欠けているのではないかなというような思いすら私は抱くわけでありまして。

いじめの問題についても、これも後で触れたいと思いますが、九九年以降七年連続ゼロ件と。この同じ期間内に、九百人以上の方が、小中高校生が亡くなっている、そのデータは集計されているんですが、いじめを主因とする自殺はゼロ件であつたと、その報告をうのみにされています。やはり、もう少し健全な懐疑心といいますか、持たれるべきではなかったのかな、その態度の鈍さというのは大いに責められるべきではないかなというふうに思います。

したがって、教育委員会もあるいは学校現場も問題があつた、しかし、だからといって、国の権限強化、そのような文科省の権限を強化することで学校現場が改善していくと期待をされている方は恐らく少ないのではないかなというふうに私は思います。

では、民主党はどうするんだということなんですけれども、我々は、まさにこの教育委員会制度を根本的に改めていくということでありまして、さつき引用させていただいたアンケートにもあつたとおり、今現在いじめに遭つていても、その保護者の方が「教員・学校・教育委員会はいずれも対応してくれなかった」という回答が二五・七%を占めている。つまり、私、やはり問題だと思つるのは、今の教育システムでは、保護者や地域住民というのは教育サービスの一方的な受け手にすぎない。学校現場がおかしい、教育現場がおかしい、ここをこう変えたいと思つても、その気づきや発意が還元されていくというかフィードバックされていくような仕組みが制度的に担保されていないということではないかなというふうに思います。ですから、私も、ここにメスを入れていくということでもあります。

今回提案をしている一例を挙げますと、これは学校理事会ということでありまして、公立学校に学校理事会というものを設置いたします。

ここには保護者や地域住民の方にメンバーとして参加をしていただく。その上で、校長先生などとともに学校運営に参画をしていただくんですね。先ほどのいじめの例でいえば、学校や教育委員会や教員が対応してくれないという場合には、この場合、別の保護者、保護者仲間の方が当然この学校理事会にメンバーとしていらつしやるわけですから、この保護者仲間の方に、いや、担任の先生に言ったんだけど、どうも学校内で情報共有されていないんだ、動きが悪いんだということと相談されることによって、この保護者代表の方が学校理事会の場でこの問題を取り上げる。校長先生、こういう問題が起っていますよ、御存じですか、担任の先生にはその保護者の方はおっしゃったというんだけど、どうも対応していただいていないようです。このことによつて

も、二十一年前の臨教審の答申と比べて目新しい点といえば、国の権限を強化する。先ほど総理からも御答弁がありました。そしてもう一つは、教育委員会に対する評価制度を導入するという程度かなというふうに思います。

こういった政府案では、保護者の方が、地域住民の方が、やはり学校現場や行政、お上がうまく取り計らってくれることをひたすら期待するしかない、一方的なサービスの受け手にすぎない。その結果、何度も御紹介させていただいていますが、いじめを受けているのに教員や学校や教育委員会がいずれも対応してくれなかったという不満は、これは少なくとも迅速に解消していくことは私は困難であるというふうに思うわけであります。

報告をうのみにされていたというわけでありました。ただ、このことについては国会審議でも大きく取り上げられまして、再調査というものが行われております。一月十九日、子どもを守り育てる体制づくり推進本部というところに文科省から再調査の結果が提出をされて、記者会見等が行われているというお話でありますけれども、この再調査の結果について、この子どもを守り育てる体制づくり推進本部の部長でいらつしやいます池坊副大臣にお伺いしたいと思います。

ぜひとも我々が提出をしております民主党版の新地教行法に御賛同いただきたいというふうに思いますが、私は提出者でありますのでちよつと何か質問ができないということありますので、私が御紹介をさせていただいたということであります。

そして、その中にございまして、今の御質問にお答えするならば、平成十一年から十七年までの間は、学校からの自発的な提供によつてゼロということとございしましたが、マスコミの情報とかあるいは保護者の訴えによつて、これはいじめによる自殺ではないかということで、四十一件調査をいたしました。その中で、一件は、警察による、事故と判定いたしましたので、四十件について再調査いたしました。

つまりは、こういった形で、学校理事会という形で、責任ある担い手として保護者や地域住民の方に入つていただくことによつて、問題が発生したときの即応性を高めていく、現場の気づきを生かしていく、隠ぺいや先送りを許さない、こういう制度設計に今回改めようという提案です。

なぜ、政府案で、教育委員会システムが現行のシステムがそのまま温存されてしまえば学校現場の改善に資さないのか、文科省の権限を強めるだけでは恐らく改善には資さないだろうというふうに私が思っているかといえますと、先ほど来御紹介していますとおり、やはり文科省の認識や対応の甘さ、言ってみれば隠ぺい体質や不作為というの、私は、私は、教育委員会や学校現場と同様に、文科省もある意味では似たり寄つたりではないかなというふうな感を率直に申し上げて持っているからなんです。

一方で、今回の政府案、残念ながら、私はこれは参考としてつけさせていただきましたけれども、資料一の、右下のページでいうと一ページですが、一九八六年の臨教審の答申と教育再生会議の報告というのとは大部分似通っているんですよ。問題意識の点、委員長、教育長をどうするんだという話、教育委員会をどう選んでいくんだという話。申しわけないですが、これはちよつと、もう既に二十一年前に提案されていたことのいわば焼き直しといえますか、少なくとも、控え目に申し上げて、新鮮味に乏しい御報告だったのではないかなというふうに思います。

先ほど来申し上げたとおり、いじめによる自殺は七年連続ゼロ件でありました。お手元の資料にもつけましたが、右下のページで十一ページ。十一年度から十七年度まで毎年百件以上の小中高生の自殺があったんですが、この中でいじめによる自殺は一件もなかったという認識を文科省はされていた。学校現場や教育委員会から上がってくる

結果として、今回政府提出の地教行法改正で

いじめによる定義も見直しましたし、また、今までは一点によつて自殺の要因を決めておりましたが、いじめというのは複合的なさまざまな問題があると思っておりますので、家庭不和、進路の問題、いじめ等、選択的方法をとるようになつております。

後ほどその点について具体的にお伺いをさせて

結果として、今回政府提出の地教行法改正で

いじめによる定義も見直しましたし、また、今までは一点によつて自殺の要因を決めておりましたが、いじめというのは複合的なさまざまな問題があると思っておりますので、家庭不和、進路の問題、いじめ等、選択的方法をとるようになつております。

○松本(大)委員 時間が終了しちゃつたのでまた次回に回しますけれども、今おっしゃつていただいたような再調査の結果が白書にないんですよ。以前、野田委員が未履修の話を取り上げられていましたけれども、人の命がかかっているこの再調査です。二件はいじめが主因の自殺だった。しかも、そのうち一件は、大きな問題になつた北海道の滝川の事例ですよ。それをこの白書に載せない。一方で、教育再生会議の方は、役人の前例踏襲を破つて、ことし一月なのに特出しをしている。

都合のいい情報は積極的に広報する、しかし、都合の悪い情報については載せない。こういう隠ぺい体質については私は大いに問題がある、こんな文科省の権限を強化したところで、学校現場の問題解決には資さないということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○保利委員長 次に、笠浩史君。

○笠委員 民主党の笠浩史でございます。きょうは、こうして安倍総理にまたこの委員会においていただき質疑をさせていただけるということで、大変ありがたく思っております。

昨年、ちよつと一年間にわたつて教育基本法の改正をめぐる議論、そして改正基本法に基づいて、今度、これからいよいよ現場をどうしていくのかというふうなことの議論に参加をさせていただいておるわけでございますけれども、この教育三法案についてもかなりこの委員会の中で、本日も最後の質疑が行われているわけですが、お互いに同じ問題意識を持ちながら、そして我々も対案を示しながらの議論を行っているわけでございます。

いただきたいと思っておりますけれども、ちよつとこの教育関連三法案の審議の前に、せつかくの機会でございますので一点だけ総理に確認をさせていただきたいと思ひます。

総理は、ことしの四月二十一日からの靖国神社の春の例大祭、真榊を内閣総理大臣安倍晋三ということで供えられたということが報じられておるんですけれども、この点についての事実関係だけお答えをいただけるでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 私は、国のために戦い、傷つき、そして亡くなられた方々に対する尊崇の念、そしてまた御冥福をお祈りする気持ち、それは持ち続けていきたい、このように申し上げてきているところでございます。

他方、この靖国神社にかかわる問題がいわば政治問題化され、そしてそれが外交問題になつていくわけでありまして。国のために戦つた方々に対する私の気持ちを表すことが、いわば政治的に利用されたり、あるいは外交問題にさせていきたいという方々にも利用されるという状況の中においては、これはむしろ、私の真意としては、そういうことによつて結果として外交的な影響があるものであれば、それは、例えば靖国神社に参拝したくない、あるいは真榊料を私が出したくない、お供え物を出したくないということについては申し上げない方がよろしいのではないかと、このように判断をしているところでございます。

○笠委員 私は、ここで総理が靖国神社に行かれるのか行かれぬのか、その是非を議論するつもりはございません、きょうの機会に。

しかしながら、確かに昨年、総理は行つたのか行かれぬのか、官房長官時代ですね、例大祭で行かれたのか、それはわかりませんが、そのことを政治問題化させたいという思いではなくて、なぜこの真榊を供えることについて、この神社を参拝したかどうかじゃないですよ、このこともやはりあいまいにしないといけないんですか。

私は、このことぐらひはしつかりとお認めになつて、この神社新報においてももうちゃんと出

ていますよね、これは靖国神社でも配つてあるんですけれども、総理が奉納されたということが報じられているので、別にお認めになつても何ら構わないと思うんですよ。ここまでごまかさないといいないんですかね。もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 これは、私はごまかすとかごまかさないと申すことを申し上げているわけではなくて、私の精神、気持ちの問題であります。まさに私の精神、気持ちの問題であります。そして、国のために戦つた方々に対する私の気持ちを表明するのであつて、これは決して私の政治的な意思表示ということとは別の話であります。

だからこそ、むしろそれはもう申し上げる必要はないのであらう、このように私は判断をしているところでございます。

○笠委員 私は、ちよつと今のは納得できないですね、やはり内閣総理大臣という名前前でこの真榊を奉納されているわけですから。私はそのことを悪いと思わないんですよ。むしろ、いいじゃないかと。

ですから、靖国神社に参拝するしないのこの問題を政治問題化させたくない、中国やあるいは韓国に対するアジア外交をどうしていくという中で、総理自身のこれは決断でございますから。しかし、そこでざりざりの判断の中で今回真榊を奉納されたんじゃないかということで、私は、そのことを認めても何らおかしくない、堂々と、そのことを言つていいんじゃないかと思ひます。

もう一度改めてお伺いをいたしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 まず、はつきり申し上げておきたいことは、国のために戦つた方々、亡くなられた方々、命を落とされた方々に対する尊崇の念を表していく、これは当然のことであらうと私は思つていくわけでございます。と同時に、私は内閣を預かる者として、いわば外交として日本の利益に大きな責任を持つてございまして。その中

○笠委員 私、野党の議員ではございまして。その中

ども、国益は同じように大事だと思つております。ですから、このことをこの委員会の質疑を通じて、何も政治問題化させようとか揚げ足をとつてやろうとかそういうことではない。ただ、私は、安倍総理がまさに閣下政治家を掲げて、美しい国をつくるというのであれば、やはりこのざりざりの判断の中で、しかもそれが、みずから言わなくとも、そういうことで多くのマスコミに尋ねられたときに、そのことは率直にお認めになつていいんじゃないかな、そのことを御指摘させていただき、教育のこの三法案の本題の方にいらしていただきたいと思ひます。

先ほど来我が党の松本委員の方からも話があつたわけでございますが、総理は先ほど、我が党案よりも十歩政府案は先を行つていくというようになことをおっしゃつたわけでございますけれども……(発言する者あり)前よりもね。

ただ、私は、本当に教育基本法の議論以来、例えば教員の質をしっかりと高めていくことや、あるいは教育行政のあり方で、国あるいは地方公共団体等々の責任の所在をやはり明確にしていかなきゃいかぬんじゃないかと、同じ問題意識の上に立つてこの議論を行つてきたと思ひます。

ただ残念なのは、この委員会を通じて行われた議論、あるいは参考人の皆さん、地方公聴会に私も出かけてさせていただきましてけれども、そこで聞く議論の中で、やはり多くの方が問題意識は共有している。ただ、今回出てきた三法案というのが、例えば教員の免許の更新制というのが、これは研修、講習をしつかりと十年ごとに行つていくと、これは大事なんですよ。ただ、それだけではやはり足りないんじゃないか。これは中教審の中でも、これまでも、免許の、教員の養成過程の問題、あるいは採用過程について、本当に今のやり方でいいのかどうか、そこを一つ総合的にパッケージとして提案をしてはしつかり。

というのは、現場の皆さんの話を伺つていて、先ほど総理も、これからその点についても取り組むということをおっしゃつていただきました

けれども、やはり、一部だけをつまみ食いしたように先に出てくると、現場の皆さんはわからないわけですね。じゃ、ただ単に自分たちの負担だけがふえていくんだらうとか。やはり、そういうことと、私は、先延ばししろとかそういうことじゃなくて、何でそんなに慌てたようにこの三法案を出してこなければならなかつたのかというところが納得できないわけですね。

それに、例えば、教員の質の向上に加えて、学教法の改正の中でも、副校長あるいは主幹ポストというものを置くことができる。これは、地方公聴会の中でも、あるいは参考人の中からも、それを置くことはいいんだけど、その分、教科を教える現場の先生たちをちゃんと確保してもらえらるんだらうか、今の先生たちにもっと負担がかかるんじゃないか、やはりそういう不安を抱えていられるわけですよ。ですから、そういうことについて言えば、本来は、教員の量というものの、どうやってそこを補っていくのかということもあわせて三法案を出していただいて、この委員会でも議論をすべきではなかつたのかな、私はそのようにまず冒頭に申し上げたいんです。

これは総理にお伺いをしたいんですけれども、やはり、もっと骨太の案をしつかりとつくり上げてから、そして国民の皆様に見る形でこの国会で議論をしていくというふうなことが本来いいんじゃないか。総理は、ちよつとそこをところを焦つておられるのか、あるいは、参議院選挙へ向けて、何としても何か一つ教育の実績をつくらないといけないというふうなことがあるのか。その点について、総理の思いをお聞かせいただければと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 まず初めに、委員が、私が政府案は民主党案より十歩進んでいるのではないかと、こう発言したとおっしゃつたのですが、今よりも十歩進んでいる。民主党よりも十歩進んでいる、こんな積極的なことは私は申し上げていないわけでございます。

そして、その中で、教育改革、教育再生につ

では、これはもう国民の皆様から直ちに手をつけてもらいたい、こういう要請が強いのは委員もよく御承知のとおりなだろうと、このように思うわけでございます。我々は、こうした国民の強い要請を受けながら、まさに、私たちの内閣の使命は教育の再生に取り組んでいくことである、この認識をしているわけであります。ですからこそ、最初に臨時国会で教育基本法を改正し、そしてこの国会に間に合うようにこの三法案をつくり、提出をさせていただいたわけであります。しかし、それは決して拙速ではない、このように思うわけでございます。

まずは、昨年の教育基本法の改正につきまして、十分な御議論をいただきました。そして、本年一月の教育再生会議の報告や三月の中教審の答申を受けて、緊急に必要とされている教育制度の改革、改正について提出をしたものであると思えます。そしてまた、この三法案につきましては、以前から中教審においてもずっと議論がなされてきたことであり、むしろ、なせもっと早くやらなかったのか、このようにも要請されていた、こう思うわけでございます。

もちろん、教育の改革については、この三法案だけではなくて、これからまだまだやるべきことはたくさんあります。その中でも、再生会議で今、第二次報告に向けて議論がなされているわけでありまして、今後とも、さらに教育の質を向上させていくために、今回民主党から対案が出たことは大変よかったと思います。建設的な議論を重ねながら、我々も、皆様方の御意見にも耳を傾けながら、よりよい仕組みをつくっていききたい、このように思っております。(拍手)

○笠委員 できることはやっていくということ、やはりこれは今まで本当に怠慢ですよ。もう中教審でさまざまな問題点が出ていて、今もうはつきり申し上げて、教育再生会議の中で出てきている意見というのは、これまでのいろいろな議事録を拝見すると中教審の中でも出てきているような内容でございますよ。

ですから、総理がそうやって、これまでむしろ遅過ぎたぐらいだ、急ぐんだというのであれば、逆に、この教員の質を高めていく問題だって、養成過程のこともあるいはその採用のあり方についてもセッティングしていただくことが非常にわかりやすいわけですよ。問題点も明らかになりまし。やはり一つ一つつながっていく話です。ね。もうただ単に更新と研修だけ、これだけでも教員の質の確保ができるというのであれば、私は、それが政府の方針だとおっしゃるのであれば、それはそれでいいんじゃない、この政府案で。しかし、どうもそうではないという認識は我々も共有できているので、これはいたずらな現場の混乱を招かないために、やはりしっかりと総合的な政策というものを打ち出すのが本来の教育再生のあり方じゃないかというふうに思うわけです。

そこで、伊吹文部科学大臣、お待たせをいたしました。一点お伺いをしたいと思います。

教育再生会議、これは安倍総理が、教育再生へ取り組む、自分のもとにしっかりと助言をしてもらう機関をつくるんだということでこれを設置して、そこでの議論を受けて今回の三法案が出てきたと思うんです。ただ、何を法案化するか等については、当然文科大臣も入っておられるわけですが、けれども、どうも、中教審で積み上げてきた議論があるにもかかわらず、この再生会議が登壇して、そして、何か見切り発車のものに拍車をかけていったような気が物すごくするわけですよ。再生会議のそもそものあり方については、文部科学委員会などで私も議論をさせていただきました。当初は大臣も率直に、首をかしげながら、苦しい答弁をされておりましたけれども、大臣、また五月末にですか、教育再生会議が二次報告を行うというんですけれども、要は、この教育再生会議で何かが決められて提言が行われたことを受けて法案化したり、あるいは制度を、国会の議論が必要ないものもあるでしょう、そういったものを実際に改革を進めていくということがこれからの

安倍内閣のこの教育再生での取り組みという認識でよろしいんでしょうか。

○伊吹内閣大臣 まず、随分焦っている、急ぎ過ぎだ、全体像を示してからというお話がありまして、たけれども、大いに急いでやらねばならない教育の現状があるときに、例えば、おながすいているときにメニューをみんなそろえてから、それではおはしをとってくだいというわけにはいかないでしょ、それは、急ぐものからやったり、おながすいているときは、目の前にあつて、最初に処理しなければならぬものから手をつける。

だから、再生会議は、いつも先生にも御答弁をされているように、安倍総理が自分の教育再生のためにいろいろな意見を聞きたいということで、閣議決定をもつてつくった組織なんですよ。だから、政治的な意味は非常に大きいです。しかし、教育というのは、笠さんと私と安倍総理と、みんな少しずつやはり教育観というのとは違うと思えます。だから、いろいろな国民の方の意見を聞かねばならない。その国民の方の意見を聞く一つの大きな場として再生会議というものと私は考えています。

ですから、そこで出てきたものを、最終的に安倍内閣として総理が決断をされて、こういう形で法律化してくれと言われたので、私はそれを受けてやっていくわけであつて、むしろ、再生会議の第一次提案どおり方向性がなっているものは余りないですよ。今までの継続性とか、しかし再生会議のアイデアも入れながら、それを法律的に組み上げていく。もちろん与党と、一番怖い大島座長がおられますから、それはよく相談をしてやっていきます。

そして、こうして何よりも今ここで、国民の代表である皆さん、国権の最高機関にお諮りをし、そして決めてやっていくというのが、日本の統治の仕組み、憲法の規定しているところですよ。○笠委員 私が今申し上げましたのは、まさに今大臣が、再生会議は幅広く聞いていく中の一つであると、確かに政治的な総理の思いはありまして

も。だから、重いものであるわけですよ。しかしながら、それが決定したからそのとおりに必ずしもなるとは限らないし、やるわけではないということ、確認を改めてさせていただきます。

であるならば、私は、これは、実は自民党の馳委員がこの審議入りのときの本会議の中でも求められておりましたけれども、議事録を公開するの、か、それとも、議事を公開しないのであれば、本当にこれは安倍総理の一つの私的な、いいじゃないですか、総理に対してアドバイザーがたくさんおられて、同じような考えを持った方々にいろいろな意見をいただくのは。ただ、マスコミに対しての発表の仕方が非常にこれはまずいと思うんですね。

ですから、きょう午前中議論がありましたけれども、先般の親学の問題についても、確かに中身はいいですよ。しかし、それぞれの委員の方の思いで、それを何か、さも押しつけていくような、それを、国会のこの委員会の中で、あのときには大臣が否定をされました。そうすると、今度の報告からは少し表現を変えていくとか。否定というのは中身の問題じゃないですよ。要するに、押しつけるのものをやることじゃないんだという、ようなことを大臣が素早く答弁をされましたので、恐らくその影響もあつたんでしょう。だから、非常に混乱しているように見えるんですよ。ね、再生会議での議論というものが。

ですから、今、国会でこうやって、せっかくなとめ上げて政府が出してきて、我々がまた民主党としての対案を示して、本来ここでの議論というもの、伊吹大臣がいつもおっしゃっているように、国権の最高機関としての議論というもの、何か官邸でにぎやかな、無責任とまでは言いませんけれども、一人一人のメンバーではなくて、無責任にブリーフをする人たちがいたずらな混乱を招いているということについては、少し私は運びというものを考えていただきたいし、本当にブリーフなんかせずに議事をすべて公開する、それをまた国民の皆さんにも見ていただく。ただ、議

事録というのは一カ月とかおくれです。だから、総理、やはりそういう運営のやり方というものを少し考えていただいた方がいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 この議事につきましては、記者ブリーフィングをして議事の要旨を説明して、そして議事録をすべて公開しています。要は、やっている最中を実況中継にそれをすべて公開するかどうかということですが、しかしそれは、やはり自由な議論がしにくいという側面もあるわけでありまして、むしろ、そこで逆に一部だけが報道されるという懸念というのもないわけではないです。ですから、そういう意味において、しっかりと冷静に見ていただけるように議事録は文書で公開をしているということではないか。

当然、この再生会議の皆様も、広く、見識のある方々に集まっていたら、そしてスピーディーに取り組んでいくという必要があると思います。そして、私も入って、文科大臣も入っています。その中でまじめに責任感を持って議論をしているということも申し上げておきたい。

そして、いろいろな議論を呼んでいます。私は、むしろ議論を呼ぶ議論をしていただきたい、このように言っているんです。タブーを恐れずに議論をしていただきたい。だから、議論を呼んでいるのは当然事実。むしろ私の望むところであろう。皆さんに議論をしていただく、そして、注目をしていただく中においてこの第一案を取りまとめたいただけたらと思います。

そして、できたものについては、当然与党は与党で審査をしていただき、そして、何といたってこの国権の最高機関において国民の代表たる皆様方に御議論をいただいている、こういうことではないかと思えます。

○委員長退席、小坂委員長代理着席
○笠委員 今総理が、まさに国民的な議論を呼び起こしていくためのタブーなき議論を大いにしてもらいたいということであるなら、これは本当に

リアルに、しっかりと、だれもが傍聴できるような形の中で。恐らく委員の方々も、私はあの顔をのを見ていますと、だれかがいるから言えないな人という方々を選んではおられないと思えますよ。

だから、逆に言うと、一部のブリーフのやり方等々によって変な誤解を受ける。これは、委員の方でもやはりオープンにすべきと言う方もおられるわけですから、もし本当に国民的な議論を、我々政治家だけじゃなくて、国民に向かってそういうことを、この教育の議論、まさに総がかりの、教育再生をやっていくんだ、そのための一つのきっかけなんだと言うのであれば、ぜひこれは、総理あるいは官房長官に、今後このあり方というものについては大いに考えていただければと思います。

○塩崎国務大臣 この公開の問題につきましては、再生会議のメンバーの皆様方で随分たくさん議論をしていただきました。

一次報告が終わって、二次報告に向けて議論を始めるるときもまたこれを議論して、いろいろな議論があつたことは笠先生がおっしゃったとおりであつて、その中で、その場の公開というのとはとらえず今回も見送ろう、そのかわり議事要旨を出して議事録を出すということで、ちゃんとそれはもう皆さんに、公開なるからこそ、それをもつてきてここでいろいろな御質問を承ったりするわけでありまして、それは再生会議のメンバーの中でガバナンスとして決められたことであるので、そこはそれで尊重していただきたい、こう思います。

○笠委員 一点だけ申し上げておきますけれども、むしろ私、再生会議のメンバーの方々も、その議論というものが広くそのまま伝わって、また反発もあるでしょう。あつ、それはいいことだと、いろいろな国民の反応もあると思うんですね。またそういったことを受けながら議論していく方が非常にいいんじゃないかと私は思っておりますが、私は、それは御提案ということで、次に

移らせていただきたいと思います。

安倍総理、昨日、党首討論でも小沢代表が、この「美しい国へ」、私も読ませていただいたんですけれども、この中で、イギリスのサッチャー首相による教育改革というものを総理が「教育の再生」のページの中で大変高く評価をしておられます。一九八八年の教育改革法について、具体的にはそういうことだと思ふんですが、サッチャーが一九八八年の教育改革法をつくることによって教育改革を断行していく、どの点を評価されているのか、そのことをまずお述べいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 私が自由民主党の幹事長代理であつたときに、教育の改革、再生のための視察団を英国に送りました。山谷えり子さんや古屋圭司さん等々に行っていたわけでありまして、その報告書の中に、一九八八年のサッチャー首相の改革、この改革自体はサッチャー首相が始めて、メージャー首相が引き継いで、そしてさらにブレア首相によってある意味では洗練化されていったという側面もあるだろう、こう思っているわけでありまして、この一九八八年の教育改革法によって、国定のカリキュラムの策定がなされた。そして、全国の学力テストの導入の検討がなされました。実際に学力テストを実施したのはメージャー政権でございますが、そして、学校選択を拡大し、また学校裁量の拡大など、そうした施策を通じて教育水準の向上を目指す教育がいわ

ばかなり大胆に行われた。

大胆に行つたがゆえに、もちろん教育現場では大変な抵抗もあり、それなりの混乱もあつたというところは承知しておりますが、ここがやはりイギリスにおける教育改革の原点ではなかったか、このように認識をしております。

○笠委員 総理、もう一点、今の点についてお伺いをしたいんですが、総理の教育再生にかけていくこれからの政策、あるいはこれまで行つてきた中で、イギリスのサッチャー首相による、その後、メージャー、ブレアと引き継がれるわけでは

けれども、このイギリスの教育改革というものは参考にされているんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 まず、サッチャー首相の持った問題意識ですね、あの本の中でも書いてありますが、公教育を再生していかなければいけない、子供たちの学力が低下をしている。事実、大変な低下をしていました。そして、当時は、イギリスにおいても教職者の組合との関係もあつただろうと思ひます。そしてまた、教育の内容等について、いわばバランスのとれた教育が、例えば歴史教育においては、行われているかどうかという問題意識を持つた。この問題意識について私も共有したところでありまして、その点も、本に書いてあるとおりでございます。そして、その中におきまして、今申し上げましたような改革に手を付けた。また、改革においては、特に教育の分野においては強い意思が必要であるという点も、私は大変参考になったところであります。

○笠委員 二〇〇四年秋の、先ほど総理は自民党の調査団とおっしゃいましたけれども、この英国調査団は、実は私も松原議員とともに、これは超党派で、先般元気に復帰をされました平沼超夫先生のもとの調査団だったんです。私も二〇〇四年の秋に行つてまいりました。

確かに、どの国の制度が一番いいんだとか、そういうものはそこ一緒にすればいいんだというような、そんな簡単な問題ではないでしょう。ただ、私がそのときに感じましたことは、まあ確かに当時のイギリスは、イギリス病と言われる、今の日本どころじゃないですね、それぐらい本当に深刻な状況の中で、まさにサッチャー首相が改革を断行する。

今総理がおっしゃったようなこともあるんですが、けれども、それまではイギリスというのは、まさに国定のカリキュラム、日本の学習指導要領に当たるものもなかった。それも現場に任せていた。これじゃ大変なことになるじゃないかということ、国の、国定によるカリキュラムをしつかりとつくつて、そして、あわせて学校を評価し、そし

て、それを情報公開していくという仕組みを整えた上で、やはり学校の現場に物づく権限と責任を持たせたんですね。学校の校長と、そして学校の理事会、まさに予算権、人事権、これまでもすべて持たせたことによって公教育が再生した。

むしろ、私は、その後の方、前者については、そのときも言われましたけれども、実は、当時の英国が、イギリスが、日本をモデルに、日本の学習指導要領、こういったものをモデルに改革をしたわけですね。ということは、我々が学ぶものがあるとなれば、サッチャー首相の行った政策の中から学ぶことができるものがあるとなれば、やはり学校現場に権限を渡していくということをしつかりと考えていかなければならないんじゃないかと思っております。

そういう意味においては、私どもの民主党案の方が、ある意味では、そういったイギリスのサッチャー首相からブレア首相まで引き継がれてきた教育改革の一つの側面を取り入れているものであるのかなという気がしております。

そこで、民主党の提出者にお伺いをいたします。

昨日、総理の小沢代表との議論をちょっと聞かせていただきましたけれども、国と、それと地方公共団体、教育委員会、この責任と権限をどうするんだというところまで行くんですけれども、学校現場に権限をどうするんだという話がきのうもちょっと出てこなかったわけですね。

あえて私どもは、学校現場に理事会を設けて、そして、しっかりとその権限も明確にしていこうということ、これは日本国教育基本法をつくったときからそのことをしっかりと明記させていただいております。その意味について、あるいは、なぜそうしていくのか、それが必要なのかということについて、法案提出者にお伺いをいたしたいと思っております。

○牧議員 大変いい質問をしていただきまして、ありがとうございます。

今回、先ほど安倍総理の答弁の中でも、いい対

案を出してもらって、いいとは言わなかったけれども、対案を出してもらって、活発な議論になってよかったというお話がございましたけれども、ただ、私も、今御指摘があったように、この私どもの法案というのは、昨年提出をさせていただいた我が党の日本国教育基本法案、これにのっとって、その中でも重要な柱の一つである国と地方との責任分担、この部分をなす私どもの法案でございますから、対案というつもりでこれを出したというよりも、我が党の日本国教育基本法案の中の一つのパッケージとして今回提出をさせていただいたというふうになす御理解をいただきたいと思っております。

そして、今御指摘のあったお話でございますけれども、私も、教育現場におけるさまざまな問題に、国の権限をただ強化する、国が関与できる仕組みをつくることによって、果たしてそれが本当の解決に結びつくのかということには、これはつまり政府案ですね、これに対しては非常に疑問を持たざるを得ないし、国民がこういった方向性を望んでいるとも思いません。

なるだけ現場主義、現場主権と言った方がいいのかもしれないけれども、即応できるそういう仕組みをつくるためには、私どもの法案の中では、学校理事会を設置して、ここが学校の運営そのものを権限と責任を持って行うという仕組みをつくったわけでありまして。

ついでに申し上げれば、教育行政については、首長が責任を持ってその行政をつかさどるということもはっきりと明記をさせていただいたところでございます。本当の意味での問題解決には、やはり、きちっと現場が権限と同時に責任も持つという体制をつくってこそ、この問題、さまざまな問題に対処できると思っております。

先ほどの安倍総理のお話の中にも再三出てきた、国民総がかりというお話がございました。確かに私たちは、この教育問題、国民総がかりで取り組まなければならないという気持ちは、もちろん同じ気持ちは持っておりますけれども、ただ、

総がかりが、本当に責任の所在がわからないということになってしまつてはいけません。そういう意味合いで私どもは今回の新地教行法案を提出させていただいた次第であります。

○笠委員 私もやはり、今答弁者から話がありましたように、伊吹大臣がまさに御出身の京都、本当に最先端ですよ。地域で、地域の力で、そして学校現場に権限を、今の法体制の中でコミュニケーションスクール等々を進めながら取り組まれている。そういう地域が本当にたくさん出てきていくんですね。全部無責任に渡すということじゃないですよ。しかし、全体として、国が最終的な責任を負うものの、あるいは評価もしていく仕組み、あるいは環境づくりということとは国が責任を負わなければなりませんけれども、具体的に、自分たちの地域の公立の学校をどうやって運営していくのか、あるいは今問題があるんだたらどうやってよみがえらせていくのか、そういったことがもつとできるような制度の検討を、学校現場の、学校の権限というものを今後明確にしていく考えがあるのかどうか。

これはちょっと、その思いを安倍総理にお伺いいたしたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣 学校の現場にできる限り権限を移していくという方向性については、私も賛成でございます。現場に権限を移すと同時に、現場には当然責任を持っていただかなければなりません、何といつても、やはり現場のことを一番よくわかっているのは現場の校長先生初め先生方であらう、こう思うわけでございます。

ただ、すべての権限を現場に移せばよいわけではなくというのは当然のことでございます。教育の格差が広がっていくことに対する懸念もございまして。そうしたことを慎重に踏まえて制度設計は行っていく必要があるのではないかと考えています。

しかし、方向性については、現場に権限を移譲するということについては、基本的に賛成でございます。

○笠委員 やはり教育行政で、あともう一点。随分この委員会でも、イズムの問題ですね。民主党としては、今の教育委員会というものは問題である、形骸化しているから、むしろ首長さんに。先ほど提出者からありましたけれども、この点について、再三再四大臣から、政治的な中立性が保たれないんじゃないかと、そのことを逆に指摘されたわけでございますけれども、きょうは最後の審議でございますので、ちょっと提出者から、それは大丈夫なんだ、どうやって担保していくのかということをお伺いしておきたいと思っております。

○牧議員 これまでの議論の中で、伊吹大臣から、首長に教育を任せちゃって大丈夫なのかと。あたかも、エキセントリックな市長が出てくると、その人によって教育が物すごく大幅に左右されてしまうという懸念を大臣からいただいておりますけれども、私ども民主党では、学校運営は現場主義、そして、学校行政、教育行政の責任は首長が責任を負う。この首長というのは、もちろん主権者である国民から選ばれた人であり、その首長は常に議会に対して、そして議会を通じて市民に対しての説明責任を負うものでございます。その意味でも、私は十分その公正性、公平性というものは担保されると思っております。

さらに、私どもの民主党案では、教育委員会にかわる教育監査委員会という委員会を設置して、この委員会の設置の要件についても、例えば政党に所属する者が二分の一以下であるとか、そういった要件をきちっと備えて、この教育監査委員会が中立公正な目で市長の教育行政を監査するという仕組みをとっておりますから、そういった御心配は当たらないと思っております。

そもそも、例えばこの国会も、国民の皆さんに選ばれた国会議員が来て、その多数党が議院内閣制ですから与党になって、自由民主党の総裁が総理になって、総理が任命した文部科学大臣がこの国の教育行政の責任者であるわけですから、地方

で選ばれた人は信用できなくて、では、国会で議院内閣制のもとで出てきた人が信用できるという言い方は、私は地方軽視であり、乱暴だと思えます。

○笠委員 中立性というものに配慮をしていくということは大変大事なことですけれども、私も、本当にイズムが全く入らないということが本来あり得るのかというと、それはなかなか難しい。しかし、それが非常に抑制されたものでなければならぬし、なるべくそれで偏向するようなことがないように、どう担保していくのかということはおそらく考えていかなければならないですけれども、今のを、恐らく国民の皆さんがどのような判断をされるのか。(発言する者あり)いや、これについてはもう十分文科大臣とは議論させていただきまして、次に移らせていただきたいと思います。

この地教行法の改正案の中で、先ほども議論ありましたが、例えば、未履修の問題であるとか、あるいはこれまでのいじめが原因とされる、あるいは原因の子供たちの自殺の問題等々が起こった中で、とりわけ教育委員会あるいは学校の校長を含めたその責任論というものが展開され、そのことについて、どうやってその子供たちを守っていくのかということと今回の議論も行われていると思っております。

そこで、先ほど松本委員の方が若干触れたわけでございますけれども、やはり大事ですよ、教育委員会をどうしていくのか、あるいは学校の現場。ただ、やはり文部科学省は、これはもう本場にこの組織自体を見直していかなければならないと私は思います。その責任というものが非常に大きい。先ほど総理がその点についても思いを述べられました。

そして、伊吹文部科学大臣も先般、たしか感性ですか、ちよつと足りぬと。でも、本当にこれは感性の問題じゃないですよ。構造的に、どのように組織を、今後内部の体制というものを改めていくのかということについて、文部科学大臣が、

今具体的にこうするということがなくても、変えていく必要があるんだと、これは単に一人一人が感性を磨けという問題じゃないという御認識を持っておられるのか、それとも感性だけの問題である、自分がらみをきかせておけば大丈夫だというレベルでの話なのか、その点について、大臣にお答えをいただければと思います。

○伊吹文部科学大臣 先ほど先生が、私の出身の京都府の教育委員会のことをおっしゃった。そして、現場へかなり権限をおろして。つまり、これは人を得ればできるんですよ。御党の質問者もいろいろそういう趣旨で御質問になつています。だから、教育長と教育委員会に人を得ればできるのと同じように、文部科学省は、ちよつとうるさい大臣が来て大変だと思つておられると思いますが、徐々に直していきますから。

○笠委員 まさに人だと思ふんですよ、逆にね。これまでの教育行政をずっと日々厳しい大臣のもとで頑張つておられる今の官僚の皆さんも、私は皆さんがそれぞれ頑張つておられると思います。ただ、やはり教育を預かる文部科学省だから、例えば人材の採用あるいは育成、養成、これは教師の質を高めると同じぐらい、私は今後取り組んでいかなければならない大きな課題じゃないかなと思つています。

それで、お伺いしたところ、ことしから初めて若手の職員の学校現場への派遣というものを大臣が始められた。私、そのことは評価します。ただ、遅いですね、これも。私も委員会でも、余りにも現場を見ていないんじゃないかと。確かに、教育長として行つてみたり、いろいろな形で出向していくというケースはあつても、本場に今の公立の学校の現場がどうなつていっているのかということを知った人材がやはり省の中におられるということが、当然、今後、この三法案にしても、成立すれば、その後いろいろな具体的なことが省令の中で定められていくわけです。やはり私もいろいろな地域の皆さんから話を伺つても、学校現場のみならず、文部科学省の評判というのは悪いです

よ、本当に。別に大臣の評判が悪いとかそういうことじゃなく。何かやはり、我々の現場のことを知つてくれているんだらうか、そういう意識があるんですね。これは我々も謙虚に、また我々に対する目もそういう目で見られているんだと思つます。

しかし、やはりこの役所というものをもう少し、教育の責任者でございまして、この人材の育成というものについて、お二人の方が今度静岡と香川のそれぞれ中学校に一年間派遣されるということでございますけれども、もう少し枠をふやして、そしてそれぞれの、それこそ十年の免許制もあるんですから、若い人に限らず、少しスキルアップもしていただく、新しい今の現場、十年前とは随分変わつていまして、そういうものを見たいです。

それを拡大していくような方針があるのかどうか、お伺いをしたいと思つます。

○伊吹文部科学大臣 文部科学省の職員だからといって特例的に教壇に立たせるというわけにはいかないんですよ、これは法治国家ですから。免許を持つていないとだめなんですね。だから、採用の際にも、教員の免許を持つていられる人あるいは特別免許的な扱いのできる人、こういう人をやはり考へて採用をするとか、そういうことも含めてやっていく必要があると思つますし、何よりも、私の部屋にも書いてあるんですが、文部省の本来の責務はということ、これは国に教育の権のすべてが集中していた明治に書かれたもので、それから、このとおりやるといふわけにはもちろんいかなんですよけれども、ここに書いてある日本の将来を担う人材、先ほど来、例えば田島先生がおっしゃつたように、格差の問題を解決しなければ教育再生ができないんじゃないかと、教育再生というのはまさに格差の問題を生じさせないためにやつていくわけですから、そういう使命感を持つて私以下全員がこの問題に取り組むという決意でやりたいと思つます。

○笠委員 その方向で本当に力を発揮していただ

ければ。

それで、一点だけ、これは私の提案でございすけれども、採用に関しても、例えば、社会人として五年、十年経験があるとか、あるいは教職員としての経験があるとか、何か一般的な、そういうしつかりとした経験をした方を手厚く採用をしていくというふうなこともいいでしょう。文部科学省に關して言つと、特に教育に携わられる方々に關して言つと、総理、そういうことも今後この教育再生の中でお考えいただくことはできないでしょうか。これは私の提案でございす。

〔小坂委員長代理退席、委員長着席〕
○安倍内閣総理大臣 採用については、いろいろな経験をした方々が役所で行政を行う、これは御提案としても傾聴に値する、このように思つます。

しかし、私は、決して、文部科学省の人たちが特別悪かつたということではないんだらう、このように思つます。

確かに、いじめの問題や未履修の問題が起こつたときに、学校の現場あるいは教育委員会が適切に対応してこなかつた、その中であつて、文部科学省が適切な指導を行つてきたか、こういう反省はあります。だからこそ、今回、教育委員会の責任、権限等々について明確化したわけでありす。その機能も充実化した。そして、教育委員会が適切な対応をしなかつた場合においては、国も指示や是正の要求ができるようにした。それは、国も権限を持つたけれども、大きな責任を持つた。この大きな責任を持つたということを自覚して、文部科学省の皆さんにも当たってもらいたいと思つます。

役所において、いろいろな問題、いじめの調査の結果等々の問題であります、これは役所全般に言えるかもしれませんが、間違ひがない、いわば無謬性を非常に大事にし過ぎるんですね。やはり、人間だつたらうまいかないこともありますし、間違つていふということもある。ですから、それは、間違つていふことは謙虚に認めて、直ち

に対応していくことが求められているのではないかと、私はこのように思いますし、もう既に文部科学省も、今までの点を反省しながら、検討、検証しながらしっかりとやらせてもらえる、私はこのように確信をいたしております。

○笠委員 私は、本当に今頑張っておられる皆さんがだめだとか、そういうことを言っているのではない。ただ、公立の学校がこれだけ多岐にわたってある中で、さまざまなことが起こっている。

だから、本来であると、これは私の個人的な考えなんですけれども、大体、文部科学省と、省庁再編のときに一緒にしたこと自体が。本来、教育は、官邸のもとに教育中央委員会ぐらいをつくって、しっかりと特化していくというぐらいの改革を進めるべきじゃないか。再生会議じゃなくて中央教育委員会ぐらい、本当にそれぐらいのことをやっていってもいいんじゃないか、とりわけ人づくりというものの、教育というものを最重要課題に掲げていくのであれば。これは我々も同じ思いでございますから、そのことを申し上げておきたいと思ひます。

それで一点、先ほど来、この委員会で、本当に教育予算というものについてはしっかりと拡充していくというように、このことについては、これはもう与野党問わず、ここにおられる皆さん、もう本当にコンセンサス、合意ができていると思うんです。

そして問題は、これから、先ほど来総理も、しっかりと、真に必要な教育予算というものについては、やはりめり張りのある、今度は概算要求から安倍内閣としての予算というものを今度初めて組まれるわけですから、そのことについては、きょうの力強い総理と文部科学大臣の御答弁がありましたので、その結果というものをしっかりと私も見させていただきたいと思ひます。

一つは、教育の格差という問題。これが固定化していくと、総理もおっしゃっていますね、親の経済力によって、あるいは地域の経済力によって

学ぶ場というものがなかなか、その場というものの機会が、この機会の平等というものが保たれないといけないんだ、その機会というものはしっかりと守ってあげなきゃいかぬと。

その中で、これは再三再四私も求めておることなんですけれども、私、きょうは主に義務教育の話が多かったわけですが、とりわけ高等教育、これについても、大学に行きたい、学びたいという人たちは、本当にみんなが行けるようにしてあげたい。そして、私自身も高校、大学と、奨学金をもらって、それで卒業いたしました。本当にありがたい国だなと思ひます。

そういう中で、これは何度か私も指摘しているんですけども、今、国際人権規約の例の第十三条二項の問題ですね。高等教育の漸進的な無償化状況の批准を、いまだに日本がこれを留保しているわけですね。百五十カ国を超える中で、批准していないのがルワンダとマダガスカルと日本だけなんです。

私は、やはりこれは、国連からもなるべく速やかにやってくださいよという要請も、昨年、たしか六月か何かを期限に頼みますよというようになこともあったと思うんです。ですから、安倍総理が教育というものを最重要課題として位置づけるのであれば、この高等教育、学ぶ機会を保障していくという意思を国際社会に向かって、あるいは、本当に一番大事なのは、これから日本の大学へ行こうあるいは他の高等教育を受けたと思ひている子供たちに夢を与えられるように、ぜひ批准をするように御決断をいただけないでしょうか。総理、よろしくお願ひいたします。

○安倍内閣総理大臣 まず、奨学金制度については、我々もぜひこの奨学金制度を充実させていきたい、こう考えておりますし、また今までも充実をさせてまいりまして、平成九年から十九年度の十年間において貸与人員は約八万人ふえております。また、事業費におきましても八百六十三億円ふえているわけでございますし、また、笠委員のような有為の人材を育てるために有益に使われて

いる、このようにも思ひます。かつて西鉄ライオンズの稲尾投手が高校を卒業して西鉄と契約をして契約金をもらったとき、その足で、契約金でもって自分が受けてきた奨学金を返したという話を私も聞いたことがあるわけがあります。

そこで、国際人権A規約の高等教育無償化の条項についてであります。無償化の際の財政負担の問題や、また高等教育段階に進学しない学生との負担の公平性の見地から、また高等教育において私立学校の占める割合が大きいために、私立学校を含めて無償化の方針をとることが困難であることから、留保をしております。

しかしながら、家庭の経済状況によって就学の機会が奪われてはならない、私もこのように思うわけでありまして、教育の機会均等を図っていくことは極めて重要であらう、またそれは私たちの責務である、こう認識をしております。その観点から、奨学事業等を通じた支援を一層充実させていきたい、努めていきたい、このように思っております。

○笠委員 総理、これは、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」ということで、何もこれを批准したからすぐに無償化しろということじゃないわけですね。現に、この百五十カ国以上の中には、奨学金制度で充実をさせていくとか、それはいろいろやり方があるわけなんです。

ただ、やはり、なぜ日本だけがこれを批准できないのかということ、私、これがどうしても納得できないんですよ。今、財源の問題だとか公平性とか。何も大学に行くだけがすべてじゃありません。しかし、大学で学びたいという人たちが学べるような環境をつくってあげることということですから、その留保する理由というのは、私は、どうもそれじゃ説得力がない。

ぜひとも。もう一度お願いをいたします。

○安倍内閣総理大臣 日本という国は、こういう条約を批准する際は極めてまじめにやっております。

御承知のように、アメリカはそもそもこの条約を締結していません。また、ドイツ、イギリスも、締結をして批准をしているんですが、実際はその後有償化になっているということもありまして、日本は、国際的な約束は、したからには守らなければならぬという観点から、厳密にこれは考えていかなければならない、このように思っております。

○笠委員 時間が迫ってまいりました。

総理、では、日本がこれを批准して、モデル的な国になればいいんですよ。まさに教育文化立国として日本が範を示していくと、国際社会に向かって一つのメッセージにもなると私は思うんです。ですから、よその国がどうこうではなくて、本当に批准をして、まじめに日本はそのとおりしっかりと学びの機会を保障していく、それこそが教育再生ではないかということを申し上げまして、時間が参りましたので終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○保利委員長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

まず、文科省にお聞きをいたします。

新教育システム開発プログラムというのを進めていると思ひますけれども、説明していただきたいと思います。

○錢谷政府参考人 新教育システム開発プログラムは、義務教育の構造改革を進めていく際のさまざまな教育課題につきまして、客観的なデータ等を収集、検証することを目的として行う調査研究事業でございます。平成十八年度から実施をいたしております。研究テーマを四点左右設定した上で、そういうテーマについて研究をしたい各団体を公募して、そして研究委託をしているもので

ございます。

○石井(郁)委員 日本青年会議所が提案団体となつて、地域の力による学校教育の実践と検証というものが、文科省の新教育システム開発プログラムに採用されています。文科省事業として全国で実行されようとしているんですけれども、この事業には幾らの予算がついていますか。

○銭谷政府参考人 日本青年会議所の、地域力による学校教育実践と検証という事業につきまして、委託額の上限が百三十五万円とされたところでございます。その範囲内で、契約の締結に向けて、現在手続を進めているところでございます。

○石井(郁)委員 れっきとした文科省の委託事業として行われているわけですから、けれども、この事業について、ホームページで見ますと、このように書いてありました。

このたび、「誇り」これはDVDのアニメーションなんですけれども、日本青年会議所が作成した歴史教材を用いた近現代史教育プログラムが、文科科学省の研究事業に採択されました、この認可を契機に、全国の青年会議所メンバーが積極的にこれらのプログラムを実践していただき、市民意識変革へ邁進されることを心より願いますというふうにあるんですね。

だから、みずから行ってきた運動が文科省の研究事業、調査事業といえますけれども、採択されたということが宣伝されている。そして、これは全国の中学の総合の時間などで近現代史プログラムをやるというふうに言われているんですね。

このプログラムというのは、ただDVDを見せるといっただけではないんです。上映後、子供たちにグループディスカッションを行わせる、そこに青年会議所のメンバーの方々が入って議論をリードする、それで自分たちの論点を徹底しようとするものでございまして、ことし二月から六月にかけて、既に全国で百カ所近く行われているというふうに聞いています。実際にもう既に行われている学校もあるわけですね。

文科省は、この実態を把握していますか。

○銭谷政府参考人 先ほど申し上げましたように、新教育システム開発プログラムは、文部省が定めました四つのテーマのうちから、研究をしたという団体が公募に応じて申し込みまして、テーマを決めて事業を委託して実施していただいているものでございます。十九年度では、採択件数は七十六件ございます。

この四つのテーマをちょっと申し上げますと、学校運営と教育条件整備、学校運営の裁量拡大、地域に開かれた学校運営、新しいタイプの自律的な学校運営、この四つのテーマの中から、そのテーマの幾つかを選択して申し込んでもらうわけですから、今お話しした日本青年会議所の研究は、地域に開かれた学校運営というテーマの中で研究、実践をしていただいております。

それで、この研究は、地域の人材が学校の求めに応じて教育活動に参画をするという際に、有意義な活動を行うために必要なノウハウや留意すべき事項などを検証することを目的としたしております。

私も、当該団体が作成した教材の内容等を評価した上で調査研究を委託しているものではございません。むしろ、そういう外部の人材が学校に来て学校の教育活動に参画をする場合に、どういう留意事項が必要かということを実践的に検証していただくという意味で、事業委託をしているものでございます。

○石井(郁)委員 しかし、その中身は、近現代史プログラムということをもって学校でいろいろな実践をしているということがあるんですね。

そこで、総理に伺いますが、この「誇り」というアニメーションのDVD、御存じですか。

○安倍内閣総理大臣 存じ上げておりますが、まだ私も見ておりません。

○石井(郁)委員 たしか総理は、このDVDなんですけれども、青年会議所会頭の方と対談をされて、昨年の十二月ですけれども、そこで渡されて、ぜひ教育再生の参考にしたというお返事を

されたと思うんですが、それは間違いありませんね。

○安倍内閣総理大臣 突然そのときの会話を持ち出されて、私もよく覚えておりませんが、青年会議所の皆様、教育再生また教育に大変熱心に取組んでおられる、また、そういうDVDをつくられたことに對しまして敬意を表したことを記憶いたしております。(発言する者あり)

○石井(郁)委員 それはしっかりとこの雑誌にあるんです。「誇りある日本国を創るために」、総理大臣安倍晋三と池田佳隆日本青年会議所の会頭、この対談の中から私は見せていただきました。

私は、このアニメーションのDVDを実際に見て、びっくりしたわけでございます。きょう、これは実物なんですけれども、「誇り」というタイトルになっているんですね。カバーには靖国神社が入っているんですよ。靖国神社です。

それで、シナリオも私はきちっと読みました。このシナリオも、これもホームページにありますから、「誇り」なんですけれども、ここにもちゃんと靖国神社がしっかりと入っております。こういうものでございます。

ストーリーなんですけれども、こういうものになっているんですね。若くして戦死して靖国神社に祭られている青年が現代にあらわれる。自分の子孫である女子高校生と一緒に、一緒に靖国神社に行かないかと誘うんですね。日本の行った戦争を大東亜戦争と呼んで、大東亜戦争は自衛のための戦争だった、愛する自分の国を守りたい、そしてアジアの人々を白人から解放したい、そういうものだったとその高校生に教えるわけですね。

朝鮮などについては、日本は国を近代化するために道路を整備し、学校を設置したというだけで、日本の侵略、加害の歴史については一言もありません。植民地支配という言葉も一言もありません。そして、主人公の女の子がアニメの最後の方で、靖国までの道を歩いたあの日、あの日からはんの少少だけ周りの景色が変わったような気がする、こういうふうに言つて、アニメを

使つて、これで結局、子供の心にすつとこういう特異な戦争観が入っていくという、周到につくられたアニメだと私は言わざるを得ません。

だから、靖国神社の戦争観を子供に刷り込むための教育プログラムと言つていいと思うんですね。私は、靖国DVDだと言わなくてはならないと思いますけれども、総理は、今お聞きになった限りではどう思いますか。

○安倍内閣総理大臣 それは、共産党の視点からこのビデオを評価されているんだろうと思います。

あのときには会頭にそういうふうにお話しをしたかもしれませんが、まだ私は詳しくよく見ておりませんので、また時間ができたらよく拝見させていただきます。こう思っています。

○石井(郁)委員 私は、今のお話の限りで、これを共産党の視点だと言われるのは本心に心外ですね。とんでもないですよ、総理。どこからそんなことが言えるんでしょうか。

つまり、あの戦争を、自衛のための戦争だ、アジア人の解放のための戦争だった、こういう指摘でいいのかということをやっているわけでございます。それは、総理、一九九五年の村山総理大臣の談話はどうか。戦後五十周年の終戦記念日に当たつての談話。言うまでもありません、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によつて、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。中略しますけれども、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。私の言っていることは村山談話そのもののじゃありませんか。では、村山談話が共産党の視点だということですか。全くおかしいですよ。

それで、伺います。安倍総理は、村山談話を継承するということは表明されていますよ。これは、総理として政府の

立場だというふうに思うんですね。そういうことからしますと、先ほどのこのDVDの歴史教育プログラムというのは全く違うんじゃないんですか。それが、文科省が受け入れた事業となつて学校で普及するというようなことは政府の立場と相入れないんじゃないですか。そのことを伺っているんです。総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私が申し上げましたのは、そのDVDの解説においては、石井議員は共産党に属しておられますから、それは恐らく石井さんはその立場で解説をされたんでしょう、こう申し上げたわけでございます。別に共産党の立場ということは、それが悪いということでは全くないわけでありまして、それぞれの党の人たちはいろいろな立場があるんだろうと。ただ、私はそれをまだ自分の目で確かめておりませんから、何とも申し上げようがない、こういうことでございます。○石井(都)委員 確かにしっかりと見ていただきたいと思ひます。本当に見ていただきたいと思ひます。そして、ちゃんとシナリオもございいますから、これ見ていただきたいと思ひます、読んでいただきたい。

私はその中を御紹介したわけです。それがどうして共産党の立場なんですか。御紹介しただけですよ。だから、そういう言いがかりみたいなことはやめていただきたい。(発言する者あり)そのとおりですよ。(発言する者あり)いや、文科大臣はまだ。私は今総理に伺つて、総理は見えていらつしやらない。だから、ぜひ見てください。その上でしっかりと考えていただきたいというふうに思ひます。

それで、重ねて申し上げますけれども、このDVDでは、要するにアジアの人々を白人から解放したとか。侵略と植民地支配については本当に一言もないんですから。これは後で確かめてください。一言もない。そういうものでございます。ですから、村山談話の踏襲、継承ということになるわけですよ、これは。だから、極めて重大なこと

だというふうに思うんですね。さて、学校教育の問題でも、やはりこれは文科大臣に伺つておかななくてはいいけませんので続けて申し上げますけれども、日本の政府は、過去の日本とアジアの問題について学校教育でどう取り組むのかという点についての基準を持つてゐるはずですよ。

一九八二年の官房長官談話がございします。そこにはこのようにあります。「日本政府及び日本国民は、過去において、我が国の行為が韓国・中国を含むアジアの国々の国民に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立つて平和国家としての道を歩んできた。」これは、日韓共同コミュニケ、日中共同コミュニケとして実つてゐるわけでございますけれども、この精神は、我が国の学校教育、教科書の検定に当たつても当然尊重されるべきものという立場なんですよ。

そうしますと、今、ある団体ではありますけれども、子供たちに、学校に、こういう靖国神社という異常な歴史観を宣伝している神社に行くことを勧めてゐるわけですよ。戦争は自衛のためだ、アジア人解放のためだ、そういう歴史観を教え込む事業を学校の授業で行うということは、こういう政府の立場に照らしても、本当に成り立たないんじゃないやありませんか。

私は、こうした事業委託は直ちに撤回をして、また、上映活動をしようにしていますから、やめさせるべきだと思ひますが、大臣、いかがですか。

○伊吹国務大臣 先生、どうなんでしょう、先生が最も嫌われることは、特定のイデオロギイがある思想を押しつけるということじゃないんでしょうか。ですから、日本は国定教科書制度もつておりませんし、文部科学省がこれを補助対象として選択したときも、この内容を検閲して補助金を出したわけでは私はないと思ひます。あと、これができたものについて、各学校にこ

れを持つて各団体が授業をなさる際に、当然、各学校が判断をされれば、そういうものは教材としてお使いになる学校もあるでしょうし、ない学校もあるでしょうが、私が校長であれば、使いません、それは。だから、日本というのは、つまりそういう国だということですよ。特に近現代の歴史の判断は、見る人によつていろいろ立場が違います。総理が申し上げたのも、いろいろな立場での判断があるということをお願いしてゐるのであつて、一つの判断ですべてを押し切る、割り切る、そうでなければ学校現場では何も話せないという怖い国であつては日本はならないと思ひます。

○石井(都)委員 私は、文科大臣の御答弁は問題のすりかえだと思ひます。やはりやつてはならないことなんですよ、こういうことは。だって、政府の公式見解。そして今は、歴史認識、戦争認識については厳しく問われているときじゃないですか。そしてまた……(発言する者あり)もちろんそうです、教科書の採択基準もあります。村山談話を踏襲するという見解もございします。

そういうことからして、全くまさに一方的な価値観を持ち込んで。しかも靖国神社の歴史観ですよ、これは。靖国神社を賛美する歴史観を子供たちの中に持ち込むという問題なんですよ。こういうことはやつてはならないことだということはやはりはっきりさせるべきだと私は思ひます。それは決して大臣が言うような、一般的にどういう思想も自由だという話とは全く違う話ですよ。そこは私は厳しく申し上げておきたいと思ひます。

今、こういう事態がもうわかつたわけですから、今後文科省がどのような対応をとるか私はしっかりと見ておきたいというふうに思ひます。私は、安倍内閣が、美しい国へ、また、戦後レジームの脱却ということをスローガンにしていらつしやるわけですが、これは、教育基本法を変えたことがまさにそのことだということをおっしゃったか、おっしゃったと思ひます。

でも、まさに教育基本法は、戦前の国家主義や軍国主義の体制を反省して、その教育を反省してできたのが教育基本法でした。その教育基本法を変えるということは、これは普通に考えても、やはり戦後の大民主主義や人権や平和の理念を否定することにつながつてゐるんじゃないやありませんか。

ですから、私は、この美しい国というのは、やはり戦前のレジームが美しかった、そういうことを言いたいのかと言わざるを得ないわけでありす。

それで、安倍内閣はそういうにして教育基本法を変えました。そして今、学校で具体化をするために、今回、学校教育法を改悪しようとしてゐるわけです。先ほど文科大臣言われましたが、私は逆に、本当に、特定の価値観を国家が子供や国民に押しつけるということは憲法に違反するものですけれども、まさに、安倍内閣が今、国家主導で教育に介入をする、こういうことを押しつけようとしてゐる中身というのは、この靖国DVDにあるやつたような戦争観、こういうものが中心になつてゐるんじゃないかということをやはり言わざるを得ませんし、戦前型の価値観そのものだといふところに私は今回の法案の決定的な問題があるというふうに考えてゐるところであります。

もう時間ですので、そういう法律は国民は絶対に許さないということを強く申し上げまして、私のきよの質問を終わります。

○保利委員長 次に、保坂展人君。安倍総理に質問をいたします。

教育をよくしたい、いいものにしたい、これは多くの人の願いです。ただし、教育再生会議が半ば前のめりになりながらいろいろなことを言われている。内容については相当異論がこの委員会でも巻き起こりました。

端的に伺ひますが、親学の提言、こういうものが出されるだろうと言われました。例えば、保護者は子守歌を歌い、赤ちゃんのひとみを見ながら

おっぱいを上げる、こういう提言。しかし、提言自体の緊急アピールは出されていないですね。どういうことになっているんでしょうか。総理としての見解を聞きます。

○安倍内閣総理大臣 教育再生会議においてさまざまな議論を行っています。先ほどの議論の中でも申し上げましたが、むしろ議論を呼ぶようなそういう議論を展開してもらいたい、こう思っているところでもあります。

教育の再生については、これは学校の現場や先生たちだけに責任を負わせるのではなくて、これはもう、保護者、両親や家族や、そしてまた地域、社会全体で取り組んでいかなければならない問題であろう、こう考えているわけでございます。

かつては、大家族、二世帯、三世帯同居という家族がたくさんありました。その中において、これは親から子に受け継がれていった子育てにおける知恵や工夫やあり方、あるいは地域において守るべき規律やモラル、そういうものが家族や地域の中で、そうした教育に対する支援がなされたと言ってもいいだろうと思えますし、伝承もあつたんだらう、こう思うわけでございます。

そういう中におきまして、やはり昨今、家庭において、例えば、お母さんが子供をたすすの中に入れてパチンコに行つて、子供を死亡させてしまったという事件がありましたね。こういう事件が実際に起こっているわけでありまして、従来であれば、おばあさんが言ったり、近所のおじさんやおばさんがいろいろと授けたであろう知恵や守るべき規範やあり方等々について、これは提言をしていく必要もあるのではないかと、こんな議論もあつたんだらう、このように思います。

新聞ではいろいろと先走つていろいろなことが、憶測記事が出ていますが、これはよくあることです。第二次の取りまとめにおきましては、そうしたことも含めての議論の結果について盛り込まれていくんだらうな、このように私は承知をいたしております。

○保坂展委員 端的にお答えいただきたいんですが、お答えいただけなかったのです。

子守歌、そして母乳でというのは、これは一般論で言えば、それはいいことでしょう。しかし、中には、母乳が出ないということで悩んでいらっしゃるお母さんもたくさんいて、そこに踏み込むような提言という内容はいささかレベルが低いんじゃないか。いろいろな人がいろいろな悩みを持ちながら暮らしていることについて思いをいたすべきではないかということなんです。

また、これは新聞によると、母乳が出なくても抱き締めるという、こういう案も出ているやに聞きます。これも私はおかしいと思えますよ。

では、母乳が出ないから抱き締めないなんていう人がいるのか。

つまりは、母乳が出る出ないなんていうことを、教育再生会議の親学の提言が国民の個人個人の領域について踏み込んで言うこと自体が、総理、おかしいんじゃないですか。だから先送りしたんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 その細部の議論については、私は出ておりませんからよく承知をしておりますが、しかし、先ほど私の申し上げましたような観点からさまざまな議論が行われているんだらうな、このように思います。

そして、例えば赤ちゃんに授乳させることとについても、授乳をさせるについてこういうこととがいいのではないかと提言がもしなされたとしても、それは決して、母乳が出ない方について、それがおかしいとか言っていることでは全くないんですよ。そこは物すごく論理の飛躍が意図的にあるのではないかと、私はこんなような気がするわけでありまして、もっと素直に物事をとらえる、こういう姿勢も大切ですよ。

○保坂展委員 総理は、素直に真つすぐお育ちになつて、いろいろなことで悩んだり苦しんだりしている人に果たして目配りできているのかということを私は言っているんです。

この親学の提言でも、例えば、思春期からは自

尊心を低下しないようにするなんというのもあるんですね。なぜ思春期からなんだと。

昨今、いろいろな事件が起こりますよ。マスコミ、世論が沸き立つような衝撃的な事件が起こります。その御家庭を見たときに、いや、あんなに、あいつもできて、しつかりして、親子関係もいよいよ見えていたのに、なぜなんだということがあるわけなんです。思春期からでは遅過ぎるんですよ。乳幼児の時期に、それこそ抱き締めたり、赤ちゃんを受けとめるということが、自分はこれでいいんだ、まさに自己肯定の基盤をつくつていくということが自尊心の芽生えであつて、思春期からなんということを言つてはし

くない。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 保坂委員、ちょっと待つて下さい。まだ第二次答申が出てないじゃないですか。結論が出ていないんですよ。

その過程で、委員がいろいろな発言がありますよね。その発言は、発言された委員によく聞いていただかないと。私がこれで決めたわけではないんですよ。その過程の発言について、今一々ここ

でどうだこうだと言われるのは、これはおかしいと思います。もう少し忍耐を持って、この第二次答申が出るのを見ていただいて、その上で御議論をいただければと。

今の段階では、まさに議論をしている最中でありまして、今おっしゃつた思春期、乳幼児、突然そんなことを言われても、私はわかりませんよ、それは。

ですから、それは今まさに専門家の中において、見識を持った方々が議論をされている、このように思います。

○保坂展委員 総理、答えていないんですよ。これは、親学の緊急アピールを出すというふう

に言つていたんですよ。言つていたけれども、それはやめになつたんですよ。そのことはどうい

うことだつたんですか。ですから、そこはどう

対して答えていないじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 いわゆるこの親学の緊急ア

ピールが、事実、まだ今出ていないですよ。それが事実なんですよ。あとは、保坂さんは報道を通じて知っているだけじゃないですか。報道は常に正しくはないんですよ。(保坂展委員)そんな言い方しやだめですよと呼ぶ正しくないんですよ。

結果としては、ですから、まず第二次答申において出てきたものを見ていただきたい、このように思ひますし、私もすべての会議に出ているわけ

ではないですよ。私の出るのは全体会合だけに出ているわけでありまして、第二分科会、分科会がやっているものに私は残念ながら出ておりませんから、そこでどういふ御議論があつたということについては、今詳細について私は申し上げることはできない。

もちろん、報告は受けていますよ。報告を受けておりますが、しかし、今まさにミクロの議論をされております。私どもが申し上げるのは、つまり表に出したもののについて、これから発表するものについて、ぜひそれは御議論をいただきたい、このように申し上げることは私は当然であらうと思ひますよ。

○保坂展委員 ちゃんと教育再生会議の議論をオープンにしたい。まさに国民の皆さんも一体どういふ提言なんだと議論になつてい

るわけですから、今こういうことを話し合つてい

るわけですから、今こういうことを話し合つてい

そしてまた、四百万人を超えているベーパーティーチャーという方がいらっしゃいます。教員免許を持っているけれども、学校の教壇には立っていないという方です。将来、教員が大量に退職していく時代になりますね、これから。学校の教壇にいろいろな人が立つ可能性を開いておくという意味では、この教員免許を持っている教壇に立っていない方たちも、今回の制度変更で免許は失効してしまふんですね。いわば、教壇に立つ資格を失ってしまう。しかし、それは教育委員会が内定します、そして、学校に来てくださる、手続を踏めばもう一回生き返るんですよというのが文科省の説明なんです、教壇に立つ人たちが非常に狭くなってしまうんじゃないか。

そして、こういう免許更新制、これは、アメリカの一部の州を除いてはありませぬよ。ヨーロッパの各国も、総理がモデルにしているイギリスも終身免許ですよ。そういう意味で、現場の教員たちを非常に窮屈にさせ、そして免許証を持っていて教壇に立っていない人たちを遠ざける、そういうことになりませぬか。

○安倍内閣総理大臣 私、むしろ逆なんだろうと思うんですね。我々は、先生方、教師の皆さんに自信と誇りを持って教壇に立っていただきたい、こう考えているんです。ほとんどの先生方は、まじめに教育に取り組んでいる、真摯に教育に正面から取り組んでおられる、こう思います。今回の更新制度は、まさに皆さんに自信と誇りを持ってもらおう、そのために、十年に一度、資質能力を刷新していくことが大切だろう。研修を受けることによって、新たに能力を身につけていく、知識を刷新していくことによってこれは尊敬を集めることにも私はつながっていくんだらうと思います。

そこでまた、ベーパーティーチャーの件ですが、教員免許取得後、長期にわたって教育現場には触れていない方々であって、この方々こそ、むしろ、ある意味では不安を持っておられるんだらう、こう思います。ですから、そういう皆さん

には、教員になる時点で更新の講習を受講していただいて、最新の知識と技能を身につけていただいて、そういう機会ができるわけですから、そして、それを身につけていただいた上において、自信と誇りを持って教壇に立っていただくことになるんだらう、このように思います。

これは当然、子供たち、また子供を持つ親の皆さんにとっても、いわばベーパーティーチャーの方々に、このように最新の知識を身につけていただいて、講習を受けて教壇に立つて自分たちの子供を教えてもらいたい、こう望んでいると私は確信をしています。

○保坂(展)委員 ベーパーティーチャーの方が最新の知識を受講しようとしても、更新できないんです。教育委員会の内定がないと、この講習を受けることができないんです。おかしくないですか。

○安倍内閣総理大臣 これは当然、今申し上げましたように、ですから、講習を受けて、そして内定をされて、その後先生になっていく。つまり、長い間教育の現場に触れていないんですから、当然そういう講習を受けてもらう。講習を受けることによって、いわばベーパーティーチャーと言われた方々だって、自信を持って教育現場に立つたらう。そして、お父さん、お母さんたちも、長い間触れていなかったということに不安を持たずに、これはちゃんと研修を受けられたんだ、このように思つて、信頼感も増していくのではないだらうかな、私はこのように思っています。

○保坂(展)委員 私は、教育行政の迷走だと思えますよ。

教員免許を持っていない方も、社会で幅広い経験を積んだ場合は特別免許状という形で教壇に立つてもらおう、これは五年から十年だったんですよ、最初。これは取っ払いました、その期限をもっと幅広くしましょうということですよ。

しかし、今回、そういう人たちも含めて、教育委員会の内定がないと受講もできない。こうやって狭めていくということは、これから大量に、今

四十八歳が頂点ですよ、教員の年齢構成比でいうと。どんどん退職をしていくという中で、狭めてしまいませんかと言っているんです。

○安倍内閣総理大臣 これは、現場において新たな先生の任用の必要が高まってくれば、私は、当然認定されていく、こういうことになっていく、そしてその上で受講していただく、こういうことになっていくのではない、こう考えております。

○保坂(展)委員 実は、教育の問題というのは、私は格差の問題だと思つています。この格差の問題というのは、安倍総理御自身が言っているように、いわゆる親の所得や生活の環境によって子供たちの進路がおのずから決まってしまう、運命づけられてしまう、こういう格差社会はいけないということを総理自身が言っているじゃないですか。

学力の問題で言うと、日本の子供たちは二通りに分かれてしまつていふんですね。比較的成绩がいい子供たちの山、もう一つは、手前で、成績では低い子供たちの山。この低い方の子供たちをどうやって社会的に公教育が支えるかというのが最大のテーマじゃないですか。

前回それを聞いたときに、早寝早起き朝御飯の励行でうまくいくというふうに答えられましたけれども、しかし、そんな簡単なことじゃないと私は思っているんですね。ここに対して教育改革を言うなら、塾に行く、あるいはいろいろな形で教育費にお金をかける余裕もない、そういう子供たちを社会が、公教育が支援していくという強い政策を出すべきじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 私は、親の経済状況によって格差が生まれてはならない、もちろん格差が広がってはならない、こう考えておりますし、そのように申し上げてきました。

先ほど私、早寝早起き朝御飯、それでこの格差が解消されるんじゃないかと全く言っておりました。いわば学校で取り組んで成果を上げたものがあればそれをみんなで共有していこう、この一

つの例として取り上げたわけでございます。

そして、親の格差によって子供たちの就学の機会が奪われたりすることのないように、また学力の差が出てくることのないように我々も努力をしていく、これは当然のことです。その中におきまして、だれでも通うことができる公教育を再生していく、我々は、そのために公教育をぜひとも再生したい、こう考えているわけでありま

す。

このため、公教育を再生すると同時に、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対する就学援助や奨学金事業に取り組んでいかなければならないと思つています。政府としては、平成十九年度予算において、教育の機会均等の確保を図るために奨学金事業の充実を図つていくところでございます。

また、今後とも我々は、学校の現場において、あるいは子供たちの間において、こうした親の経済力によって格差が生じないように全力を尽くしていきたい、このように思つております。

○保坂(展)委員 最後に一問聞きます。

これは、勉強になかなかついていけない子供たちに対して教員を加配し、そこに財源をしつかりつけるというふうに言つてはしかなかったんですね。端的な例ですが、我々は超党派で児童虐待防止法という法律をつくりました。大変な数の通報があつて、子供たちが保護されています。そして施設で育つています。総理、いいですか。そして、児童虐待で、社会の手で、国の手で保護された若者たちが高校を卒業して進学ができるのかというと、ほとんどこれは進学できるような状態ではない。勉強できる環境とか、資金的なものも非常に困難です。こういうことをしつかり社会が支えるというのを具体的に二つ示すことも改革なんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 最近、養護院等の施設に預けられる子供たちは、いわば、親によつて捨てられるというよりも、虐待された結果という子供たちが多いのも事実であります。そうした子供たち

が大学に進学する際、委員が御指摘になったような経済的な困難があるのも確かに事実だろう、このように思います。

我々も、そうした事実を真正面からしっかりと見据えながら、こうした中において進学を希望する子供たちの希望をかなえることができるように努力していきたいと思っております。

○保坂展委員 最後に、学校がうまくいっていないという点を余り内閣が強く言い過ぎてはいけない、自虐的になつてはいけないということをお願い申し上げます。頑張っている教師や親や生徒もたくさんいるということを、改めてそこに不信の根を持つような、内閣の旗振りである再生会議の言動はちよつと問題があるということをお願い申し上げます。

○保利委員長 次に、糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党・そうぞう・無所属の会の糸川正晃でございます。

この委員会では、ここまで一連の質疑、それから参考人質疑、地方公聴会それから中央公聴会を通じまして、教育現場における本法律案に対するさまざまな御意見というのを聞いてくることができました。

その中で、特に十五日の参考人質疑におきまして、私が京都市の教育長に質問させていただきまして、どういう質問かといいますと、本法律案で足りないところは何かあるのかということをお聞きしました。そういたしましたら、教育予算の充実、それから財政上の支援、これが足りないんだという明快なお答えをいただきました。昨日の公聴会におきましても、各公述人から、教育にかける予算というものは国がしっかりと手当てすべきである、こういう一致した意見も述べられております。また、これは各地におきましても、法案への賛否というものを別にいたしまして、ひとしく現場から上がってくる声であります。

政府は、教員の給与の国庫負担率の削減、それから行革推進法における教員の定数の削減、こういう方針など、教育再生の理念とは逆方向の厳し

い措置をとってきたのではないかなというふうに考えます。財政再建との両立については非常に困難な課題ではありますけれども、教育再生、これは安倍内閣の最重要課題である、これは安倍総理がしっかりと述べられておられるわけでございます。そこで、本日は尾身大臣にお越しいただきましたので、予算を預かる財務大臣として、教育の重要性、これをどのようにお考えになられて、その財政措置の必要性について今後どのような方針をお持ちか、ぜひ伺いたいと思います。

○尾身国務大臣 将来の人材を育てる教育は、我が国の将来にとって極めて重要な課題であると考えているわけでございます。

他方、平成元年度以降、生徒一人当たりの教育への公的支出は一・五倍になっております。また、教職員の数は一・三倍になっております。それにもかかわらず、教育をめぐる問題は深刻化していると言われております。したがって、いままで、必ずしも教育の予算をふやせば教育がよくなるものではない。重要なことは、むしろ張りをつけて、真に教育の質を向上させるような予算をきちんと重点的に措置することであると考えているわけでございます。

安倍政権にとりましても、今のお話のように、財政再建は教育改革と並んで極めて重要な課題であるというふうにお考えしております。そういう中で、私ども、財政改革の基本的な方針は維持しつつも、まず歳出ありきということではなしに、真に教育の向上のために必要な予算はしっかりとつけてまいりたいと考えております。

○糸川委員 大臣、現場の声が、足りないものはないのかと言ったら、お金ですと、これの一点に尽きるわけですか。予算が足りないんだという声がいっぱいあるところから聞かえてくるわけでございます。

それを踏まえて、では、総理にお聞きしたいと思います。

総理は、教育再生を最重要課題だというふうにおっしゃられておられるわけでございます。今までの

審議の状態というの少しは聞いていらつしやるのではないかなと思うわけでございますので、この現場の声、これをどのように受けとめられて、そして、教育予算の確保について今後どのようなリーダーシップを発揮するおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 ただいま財務大臣は、財務大臣ですからああいう財政をにらんだ答弁になるのは当然のことであつて、財務大臣がそれぞれどんな出さうと言ったら、これはもう国の財政は大変なことになる、このように思います。

ただ、財務大臣が答弁した中において、子供一人当たりの公共の財政の支出については、これは五割ふえている、そして教員も三割増になつていくというところであつて、しかし、その中において教育をめぐる状況は厳しくなつていく、こう指摘があるのも事実です。ですから、例えば三十年前の状況と今を比べてみると、三十年前の方が、例えば予算等についても今よりも厳しいのは事実でありますし、学級においても、これは今よりも先生一人当たりの生徒の数も多かったのも事実だろう、このように思うわけでありまして。

一人当たりの公共支出については伸ばしてきたのも事実ということは申し上げたわけでありまして、しかし、そこで、やはりその中において、家庭やまた地域の教育力が低下をしてきている、世の中も複雑になつてきている中において、子供たちもいろいろな悩みを抱えていて、そういう悩みにも学校の現場でこたえなければいけないという負担がふえてきたというの私もよく承知をして

いるところであつて、しかし、その中で、ではどこに予算を使えばいいのか。とにかく予算をふやせばいいということではなくて、どの部分に真に必要な財源を確保しなければならぬか、予算を投入しなければいけないかということを当然検証していく必要がある、こう思います。

もちろん、今、財政再建も行つております。ですから、当然効率化も徹底しながら、めり張りをつけて、真に必要な教育における財源は確保して

いかなければならない、こう考えております。

○糸川委員 総理のお考えと基本的には私も同じなんです。総理、教育再生というお言葉を使われている以上、これは喫緊の課題だということは重々御存じのようでございますので、先立つものがなければ地方の教育というのが成り立たないと言っている声もあるということをしつかりと聞き届けていただいて、財務大臣は財務大臣の意見だということだけではなくて、ぜひ内閣でその声を上げていただきたいというふうに思います。

次に、教育。これは基本的に子供たちのためにあるわけでございます。子供たちが社会の一員として生きていくために必要とされる基本的な知識、これを習得して、みずからの生き方、これを自分自身で選択できるようにしてあげるといことが教育の基本的役割ではないのかなというふうに思うわけでございます。

ただ、この点、未履修問題に象徴されますように、最低限必要とされる基本的な知識、これを定めました学習指導要領が現場において必ずしも十分守られていなかったということも明らかになつたわけでございます。地方公聴会、そして昨日の公聴会におきましても、御意見の中で、指導要領が実態にそぐわないんだ、それが原因なんだというような指摘もございました。その弾力化というものが必要ではないかというような意見もござ

います。そこで、総理が、今回のこの教育再生三法を通じて、子供たちが身につけるべき最低限の知識、ナショナルミニマム、これを確保するために今後国としてどのような対応を図っていくおつもりなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 私は、教育再生に当たりまして、すべての子供たちに高い水準の規範意識として学力を身につける機会を保障しなければならぬ、このように申し上げてきました。

このため、学校教育法の改正案におきましては、義務教育の目標等を定めまして、基礎的な知識の習得や、思考力、主体的に学習に取り組む態

度など、育成すべき資質や能力等を明確化いたしました。

そしてまた、学校教育法の改正を踏まえて、今後、授業時数の見直し等を含めた学習指導要領の改訂を行うことといたしています。

また、このような教育内容の充実のほか、今回の三法案におきましては、副校長の設置など学校の組織運営体制及び指導体制を強化していく、そしてまた教育委員会の責任体制の明確化や教育に国が責任を負える体制を構築する、そして免許更新制の導入などによって教員の資質の向上などを定めています。

これらが一体となって、高い学力と規範意識を確実に定着させる教育の実現を図っていきたくと思っています。

○糸川委員 これは伊吹大臣に、もう何度も私も聞いておりますけれども、また改めてお聞きしたいと思うんです。

文部科学大臣が、今回のこの法改正を受けた学習指導要領の改訂に際して、地域の実情に合った弾力的な運用について、そういう声に対して今後どのような対応をとられるのか、それから指導要領の実効性をどのように担保されるおつもりなのか、お伺いさせていただきます。

○伊吹國務大臣 今先生の御質問にございました、実態に合わないという意味が、どういう意味なのか。これは、その地域に即した教育ができないという意味なのか、受験のためにうまくないぞという意見なのか。私は、後者はちょっとやはりそれは本末転倒の議論だと思えます。

今総理が御答弁申し上げたように、特に高等学校の卒業生は、全国一律、ここまでは私学であらうと何であらうときちつと学習をしてもいい、それが日本の高校を卒業した人の基礎的な学力であるということ、国会でお決めいただいた学校教育法に従って告示をしているわけですから、その中で工夫をしていただくということ、カリキュラムの編成は校長にありますから、これは私はよろしいと思いますが、入試に不

便だから何やってもいいということは、金もうけのために何やってもいいのとよく似ていて、私は、未履修の問題というのは、ある意味では受験のライブドア事件だというふうに思っているんですよ。

ですから、そこはやはりきちつと守っていただく中でいろいろな創意工夫をしていただくことについては、大いにバックアップはいたしたいと思っています。

○糸川委員 ですから、大臣、それは私もよくわかってはいるんですが、昨日の公聴会でも、この未履修の問題はどうして起きたと思いますかということをお聞きしましたら、現行の受験制度が問題であるのではないかと、こういうふうな指摘もあつたわけでございます。

そういうことをしっかりと踏まえた上で、今後の学習指導要領を変えていく中で、大臣として、じゃ、学校に守らせていくんだというその担保と、いうのをどのようにしていくのかということをお伺いしたわけでございます。

では、もう一問、未履修のことについてお尋ねさせていただきます。

このナショナルミニマムの確保に関連いたします、これは私学の問題について特にお伺いしたいと思いますが、未履修問題、これは私学の割合が高かつたわけでございます。大臣先ほどもおっしゃられました、私学に学ぶ子供たちの学力が権利が侵害されているという解釈が若干私ではできるわけでございますが、その防止策が果たしてこの法律案でしっかりと担保されて確保されているのかどうか、こういう疑問もあるわけでございます。

この点は、文部科学大臣には以前質問させていただきました。ですから、本日は総理の認識をお伺いしたいと思います。

総理は、私学における適正な教育の確保に関しまして、文部科学大臣、それから総務大臣に対しまして、地方自治の本旨というのを大切にしながら、知事部局において必ず法律が守られるような体制をつくるべしという指示を行ったというふう

に聞いております。具体的には、総理の指示がこの法案にどのように反映されたと考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

指導主事等の教育の専門家を知事部局に置くといった指導がなされるということでございますが、これは財政的な支援等、これを考えないと、地方自治の名のもとに、実効性が確保できないのではないかと、こういうようなおそれもあるわけでございます。そこで、子供たちの教育を受ける権利を確保するという観点から、私学を所管いたします知事部局の強化のあり方について、総理の御決意というんでしょうか、これをお伺いしたいというふうに思います。

○安倍内閣総理大臣 私立学校といえども、公教育の一端を担っているわけでありまして、これは委員も同じ考えなんだろう、このように思います。

国の法令に基づく適正な教育が行われるよう、私立学校の自主性を尊重しながら、私立学校に関する教育行政の充実を図っていくわけでありまして、私はこのように考えているわけでありまして、私共は、このために、今回の地教行法の改正において、知事が教育委員会に対して学校教育に関する専門的な助言、援助を求めざることを可能にするともに、知事部局に専門的知識を有する者を配置するなど体制を充実するよう、総務大臣と、そして文部科学大臣に、確かに私は指示をしたところでございます。

政府としては、このような施策を通じて、知事部局の体制の充実を図り、子供たちの教育を受ける権利を保障していきたい、こう考えています。

○糸川委員 もうほとんど時間がなくなつてまいりました。

総理にもう一問お聞きしたいと思うんですが、今回の規定について、条文上は、市町村の長がその議会の議決を経て行うものとされまして、市町村議会が当該議決をする際には、市町村の教育委員会の意見を聞かなければならない、こういうようなことになっておるわけでございます。首長の

イニシアチブが非常に大きくなっているというふうに考えられます。また、市町村と都道府県の移譲に関する協議についても、教育委員会の間で行うのではなくて、市町村の長と都道府県知事という、首長同士での協議となるわけでございます。

そこで、教育分野におけます都道府県と市町村の分権の推進に關しまして、国の果たす役割について、総理の御認識をお伺いしたいというふうに思います。

○安倍内閣総理大臣 教育基本法におきましては、国は全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることが規定をされています。教育に関する基本的な制度の枠組みの制定を行う役割と責任が国にはある、このように思います。そして、国は、この役割と責任を踏まえて、都道府県から教育の実施主体である市町村や学校に権限を移譲する方向で取り組みを進めることが重要であります。

今回の地教行法の改正におきまして、このような考えのもとに、市町村から都道府県に事務の移譲を要請することを可能とすること、そして、都道府県教育委員会が同一市町村内の県費負担教職員の転任を行う場合は、市町村教育委員会の内申に基づいて行うことなどを盛り込んだところでございます。

このように、いわば国と都道府県、そして市町村、それぞれの役割を定めているところであります。

○糸川委員 私がこの衆議院における質問の最後の質疑者でございます。

これは理事会で話もしておりましたけれども、この教育再生がこれがまたスタートでございます。尾身大臣、ぜひ予算のところもしっかりと御検討いただいて、この国の礎になる子供たちのために、しっかりと尽くしていただきたいと思っております。

終わります。

○保利委員長 これにて各案に対する質疑は終局

いたしました。

○保利委員長 これより各案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。小坂憲次君。

○小坂委員 私は、自由民主党を代表いたします。ただいま議題となっております政府提出の学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対して、賛成の立場から、また、民主党提案者の教育に対する熱意には共感を有するものの、民主党提出の四法律案に対して、反対の立場から討論をいたします。

内閣提出の教育再生関連三法案は、教育現場のさまざまな問題の解決に向けて、改正教育基本法において示された新しい時代の目指すべき教育の姿を踏まえ、緊急に必要な制度の改正を行うものであります。

賛成の理由の第一は、学校教育法等の一部を改正する法律案において、改正教育基本法の理念のもと、義務教育の目標を新たに定め、各学校種の目的等を見直すとともに、学校に置くことができる職として新たに副校長等を設けること等について規定されたことであります。このことにより、教育新時代にふさわしい学力と規範意識を児童生徒に身につけさせるとともに、組織としての学校の力が強化されるものと考えます。

賛成の理由の第二は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案において、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感を持って責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制の構築について規定されたことであります。また、私立学校に関する地方教育行政の充実に係る規定が設けられたことでもあります。このことにより、教育委員会の立て直しを図るとともに、法令違反状態に

国が責任を持って対応できることになるものと考えます。

賛成の理由の第三は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案において、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、最新の知識、技能を身につけ、自信と誇りを持って教壇に立つことができるようにするとともに、指導が不適切な教員に対しては毅然と対応するため、教育職員の免許の更新制の導入及び指導が不適切な教員に対する人事管理について、必要な事項の制度化について規定されたことでもあります。教員の資質向上こそが教育再生のかぎを握っております。今回の改正により、教員全体への信頼性を高め、全国的な教育水準の向上を図ることが可能となるものと考えます。

以上のように、教育再生関連三法案は、改正教育基本法の新しい理念を踏まえ、安倍内閣が目指す教育再生を実現するための具体的な制度の改正として、喫緊に措置する必要があるものであると考えています。

本教育再生関連三法案につきましては、本国会において五十七時間を超える慎重な審査を行ってまいりました。その際、三回の参考人に対する質疑、四カ所の地方公聴会、さらに中央における公聴会を行いました。特に、地方公聴会においては、学校現場を視察するなど、教育の実態把握にも努めたところであります。これらを通じ、与野党が相協力して充実した審議が行われてきたものと考えております。

資源の乏しい我が国においては、人材こそ国の宝であり資源であります。また、教育は、この国の将来を左右する国政上の重要課題であります。私としては、どの子供にも豊かな教育という基本的な考え方に立って、国際社会の中で活躍できる心豊かなたくましい人づくりを目指すことこそ教育再生への道と考えております。今回の改正がその一歩となることを確信して、賛成の討論いたします。(拍手)

○保利委員長 次に、北神圭朗君。

○北神委員 私は、民主党を代表して、政府提出の教育再生関連三法案に反対、そして、民主党提出の日本国教育基本法案及び学校教育力の向上三法案について賛成の立場から討論を行います。

教育の重要性を考えると、安倍総理が教育を内閣の最重要課題に掲げたこと、それ自体は大いに評価できることであります。ところが、昨年の教育基本法の改正に引き続き、今回の教育再生関連三法案の中身は、当初の意気込みに比べて、余りにも貧弱で中途半端であると言わざるを得ません。

これに対し、民主党の日本国教育基本法案と学校の教育力を向上させるための三つの法律案は、子供たちにとって高い教育水準を確保するため、中身の充実した体系的な法案になっております。

具体的に、教員免許制度については、政府案は、教員の養成段階には何にも手を加えることなく、ただ単に、今の教員免許状に十年間の有効期間を設け、三十時間程度の免許の更新講習を行うだけの、まことに不十分なものとなっております。この程度の内容で、本当に教員の資質や能力が実質的に向上するのでしょうか。極めて疑問であります。

これに対し、民主党案は、普通免許については、現在の四年制大学修了から、一年間の教育実習を含む二年間の修士を修了した者に免許することと、また、教職についた者がさらに実務経験、専門的な教育を受ければ、今までにない専門免許を取る道を新たに作るなど、教員の養成段階において大幅な資質向上を図っていく内容となっております。民主党案こそ、まさに教員の現場感覚と使命感を涵養するための効果的な提案であり、政府案とは雲泥の差があるものと考えております。

次に、地教行法改正案については、昨今のいじめ、未履修問題への対応をめぐり、教育委員会のあり方が大きな議論となりました。安倍総理の肝いりで設置された教育再生会議においても、この一月の報告で教育委員会の抜本的な改革が大きな

課題として取り上げられ、総理も、戦後レジームの転換だと大見えを切っておられました。

ふたをあげてみれば、政府案は結局、教育委員会を残しているではありませんか。そして、その体制の微修正を図ろうとしながらも、一方で教育委員会に対する国の関与を強めております。また、市町村の教育委員会の共同設置を可能とするなどにより、さらに地域の住民から離れた教育行政を許すことになってしまいました。どうも政府案では、国と地方と教育委員会、さらには学校現場や地域社会の関係が整理されていないのではないかと疑わざるを得ません。

これに対し、民主党の日本国教育基本法案及び地教行法案は、国の最終責任を明確にしつつ、地方自治体が設置する学校において地域の住民に身近な学校理事会を設けることにより、現場のことは現場に任せて、学校主権の確立を図るものであります。民主党案こそが、国と地方の責任の所在と役割分担を明確にしつつ、地域住民との連携を可能にする抜本的な改革案であることは、火を見るよりも明らかであります。

政府の学校教育法等の改正案についても、昨年の教育基本法の改正にあわせ、義務教育の目標の手直しを行っております。しかしながら、教育基本法の改正に倣って学校教育法を見直すのであれば、本来は、六・三・三の学制改革も視野に入れた幅広い検討が必要だったのではないのでしょうか。また、民主党の学校環境整備法案は、国の教育に全力で取り組むために必要な教育予算を戦略的に確保するものとなっております。こうしたことを考えると、教育がまさに最重要課題であるからこそ、本来は、もっと十分な時間をかけて、内容の深い体系的な議論を行ってから法案を提出された方がよかつたのではないのでしょうか。

以上、るる申し上げてまいりましたが、政府の教育関連三法案には、今申し述べた皆さんの問題があり、断固反対。民主党提出の日本国教育基本法案及び学校教育力の向上三法案こそが、今後の日本を支える子供たちのために、教員の現場感

覚と最も大事な使命感を涵養し、教育行政の責任の所在と役割を明らかにし、財政面を初め学校現場のさまざまな課題を解決する大胆な力強い一歩になることから、民主党案に賛成の立場を表明し、私の討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○保利委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となっております政府提出の教育関連三法案に対して賛成の立場から、民主党法案に対しては反対の立場から討論を行います。

子供にとって最大の教育環境は教員であります。その意味で、教員の資質をどう向上させるかは、教育政策上非常に大きな課題であります。政府提出の改正法案ではこの課題に対応していることが、賛成の第一の理由であります。現在、学校現場にいる教員には、コンピュータや携帯電話などITへの対応、発達障害や特殊支援教育への対応を初め、いじめ、不登校、学級崩壊等、新たな課題や難しい課題が突きつけられています。教員免許更新の講習は、新しい時代、状況に即した知識や技能を身につける機会を教員の方々に提供するものです。

賛成の第二の理由は、いわゆる不適切な教員への対策を講じている点であります。大多数の教員の方々は、本当に一生懸命教育に取り組んでおられます。しかし、一部には問題のある教員もあり、そうした教員が教壇に立つことは、児童生徒にとってよい教育環境を提供しているとは言えません。今回の改正案では、不適切な教員の認定について、手続や研修の法的な位置づけ、認定基準を明確にするなど、公正な認定手続等を確保する内容となっております。

第三の理由は、副校長、主幹教諭とともに、指導教諭という新たな職が設けられていることです。現場のすぐれた教員が指導教諭として処遇されるということになります。この指導教諭の設置は、周囲によい影響を及ぼし、学校のレベル向上

に大きく貢献するものと大いに期待しております。

賛成する第四の理由は、学校評価を推進し、保護者等が学校の諸活動について理解し、的確に参画できる情報提供が図れるようになる点であります。学校評価については、文部科学大臣が実施手続や公表のあり方について定め、学校評価の項目は各学校において設定されます。教育内容が改善される、教職員の意識改革が進む、保護者、地域からの協力を得られるなどのメリットが期待されます。

昨春秋、いじめによる自殺問題や未履修問題の対応をめぐる、国、教育委員会や学校のあり方について、さまざまな議論がありました。改正案では、地方分権の趣旨を尊重しながら、必要な最小限度の範囲で、国の指示など関与を規定し、国の責任を明確にしました。そして、教育委員会の責任の明確化や教育委員会の広域化など、地方の自主性を促す内容となっております。また、私立学校に対する教育行政のかかりについても、知事部局の充実を図る一方、私立学校法の趣旨を踏まえ、私立学校の自主性、独自性を尊重しながら、知事が教育委員会から専門的事項について助言、援助を求めることができる体制が法律で明確になりました。こうした点が賛成する第五の理由です。

一方、民主党法案では、教育における国と地方の責任や教育行政事務の位置づけがあいまいであること、すべての教員資格を大学院修士とすると、教員ではなく一般企業へ就職することとなった場合に大きなハンディとなること、教育の中立性が確保できるかどうか疑念が払拭できないこと、学校教育環境整備計画の概要や財源対策など判断の前提となるものがはつきり示されていないこと、これらの理由などから、民主党の案については反対いたします。

法改正を契機として、教育に携わる教員及び教育行政の担い手である教育委員会が、国民、住民にさらなる信頼を得るよう、関係者の皆様には一

層の御努力をいただき、私どもも、よりよい教育環境の整備に全力で取り組むことを申し上げ、政府案に対しては賛成、民主党案に対しては反対の討論を終わります。(拍手)

○保利委員長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の教育三法案に反対の立場から討論します。

まず、学校教育法等の一部を改正する法律案は、我が国を愛する態度や規範意識などの徳目を義務教育の目標にし、それらの態度を養うことは、時の政府が掲げる特定の価値観を子供たちに強制し、憲法が保障する内心の自由を侵害するものです。また、副校長や主幹、指導教諭などの設置は上意下達の教員組織をつくり上げ、教師集団の自主的で自由な教育活動を阻害し、教員の目を子供より上司に向けさせるものです。文部科学省主導の学校評価で学校の教育活動を管理し、国による統制へ導くなどの問題点もあります。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、教員の免許状に十年の有効期間を定め、講習修了を免許更新の条件とするもので、教員の身分を不安定なものにし、ILO・ユネスコの教員の地位に関する勧告に反します。官製講習の押しつけは、現場の教員が切実に求めている自主研修を困難にします。指導が不適切な教員の人事管理の厳格化を行えば、教員に対する大きな圧力となりかねません。子供たちに向き合う時間が欲しいとの現場の切実な声にこたえず、さらなる多忙化と管理を押しつけるやり方は許されません。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、是正の要求で、新たに文部科学大臣が指示できるよう条文化することで、地方教育行政及び学校への国の関与を強化するものです。日の丸・君が代の実施も是正の対象としており、学習指導要領、教育振興基本計画を押しつける手段に使われることは明らかです。教育行政における国と地方の関係を、指導助言から指示

命令関係に変質させるものとなりかねません。また、教育の地方分権、地方自治に逆行し、教育委員会の活性化につながりません。

昨年改悪された教育基本法を具体化し、国、文部科学省の権限強化、教育の統制を強めるための教育三法案は、廃案以外にありません。

このように我が国の教育の根幹を定める教育三法案をわずかな審議時間で採決することは言語道断であり、国民は徹底審議、慎重審議を望んでいます。公聴会、参考人質疑を通して、与野党を問わず、三法案に懸念や問題点が多く指摘されました。さらなる審議を要求し、反対討論とするものです。

なお、民主党提出の法案については、賛同しかねることを申し添えます。

○保利委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社会民主党・市民連合を代表して、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

まず申し上げたいのは、今回の三法案が、昨年末の教育基本法改悪の強行を受けた、極めて拙速かつ政治的な立法だということです。教育をめぐるといふ問題は多岐にわたります。教育改革は待ったなしの課題であること、これは異議がございませぬ。しかし、官邸主導で設けられた教育再生会議の議論を受けて、わずか一カ月で答申をしています。十分に審議が尽くされたととても言えない状態です。しかも、国会会中の三法案成立、こうした立法スケジュールを優先したものであつた、逆算だったということは明らかであります。教育に関する制度設計は、厳に公正かつ中立的でなければならず、一内閣の意向で左右されるものであつてはなりません。国家百年の計である教育制度を、このように拙速かつ政治的なスケジュールで変更することは断じて許されないのであり

ます。

まず、学校教育法改正では、新たに義務教育の目標が規定され、我が国と郷土を愛する態度を養うことなどが目標とされています。教育基本法改正の審議の際も再三議論したことではありますが、このようないわゆる愛国心の規定は、偏狭なナショナリズムの蔓延、あるいは個人の内心の自由に対する踏み込みにつながるおそれが極めて大きいと考えます。また、校長、教頭、副校長、主幹教諭、指導教諭などを設けて、教職員の中のヒエラルヒー、階層化を図ろうとしています。今求められていることは、教師が子供に向き合う時間を確保し、教師のモチベーションや質を高めるための運営能力の向上であり、管理職層を厚くしてピラミッド形の体制を強化し、教員集団を分断していくことではありません。学校評価を導入し、学校の競争をあり、格差が拡大され、子供たちのの上目遣いの教師をふやして、教職員への管理統制を強める学校教育法改正は、教育現場の空息状況に拍車をかけるものと言わざるを得ません。

地教法改正は、地方自治法に規定されている是正要求を新設し、指示をする権利を国が持つことにより、国による管理をさらに強化するものであります。教育の中立性と教育行政の安定性の確保を目的とした教育委員会の制度の否定にもつながりかねず、地方分権の理念と根本から対立するものであります。

教員免許法改正によって、教員免許が十年ごとの更新制となります。本来、教員免許は教員となる資格の問題であり、教員として勤務するかどうかは人事管理の問題であります。任命権者による教員の採用、養成、研修などの人事行政、管理の不備の問題を免許の問題と一緒にするもので、全くの本末転倒であります。既に教員志望者の減少の兆候があらわれており、公教育からの人材の流出も懸念をされます。教育公務員特例法改正による人事管理の厳格化も、任命権者の恣意的な運用が行われるおそれが強く、賛成できません。

今必要なことは、教育現場への国の管理統制を強化し教師を圧迫することではなく、教育へ資源を重点配分し、教師が子供と向き合うゆとりをつくることとあります。本教育関係三法案は、まさに拙速であり、教育を破壊するものにはかならないということを申し上げたいと思います。

なお、民主党提案の各法律案には、その立法に当たって、真摯な姿勢に共感をしつつも、免許更新制を導入することや教育委員会の民主的再生などについての見解が異なることから、残念ながら反対させていただきます。

最後に、一カ月前、衆議院本会議で趣旨説明がなされて、連続の審議で与野党合意のない採決を急いでいる。大変残念に思い、遺憾に思います。採決はするべきでないということを申し上げて、終わります。

○保利委員長 これにて討論は終局いたしました。

○保利委員長 これより採決に入ります。

まず、鳩山由紀夫君外五名提出、日本国教育基本法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、藤村修君外二名提出、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、牧義夫君外二名提出、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立少数。よって、本案は否決す

べきものと決しました。

次に、笠浩史君外二名提出、学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○保利委員長 この際、ただいま議決いたしました内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の各案に対し、鈴木恒夫君及び西博義君から、自由民主党との動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木恒夫君。

○鈴木(恒)委員 私は、提出者を代表いたしました。本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 副校長等の新たな職の設置については、その職務と責任に応じた処遇や定数の改善に努めること。

二 学校教育を振興するため、教職員定数と教育予算の一層の拡充に努めること。

三 大学が国際社会をはじめ広く社会に貢献できるよう、必要な支援に努めること。

四 文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律による是正の要求や指示を行うに際し、首長は教育委員会に対して支援等を行うこととする。

五 知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求める際には、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重すること。

六 私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと。

七 教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。

八 免許状更新講習の受講負担を軽減するため、講習受講の費用負担も含めて国による支援策を検討するとともに、へき地等に勤務する教員のための講習受講の機会の確保に努めること。

九 大学における教員養成課程の見直しなど、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めるとともに、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。

十 教員に優れた人材を確保するため、教員の顕彰制度の充実、人材確保法による教員給与の優遇措置の改善及びメリハリある教員給与体系の実現に努めるとともに、教員の多忙化の解消及び教育の充実のため、教職員定数の改善、事務の外部委託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用を努めること。

十一 児童等に対する指導が不適切な教員の認定に当たって、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。

以上であります。
何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○保利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○保利委員長 起立多数。よって、各案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。伊吹文部科学大臣。

○伊吹国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○保利委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○保利委員長 各議案の議了に当たり、委員長として一言御礼のごあいさつを申し上げます。
去る四月十三日の当委員会設置、四月十七日の本会議趣旨説明を経て、四月二十日から当委員会での実質審議に入りました。

この間、連日の審査に与野党理事、委員各位には熱心に御参加いただき、また、真摯かつ真剣な質疑をしていただきました。ここに委員長として衷心より御礼申し上げます。

また、議案提案者である大臣初め政府側、さらに民主党案提案者各位、参考人、公述人の皆様、また、国会職員の皆様には、それぞれ適切に対応していただきましたことに心から感謝を申し上げます。

国民の注視する教育再生の課題が当特別委員会で議了の運びとなりましたことは、皆々様の御協力のたまものであり、委員長として重ねて心からの感謝の念をささげる次第であります。ありがとうございます。(拍手)

本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会